

香川県農業・農村基本計画

案

令和3年9月
香川県

目 次

序章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の性格と役割	
3 計画の期間	
4 計画の進行管理	
第1章 本県農業・農村の現状	2
1 担い手	
2 生産	
3 生産基盤	
4 農村	
5 農政へのニーズ	
6 全国における本県農業の位置	
第2章 本県農業・農村を取り巻く環境の変化	16
1 人口減少・少子高齢社会の到来	
2 グローバル化の進展	
3 田園回帰志向の高まり	
4 ウィズコロナ時代への対応	
5 SDGsの推進	
6 デジタル技術・先端技術の進展	
7 脱炭素化の推進	
8 頻発化・激甚化する自然災害等のリスクへの備え	
第3章 農政の基本方向	21
1 基本目標	
2 基本方針	
3 施策展開	
4 SDGsとの関係	
5 施策体系	
第4章 施策の展開方向	29
展開方向Ⅰ 担い手の確保・育成	29
展開方向Ⅱ 農産物の安定供給	36
展開方向Ⅲ 農産物の需要拡大	54
展開方向Ⅳ 生産性を高める基盤整備	63
展開方向Ⅴ 活力あふれる農村の振興	74
参考 指標一覧	81
資料 用語の解説	83

序章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本県では、平成 28 年に「香川県農業・農村基本計画」を策定し、「農業の持続的な発展と笑顔で暮らせる農村の実現」を基本目標として、農業所得の向上や農村と集落の再生・活性化等に取り組んできました。

その結果、次世代を担う新規就農者の一定数の確保や認定農業者の増加に結びつくとともに、担い手の法人化や規模拡大も着実に進展しています。また、ブランド農産物の生産も拡大傾向にあるなど、その成果が少しずつ出てきているところです。

令和 2 年度に「香川県農業・農村基本計画」の計画期間が終了したことから、これまでの取組みの方向性を引き継ぎながら、農業・農村を取り巻く情勢の変化や県民意識・ニーズ、有識者、県議会をはじめとする県民の意見等を踏まえ、令和 3 年度からの本県農業・農村の目指す姿と施策の方向性を示した計画を策定するものです。

2 計画の性格と役割

この計画は、本県農政の基本指針として、県の総合計画である「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」等との整合性を図りつつ、本県農業・農村の目指す将来像や基本的方向、施策の展開方向を明らかにしたものであり、次のような役割を持ちます。

- (1) 農政に関するすべての分野を対象として、重点的に取り組む施策を明らかにしたものです。
- (2) 農業者に対しては、県の基本的方向を明らかにすることにより、農政に対する理解と主体的かつ積極的な取組みを促進するものです。
- (3) 県民に対しては、農業・農村の役割や食の重要性についての理解を深め、本県農政に対する理解と協力を期待するものです。
- (4) 国との適切な役割分担のもと、本県の実情に即した振興方向と目標を明らかにすることにより、その実現に向けた施策を総合的かつ効率的に推進するものです。
- (5) 基本目標や基本方針等について、農業者、市町、農業協同組合などの関係団体・機関、食品産業界、消費者などと共有し、連携・協力しながら、その実現に取り組むものです。

3 計画の期間

令和 3 年度から令和 7 年度（目標年度）までの 5 か年計画とします。

4 計画の進行管理

この計画の進行管理は、香川県農業・農村審議会において実施します。

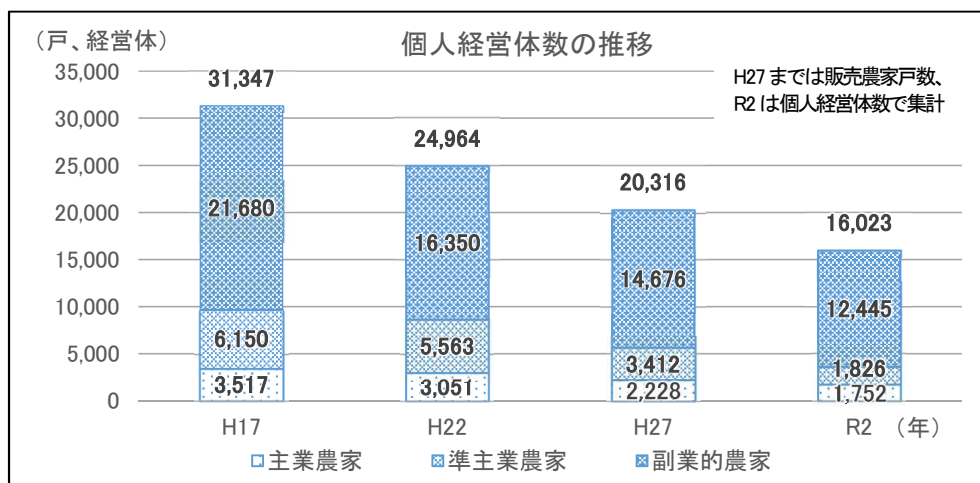
第1章 本県農業・農村の現状

1 担い手

農業者の高齢化や就業人口の減少が進んでおり、今後もその傾向が続くことが見込まれています。本県農業を将来にわたり持続させるためには、新規就農者や認定農業者¹など農業生産の核となる人材をさらに確保し、時代の変化に柔軟に対応する多様な担い手を育成する必要があります。

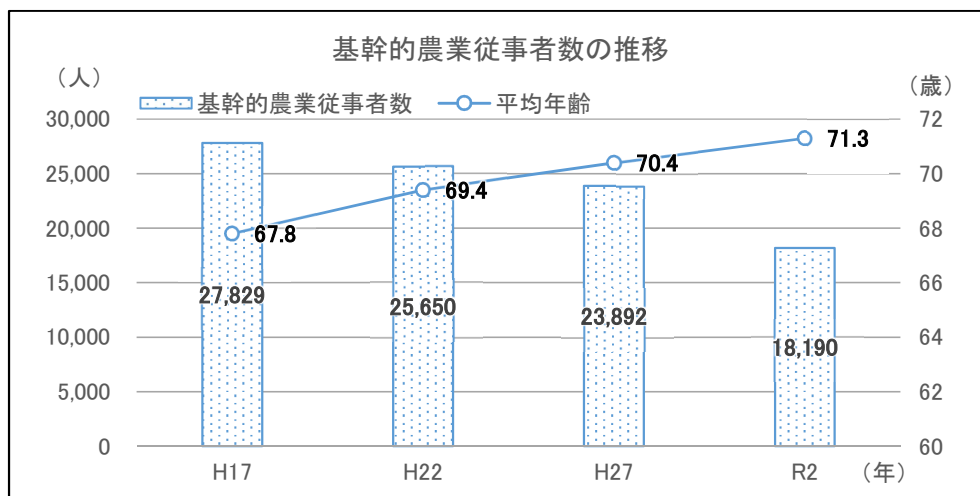
(1) 個人経営体

令和2年の個人経営体数は16,023経営体であり、平成22年からの10年間で8,941経営体減少（36%減）しています。



(2) 基幹的農業従事者²

基幹的農業従事者数は平成22年からの10年間で7,460人減少（29%減）しており、平均年齢は71.3歳（全国67.8歳）となっています。

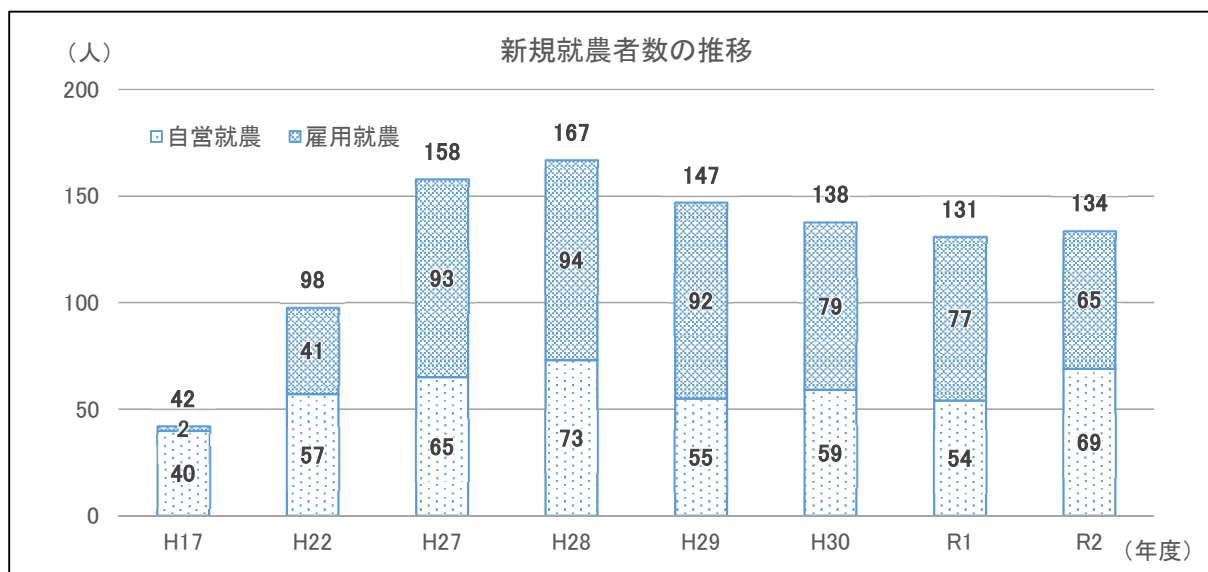


¹ 農業経営基盤強化促進法に基づき、5年後を目標として経営規模の拡大や生産方法・経営管理の合理化などを記載した農業経営改善計画を作成し、これを市町等から認定を受けた農業者。

² 自営農業に主として従事した世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者。

(3) 新規就農者

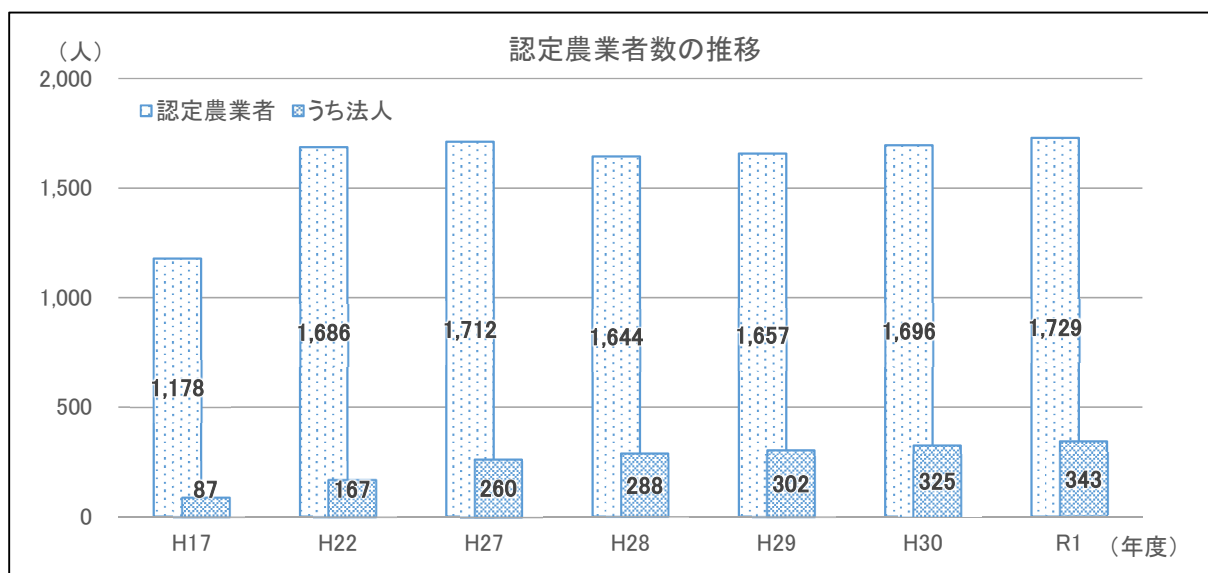
新規就農者数は、平成 28 年度から令和 2 年度までの平均で約 143 人となっており、10 年前となる平成 22 年度と比較すると約 1.5 倍になっています。



資料：県農業経営課

(4) 認定農業者

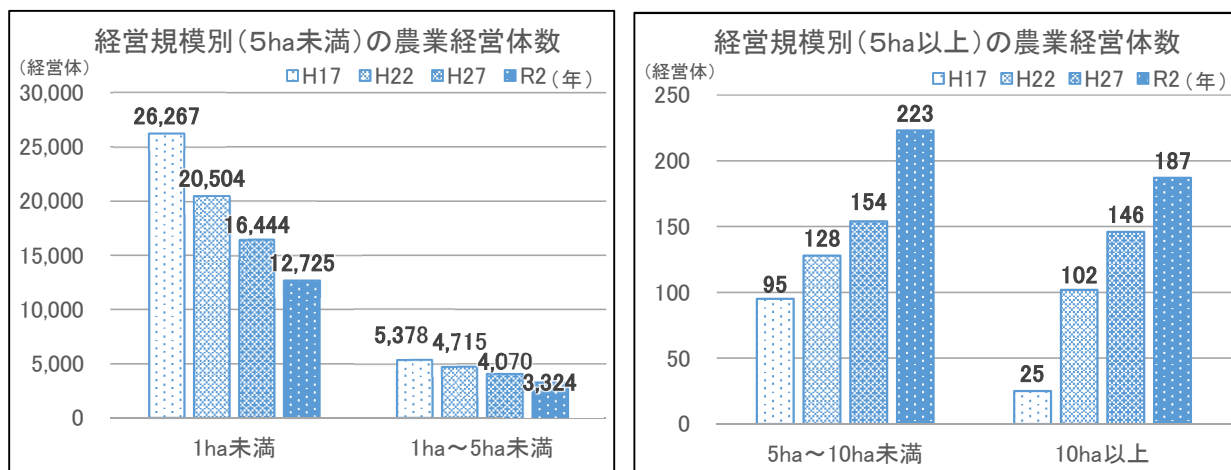
認定農業者数は、近年 1,700 人前後で推移しており、法人である認定農業者は増加傾向にあります。



資料：県農業経営課

(5) 経営規模別農業経営体

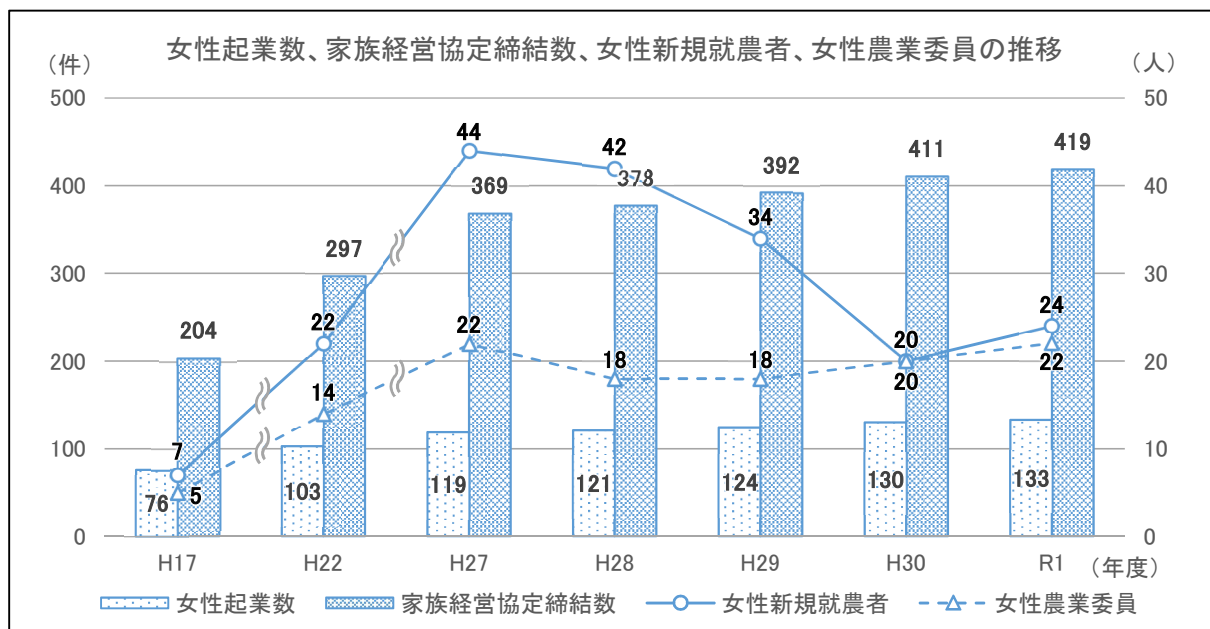
経営規模が5ha未満の経営体は減少していますが、経営規模が5ha以上の経営体は増加しており、平成22年からの10年間で5ha～10ha未満の農業経営体数は95増加（74%増、全国7%減）、10ha以上の農業経営体数は85増加（83%増、全国18%増）しています。



資料：農林水産省「農林業センサス」

(6) 女性の活躍

女性起業数や家族経営協定³締結数は着実に増加しています。また、女性新規就農者は平成27年度をピークに減少傾向、女性農業委員は平成27年度から横ばい傾向にあります。



資料：県農業経営課

³ 家族で営農を行っている農業経営において、家族間の話し合いを基に経営計画、各世帯員の役割、就業条件等を文書にして取り決めたもの。

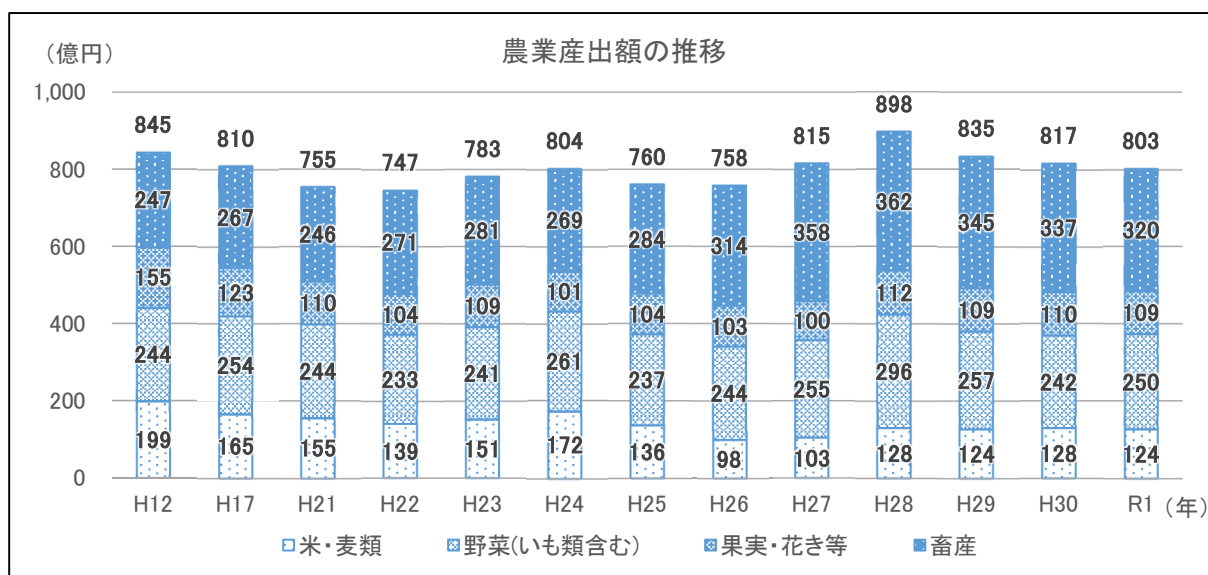
2 生産

農業産出額は、近年 800 億円台で推移しています。

国内外の産地間競争が一層激化するなか、本県農業を競争力ある産業として持続させるためには、マーケット・インの発想による消費者ニーズに即した魅力ある農産物づくりとブランド化をさらに進める必要があります。

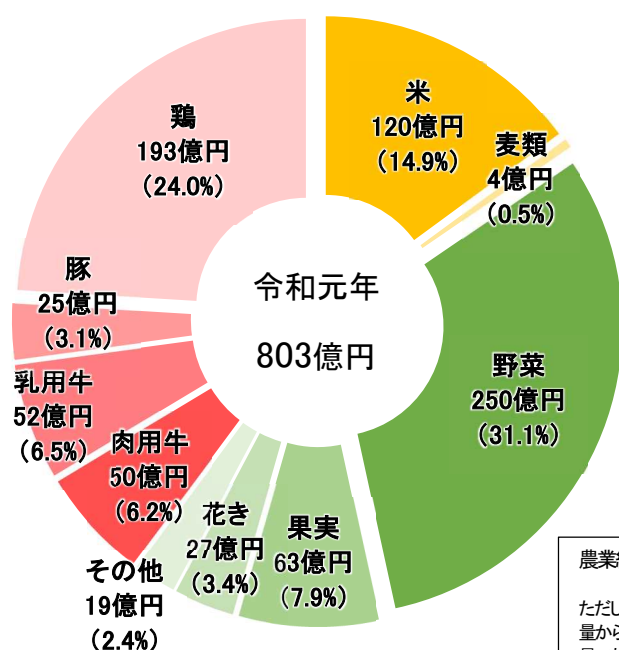
(1) 農業産出額

令和元年の農業産出額を部門別にみると、畜産（肉用牛、乳用牛、豚、鶏）が約 40%、野菜が約 30%を占めています。



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

農業産出額の割合(令和元年) 資料：農林水産省「生産農業所得統計」



農業総産出額 = 品目別生産量 × 品目別農家庭先販売価格

ただし、品目別生産量は、作物統計調査、畜産物流通調査等から得られた生産量から、再び農業に投入される種子、飼料作物等の中間生産物を控除した数量であり、品目別農家庭先販売価格は、都道府県別推計(都道府県別農業産出額の合計)から算出した品目別価格である。

(2) 部門別農業産出額の推移

平成22年と令和元年を比較すると、56億円の増加（7%増）となっており、なかでも、肉用牛が21億円の増加（72%増）、果実が13億円の増加（26%増）となるなど、ブランド化が進展している品目が伸びています。

部門別農業産出額

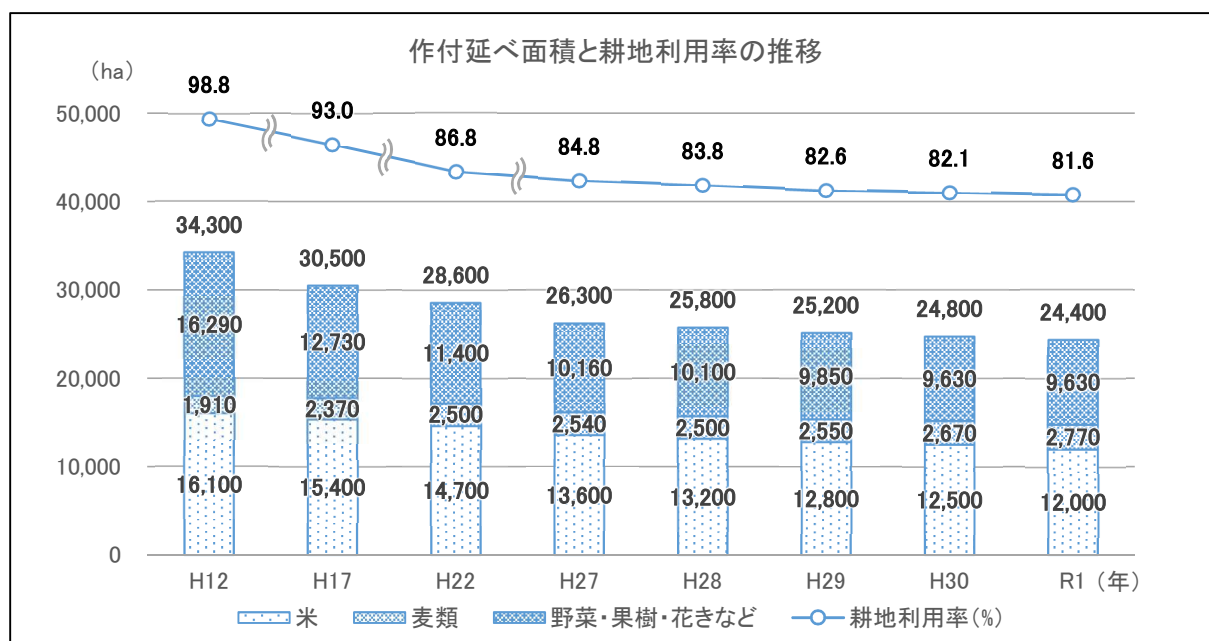
(単位：億円)

	農業 産出額	耕種							畜産					加工 農産物	
		米	麦類	野菜	果実	花き	その他	肉用牛	乳用牛	豚	鶏	その他			
17年	810	544	157	8	254	53	45	25	267	33	41	21	171	0	—
22年	747	476	135	4	233	50	36	18	271	29	38	25	178	0	0
24年	804	534	170	2	261	54	32	15	269	37	39	22	172	0	0
25年	760	476	133	3	237	58	30	16	284	38	39	22	185	0	0
26年	758	444	96	2	244	57	29	16	314	44	41	23	206	0	0
27年	815	458	101	2	255	55	30	15	358	57	45	21	235	1	0
28年	898	536	127	1	287	66	30	25	362	59	51	21	230	1	0
29年	835	490	122	2	257	62	29	18	345	53	49	22	221	1	0
30年	817	480	126	2	242	64	29	16	337	47	49	24	215	1	—
元年 (全国比)	803 (0.9%)	482 (0.9%)	120 (0.7%)	4 (0.8%)	250 (1.1%)	63 (0.7%)	27 (0.8%)	18 (0.9%)	320 (1.0%)	50 (0.6%)	52 (0.6%)	25 (0.4%)	193 (2.3%)	1	—
全国	88,938	56,300	17,426	527	23,507	9,676	3,264	1,900	32,107	7,880	9,193	6,064	8,231	740	530
四国	4,088	3,173	518	×	1,606	783	154	×	913	161	160	190	397	6	2

- (注) 1. 端数処理の関係で、各年の内訳を積み上げた数値は、合計の数値と一致しない場合がある。 資料：農林水産省「生産農業所得統計」
 2. 野菜にはいも類を含んでいる。
 3. 秘匿県が含まれるため、数値が公表されていない場合は「×」とした。
 4. 平成19年から、推計の単位が市町村から都道府県に変更となった。(市町間取引等は計上されていない)
 5. 平成19年度から、品目横断的経営安定対策(現・経営所得安定対策)による麦への交付金は、産出額に含まれていない。

(3) 作付延べ面積と耕地利用率

作付延べ面積は平成27年以降、毎年2%前後減少しており、令和元年は24,400haとなっています。耕地利用率は近年80%台前半(全国91.4%)で推移しています。



資料：農林水産省「面積調査」

3 生産基盤

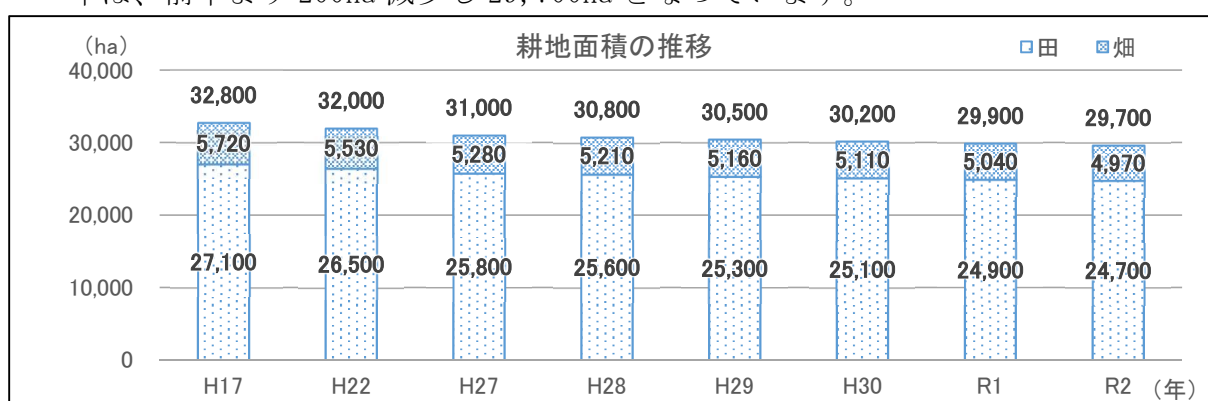
担い手ニーズに即したほ場整備⁴を推進する必要があり、担い手への農地集積⁵についても、さらに加速化する必要があります。

また、核となる担い手だけですべての農地及び水利施設⁶等の利活用や維持・管理を行うことは困難であると考えられることから、地域で農地や生産基盤を支える体制を整備する必要があります。

さらには、ため池の総合的な防災・減災対策を積極的かつ計画的に推進することが求められています。

(1) 耕地面積⁷

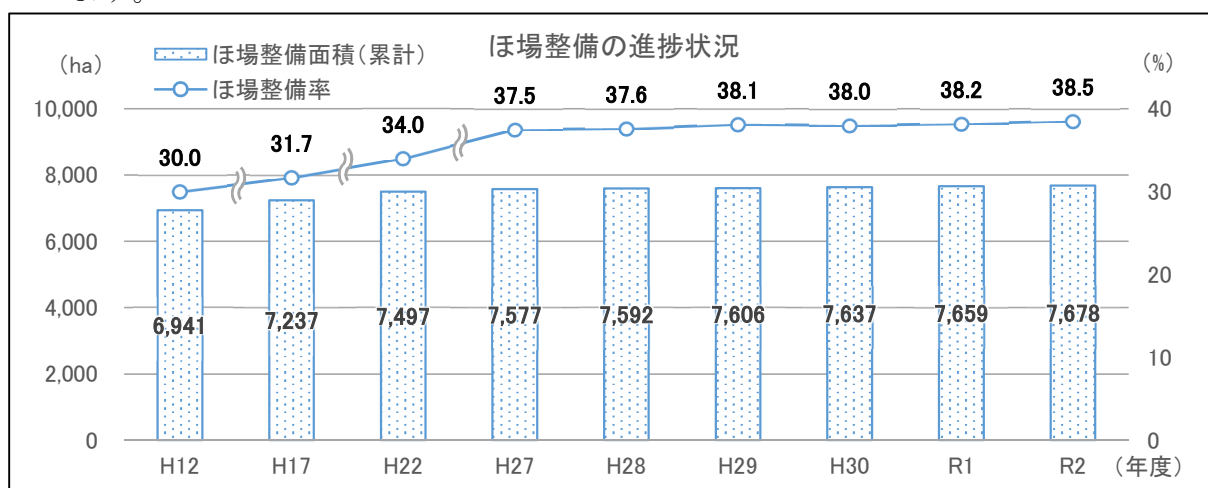
耕地面積は道路などの非農業的土地需要から、毎年減少傾向にあります。令和2年は、前年より200ha減少し29,700haとなっています。



資料：農林水産省「面積調査」

(2) ほ場整備

令和2年度末のほ場整備率は38.5%（全国の平成30年度66.4%）となっています。



資料：県農村整備課

⁴ 農作業の効率化を図るため農地の区画整理を行い、併せて用排水路や農道などを整備すること。

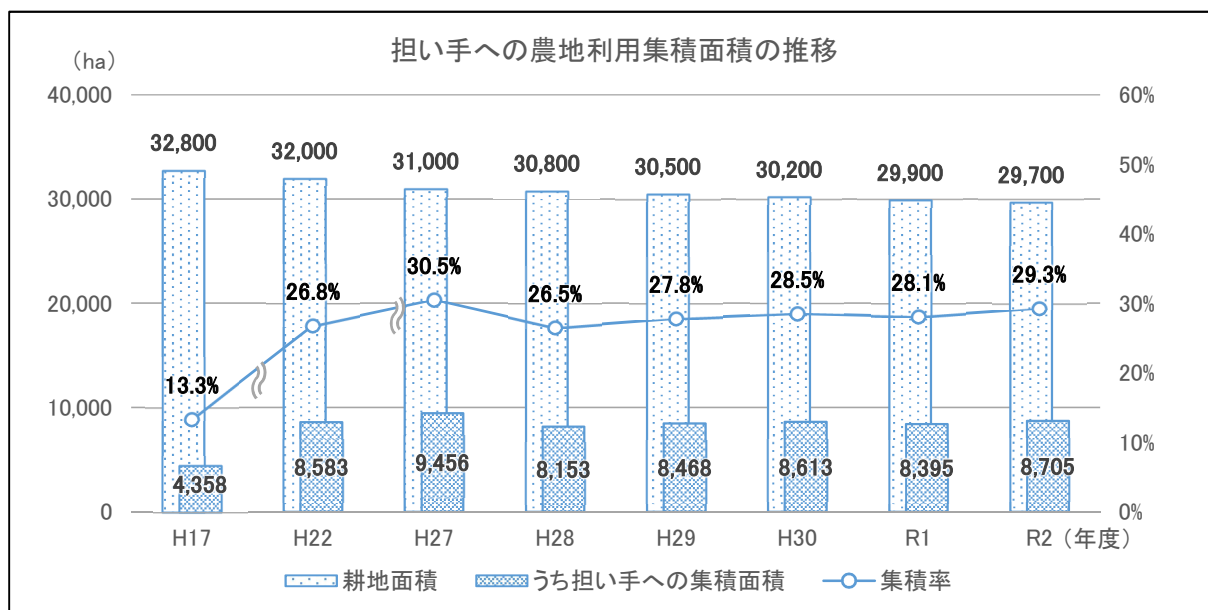
⁵ 農地(耕作の目的に供される土地)を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大すること。

⁶ 農地へのかんがい用水の供給を目的とするかんがい施設や、農地における過剰な地表水及び土壌水の排水を目的とする排水施設。

⁷ 農作物の栽培を目的とする土地の面積(けい畔を含む)。

(3) 農地の集積

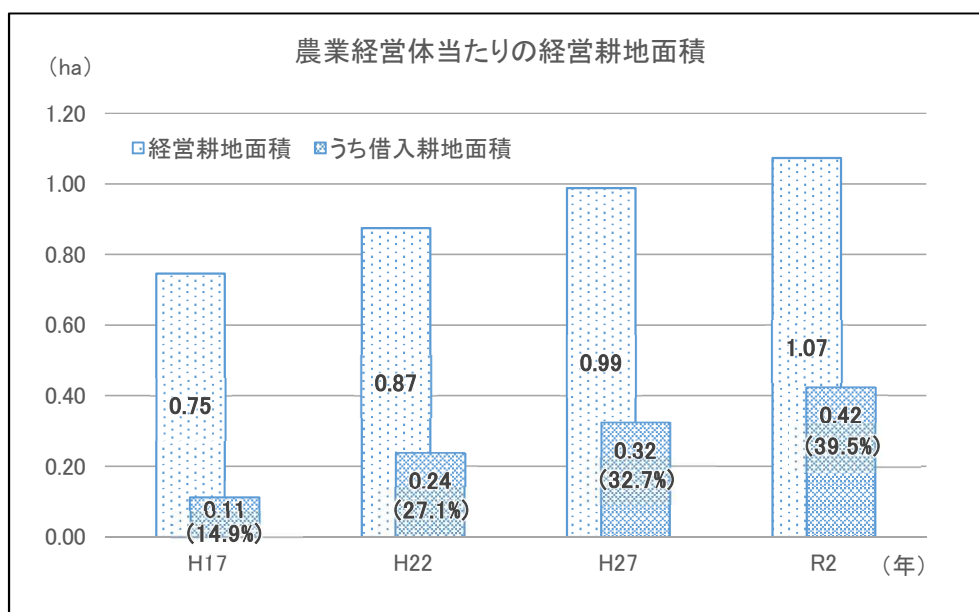
担い手への農地利用集積面積は、近年 30%前後（全国の令和 2 年度 58.0%）で推移しています。



資料：県農業経営課

(4) 農業経営体当たりの経営耕地面積

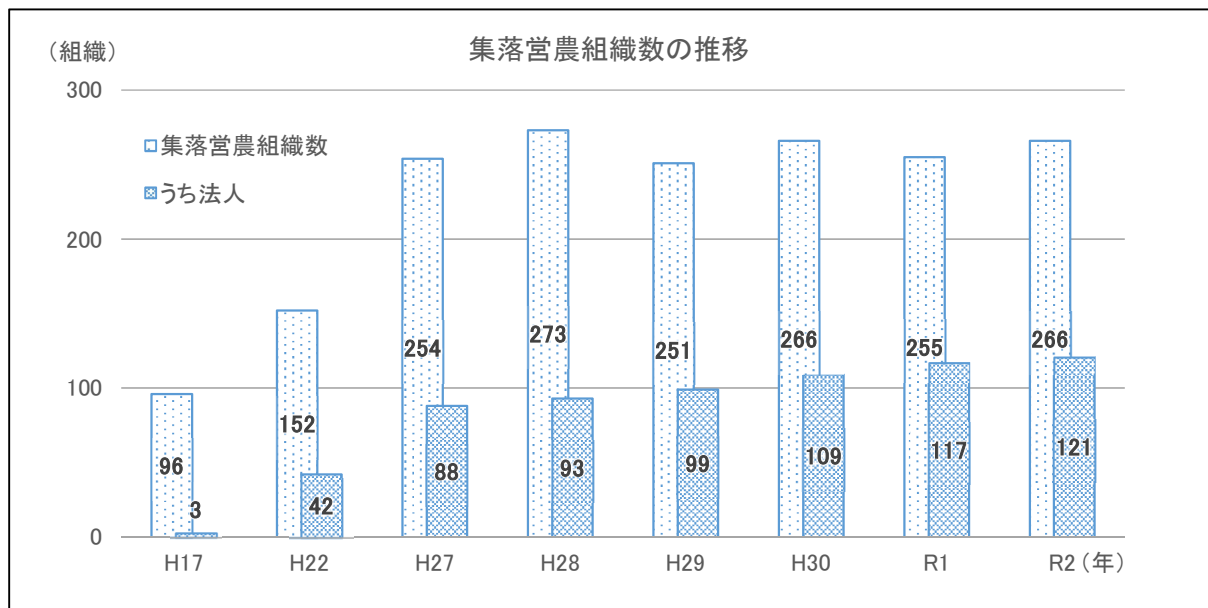
1 経営体当たりの経営耕地面積は 1.07ha（全国 3.01ha）で、10 年前に比べて約 23%（全国 41%）増加しました。また、経営耕地面積に占める借入耕地面積の割合は 39.5%となっています。



資料：農林水産省「農林業センサス」

(5) 集落営農⁸組織

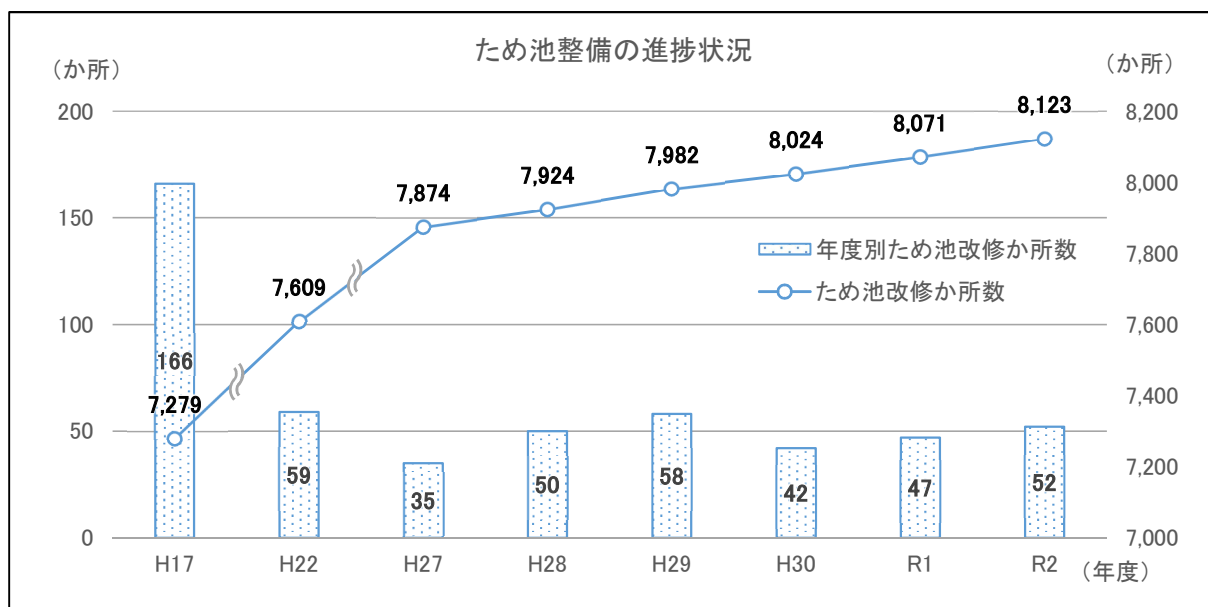
集落営農組織数は、近年 260 組織前後で推移しています。法人数は年々増加しています。



資料：県農業経営課

(6) ため池の整備

保全や整備の必要が高いため池については、地域の実情に即し、計画的に整備を進め、令和 2 年度までに 8,123 か所（うち全面改修 3,541 か所）の整備を完了しています。



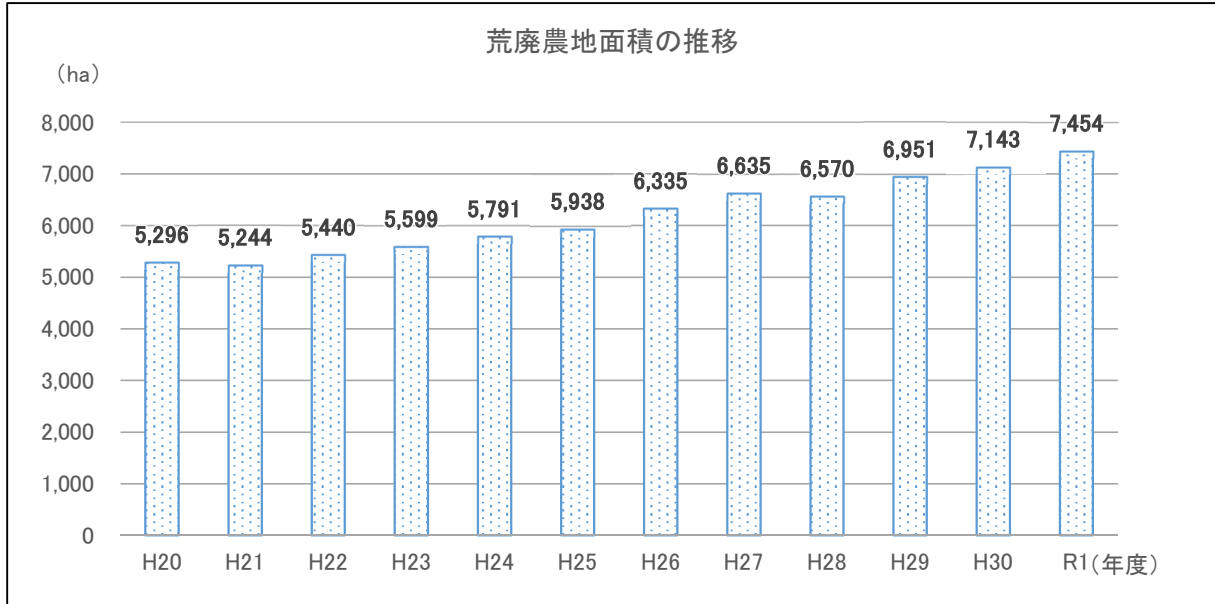
※平成 16 年豪雨災害の復旧が進捗し、平成 17 年度の改修か所数が大きくなっている。

資料：県土地改良課

⁸ 集落等地域的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動。

(7) 荒廃農地⁹面積

荒廃農地は、農家の高齢化や担い手不足、都市化・混住化の進行による基盤整備の停滞、所有者不在などの理由から、毎年増加しています。令和元年度は、前年より311ha（全国3,566ha）増加し7,454ha（全国283,536ha）となっています。



資料：農林水産省「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」

⁹ 現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。

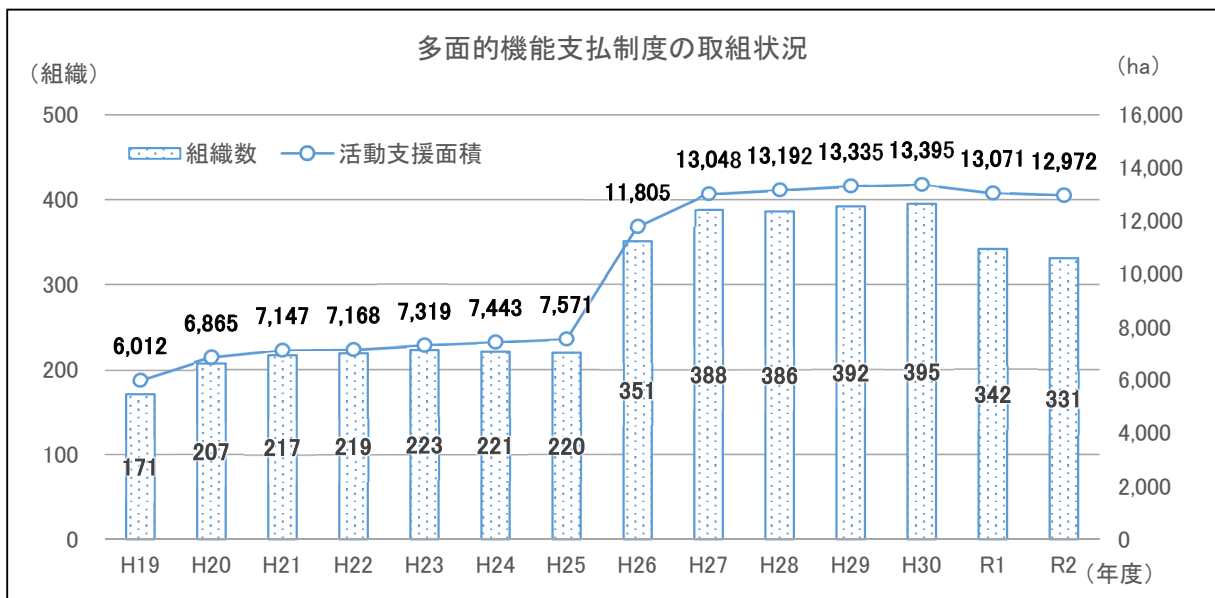
4 農村

農村は、農業の営みを通じて、洪水の防止や水源のかん養、美しい自然環境などの多面的機能を発揮してきましたが、過疎化や高齢化の進行により、相互扶助などの集落機能が低下し、多面的機能の維持が困難となってきています。

このため、農業者と地域住民などの協働活動を通じて、多面的機能の維持・発揮や集落機能の維持、地域コミュニティの強化を図るとともに、これらの活動組織を担う地域リーダーを育成する必要があります。

(1) 多面的機能支払制度

平成 26 年度の日本型直接支払制度¹⁰の創設を契機に、多面的機能支払制度への取組みは大幅に増加しました。近年は約 13,000ha の農用地面積で取り組まれています。

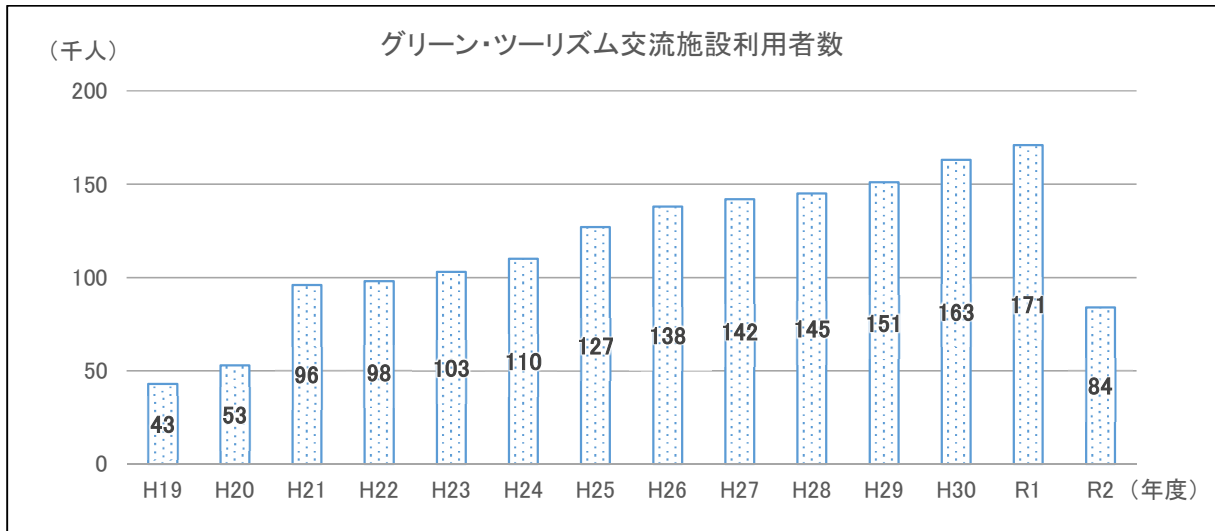


資料：県農村整備課

¹⁰ 農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援するもの。地域の農家や住民による協働活動を支援する「多面的機能支払」、中山間地等の条件不利地のコスト差を支援する「中山間地域等直接支払」、環境保全効果の高い営農活動を支援する「環境型農業直接支払」で構成。

(2) グリーン・ツーリズム¹¹

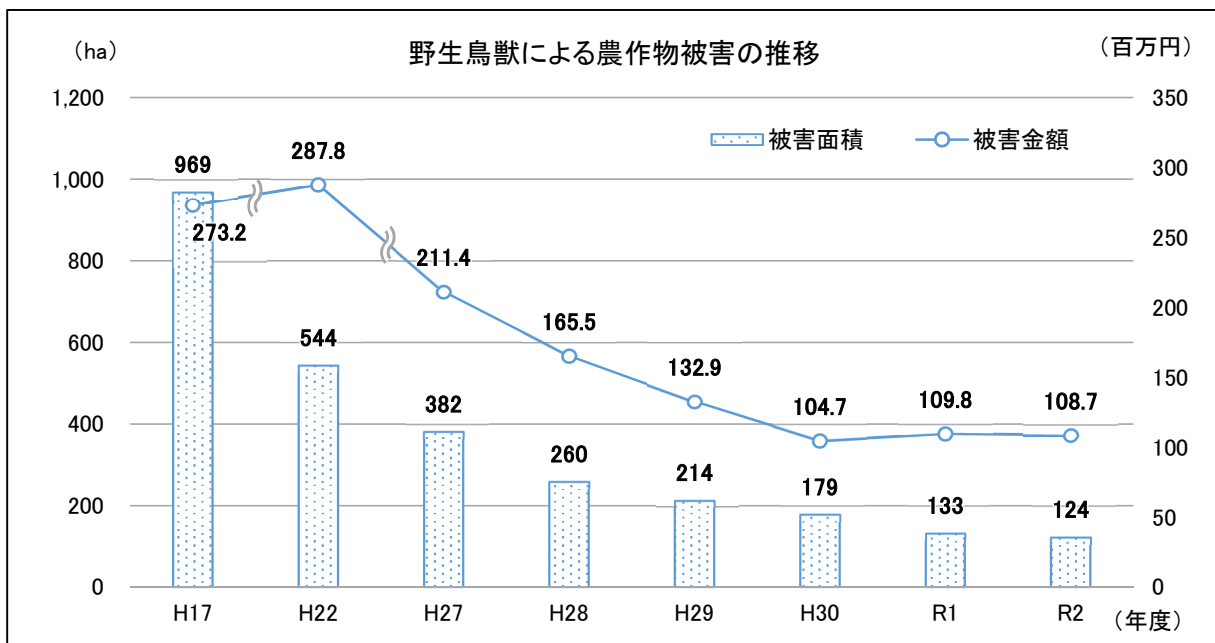
観光農園や農林漁業体験施設等の利用者数は年々増加しており、令和元年度のグリーン・ツーリズム交流施設の利用者数は初めて17万人を超えましたが、新型コロナウイルス感染症の影響から、令和2年度には大きく落ち込みました。



資料：県農村整備課

(3) 鳥獣による農作物被害

野生鳥獣による農作物被害面積は着実に減少しており、令和元年度には被害面積133ha、被害金額109.8百万円となっています。



資料：県農業経営課

¹¹ 農山漁村で農林漁業体験や地域の自然・文化に触れながら、地元の人々との交流を楽しむこと。

5 農政へのニーズ

県民意識調査等によると、「農林水産業の振興」や「農山漁村の活性化」を必要と考える県民が3割以上を占めます。「身近な自然の保全」を求める声が7割にのぼる反面、「イノシシなど野生鳥獣の適切な管理」も同程度求められており、鳥獣被害防止対策に依然として高いニーズが示されています。

将来に向けて必要性を感じている施策として、災害への備えが整った「防災・減災社会の構築」を求める声が多く、現行施策では「移住・定住の促進」に対する満足度が低い状況です。

Q. 足腰の強い地域経済を確立し、活力ある香川をつくるために必要なこと

1 若者に魅力のある働く場の創出	63.4%
2 成長産業の育成や県内中小企業の基盤の強化など戦略的な産業振興	44.6%
3 女性や高齢者等の就労支援や働き方改革の推進など雇用対策の充実	32.4%
4 担い手の確保や魅力ある農水産物の生産・販売など農林水産業の振興	30.9%
5 高松空港の機能強化や交通ネットワークの充実など四国における拠点性の確立	22.2%

Q. 郷土に誇りと愛着を持ち、子どもたちの夢と笑顔を大切に未来を育てるために必要なこと

1 豊かな人間性と個性を伸ばす教育の推進	61.9%
2 若者から選ばれる魅力ある大学づくりなど、若者の県内定着の促進	47.3%
3 人と自然が調和する、クリーンで快適なふる里づくり	40.4%
4 豊かな地域資源を生かした農山漁村の活性化	33.4%
5 女性が働きやすい環境整備など女性の活躍の場の創出	28.2%

Q. 生物多様性の保全の取り組みについて、実施に賛成し、効果が高いと思われるもの

1 身近な自然(里地・里山・里海)の保全	69.4%
2 農業被害を発生させるイノシシなどの野生鳥獣の適切な管理	67.3%
3 絶滅のおそれのある野生動植物の保護	46.7%
4 アライグマなどの生態系や人間生活に影響を与える外来生物の防除	44.8%
5 自然観察会など生物多様性について理解を深めるための普及啓発活動	17.5%

Q. 農山漁村や離島、過疎地において地域の元気づくりを推進するうえで重要なこと

1	公共交通機関の維持・確保	46.8%
2	地域おこしを担う人材の育成	36.8%
3	自然環境や景観の保全	32.5%
4	伝統文化や地域文化を生かした地域づくり	28.8%
5	イベントの開催や情報発信	26.2%

Q. 今の生活やこれからの生活を送っていくうえで重要と考える施策【24分野の上位5分野】

1	安心できる医療・介護の充実確保	87.0%
2	防災・減災社会の構築	85.9%
3	子育て支援社会の実現	85.1%
4	安心して暮らせる水循環社会の確立	84.8%
5	安全・安心な暮らしの形成	82.6%
	⋮	
11	農林水産業の振興	74.8%

Q. 現状に満足している施策【24分野の下位5分野】

1	移住・定住の促進	14.0%
2	魅力ある大学づくり	16.1%
3	雇用対策の推進	17.8%
4	商工・サービス業の振興	18.3%
4	男女共同参画社会の実現	18.3%
	⋮	
11	農林水産業の振興	21.0%

資料：R元年度県政世論調査及び県民意識調査（R元.11）

6 全国における本県農業の位置

本県の農業産出額（令和元年）は803億円で全国第35位となっています。部門別にみると米・麦類は第38位、野菜は第30位、果実は第34位、花きは第36位、畜産は第28位となっています。

【部門別農業産出額（令和元年）】

（単位：億円）

農業産出額(計)			米・麦類			野菜(いも類含む)		
順位	都道府県	金額	順位	都道府県	金額	順位	都道府県	金額
1	北海道	12,558	1	北海道	1,581	1	北海道	2,493
2	鹿児島	4,890	2	新潟	1,501	2	茨城	1,883
3	茨城	4,302	3	秋田	1,126	3	千葉	1,512
⋮			⋮			⋮		
35	香川	803	38	香川	124	30	香川	250

果実			花き			畜産		
順位	都道府県	金額	順位	都道府県	金額	順位	都道府県	金額
1	青森	914	1	愛知	545	1	北海道	7,350
2	長野	743	2	千葉	174	2	鹿児島	3,227
3	和歌山	740	3	福岡	168	3	宮崎	2,209
⋮			⋮			⋮		
34	香川	63	36	香川	27	28	香川	320

資料：農林水産省「生産農業所得統計」

恵まれた気候や立地条件のもと、全国に誇れる特色ある農産物が栽培され、県内はもとより京浜や京阪神地域等に対し、新鮮で良質な農産物を供給しています。なかでも、県花・県木であり、小豆島をはじめとする県内各地で栽培が広がっているオリーブと、主に三豊市で栽培され、高品質な切り花として市場で高い評価を受けるマーガレットは、ともに全国一の生産量を誇ります。ほかにも、ヒマワリや県オリジナル品種を開発したランキュラスが、全国上位のシェアを占めています。

【主な農産物生産量の全国順位】

<p>1位 金時にんじん(R元年度) 2,006t (97%) オリーブ(H30年) 420t (91%) マーガレット(H30年) 1,641千本 (73%)</p>	<p>4位 びわ(R元年) 241t (7%)</p> <p>5位 冬レタス(R元年) 15,100t (8%)</p>
<p>2位 はだか麦(R元年) 3,320t (16%) ランキュラス(H30年) 1,772千本 (14%)</p>	<p>9位 もも(R元年) 955t (1%)</p>
<p>3位 ブロッコリー(R元年) 15,400t (9%) ヒマワリ(H30年) 1,523千本 (7%) にんにく(R元年) 742t (4%)</p>	<p>11位 いちご(R元年) 3,170t (2%)</p> <p>12位 アスパラガス(R元年) 832t (3%)</p>

資料：

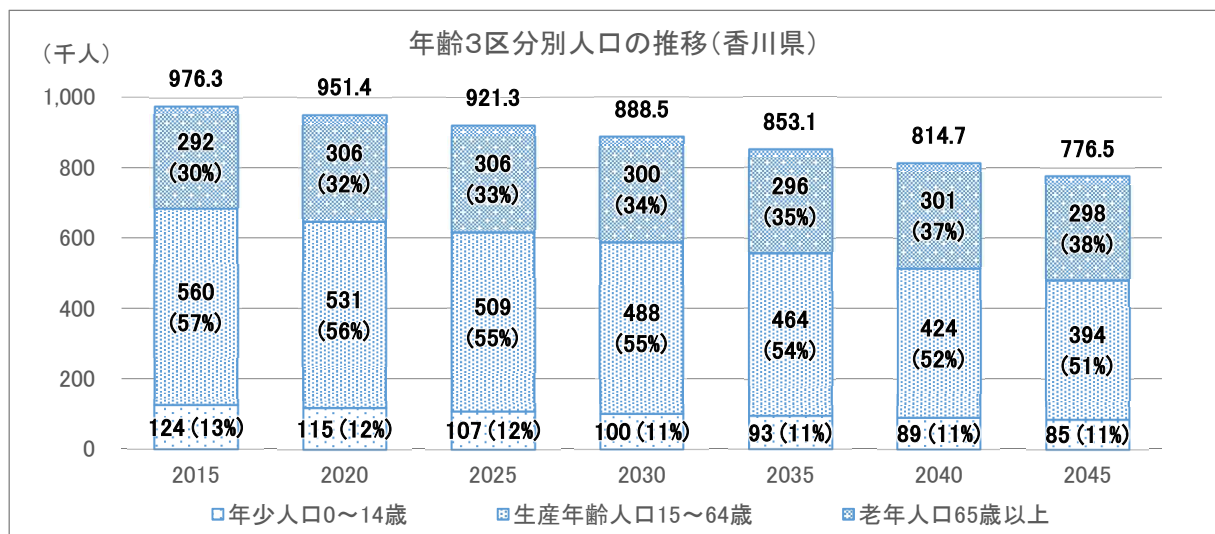
農林水産省「作物統計調査」、「特産果樹生産動態調査」
農業生産流通課「花き産業振興総合調査」
注)金時にんじんは大阪市中央卸売市場における入荷量

第2章 本県農業・農村を取り巻く環境の変化

1 人口減少・少子高齢社会の到来

国内人口は、本格的な人口減少・少子高齢時代を迎えており、国内マーケットの縮小や労働力不足等が懸念されています。特に、農村地域では、都市地域と比較して人口減少が進行しており、今後集落の維持が困難になるおそれがあります。

本県においても、農業者の高齢化や減少、消費者である県人口の減少により、労働力不足や生産・消費の縮小、農村地域におけるコミュニティの活力低下など、地域経済や県民生活への影響が懸念されています。

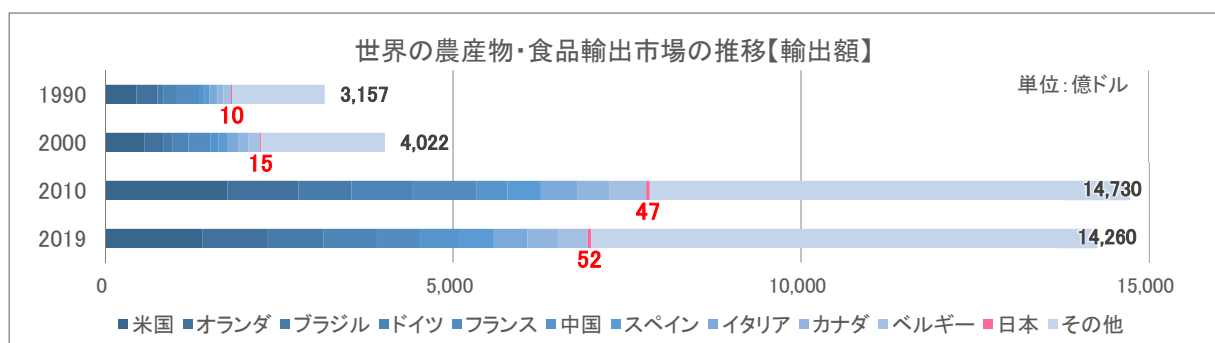


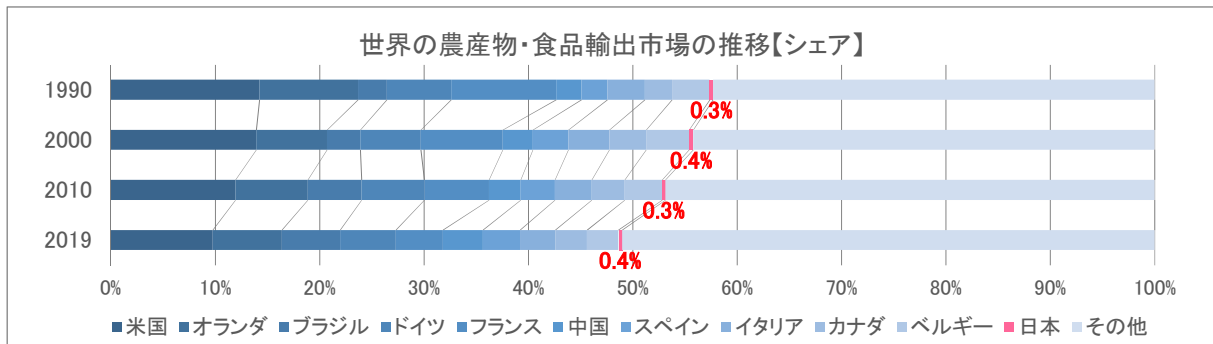
資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」

2 グローバル化の進展

TPP11 や日EU・EPA、日米貿易協定などの経済連携協定が相次いで発効されるなど、農業を含む経済のグローバル化が大きく進展しています。なかでも、農業分野では、牛肉・豚肉の畜産物などを中心に、関税引き下げによる輸入量の増加や国内価格の低下等の影響が懸念されています。

一方、地域間競争が激化するなか、海外で競争力のある品目について輸出に取り組むなど、グローバル化の進展を本県農業の持続的発展に向けた契機とするような取組みが求められています。





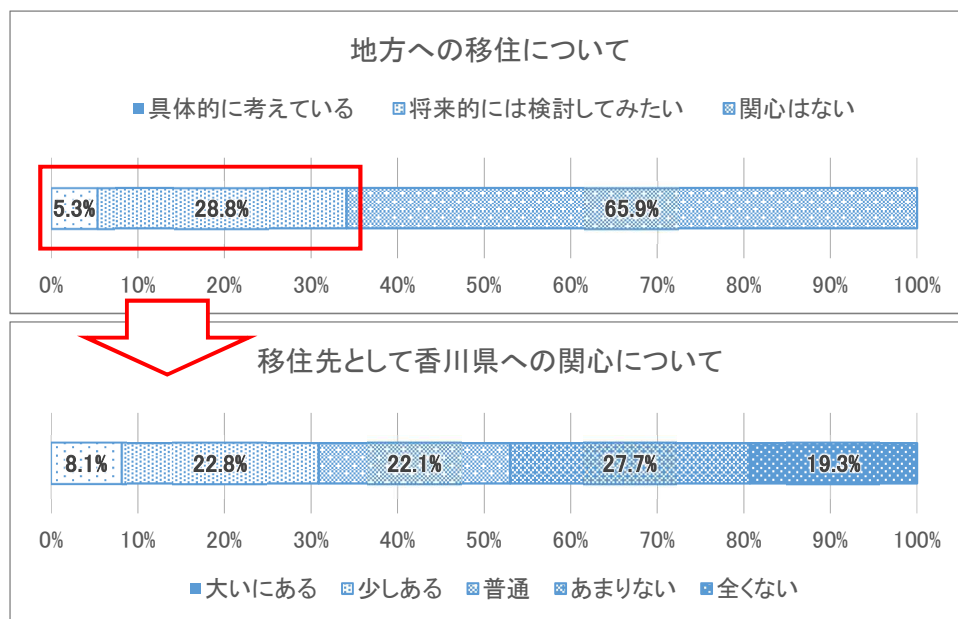
資料：FAOSTAT Crops and livestock products(作物と畜産物)

3 田園回帰志向の高まり

人口減少や高齢化による集落機能の低下、生活インフラの脆弱化などが懸念される一方で、地方移住への関心の高まりや田園回帰の動きが広がっており、移住に関する相談者数は増加しています。

また、移住した「定住人口」でも、観光で訪れた「交流人口」でもない、都市部に住みながら、農村地域と継続的に多様な形で関わる「関係人口」と呼ばれる人たちも増加しています。

こうした、田園回帰志向の高まりを追い風に、農業に従事する多様な担い手を確保する必要があります。



資料：香川県「移住に関する意識調査」(平成 30 年度)

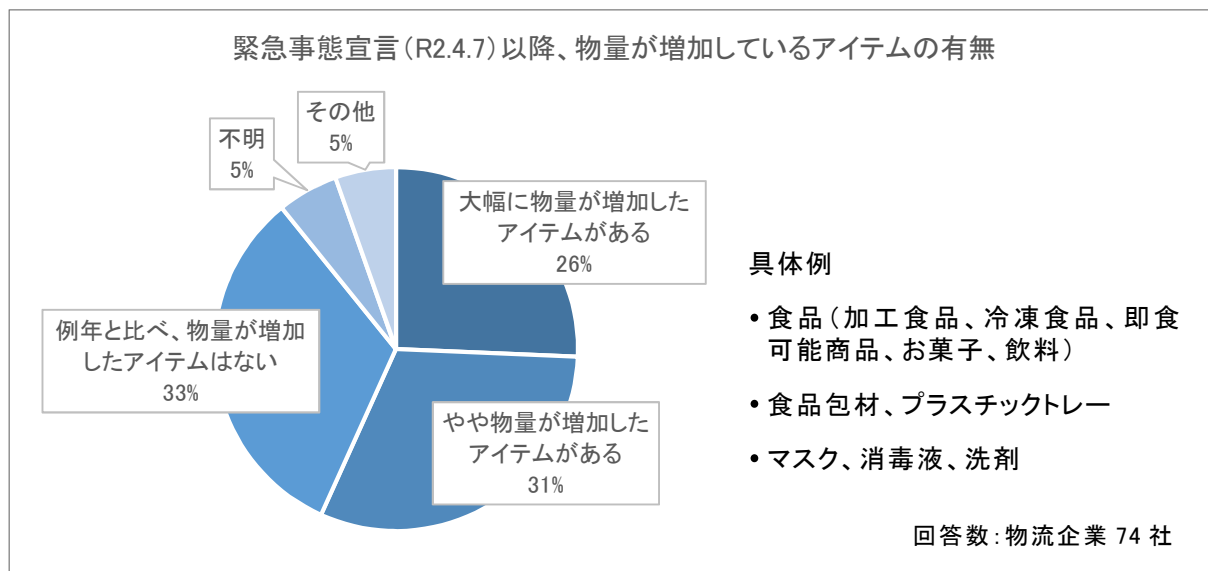
4 ウィズコロナ時代への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済環境の悪化や入国制限などにより、国内経済が大きな影響を受けるなか、需要の減少や人手不足が懸念されています。

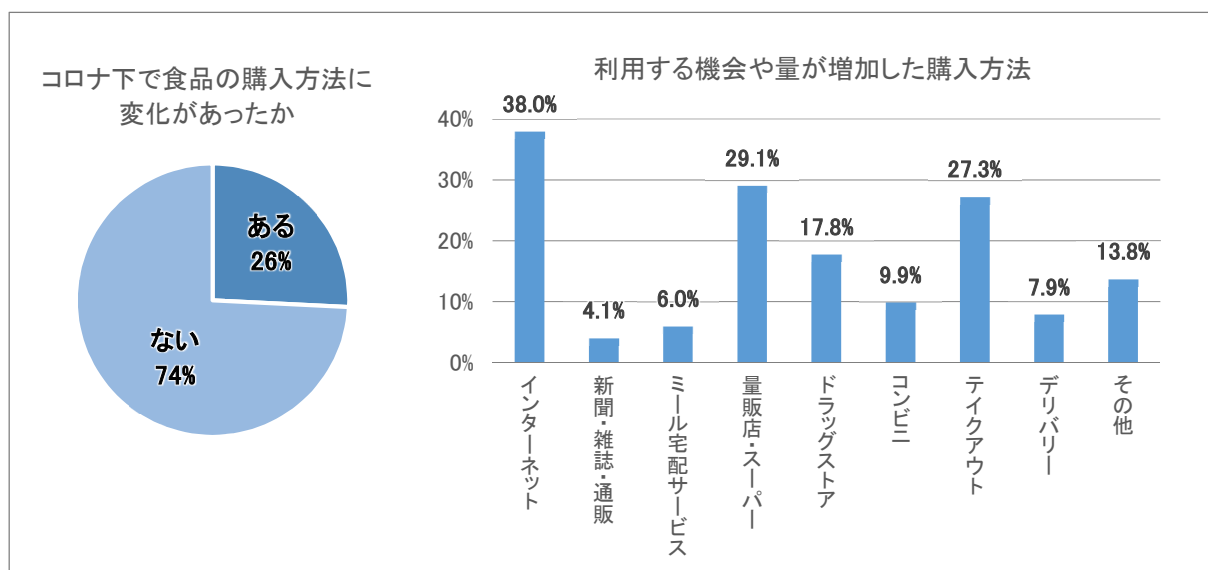
また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、外食向けの農産物の需要が影響を受けた一方で、家庭需要の増加により、通信販売等による新たな取引が広がりを

みせています。

さらに、農産物の輸入が一時的に停滞したことなどから、国産農産物の生産拡大への期待とともに、暮らしや働く場所として農業・農村の持つ価値や魅力が再認識されています。



資料: (公社)日本ロジスティクスシステム協会アンケート調査「新型コロナウイルス感染症の拡大による物流・サプライチェーンへの影響について」



資料: 日本政策金融公庫「消費者動向調査」(令和 2 年 7 月)

5 SDGsの推進

2015 年の国連サミットにおける「持続可能な開発目標 (SDGs)」の採択以降、SDGs への関心が高まることで人々の意識や行動を変えつつあります。

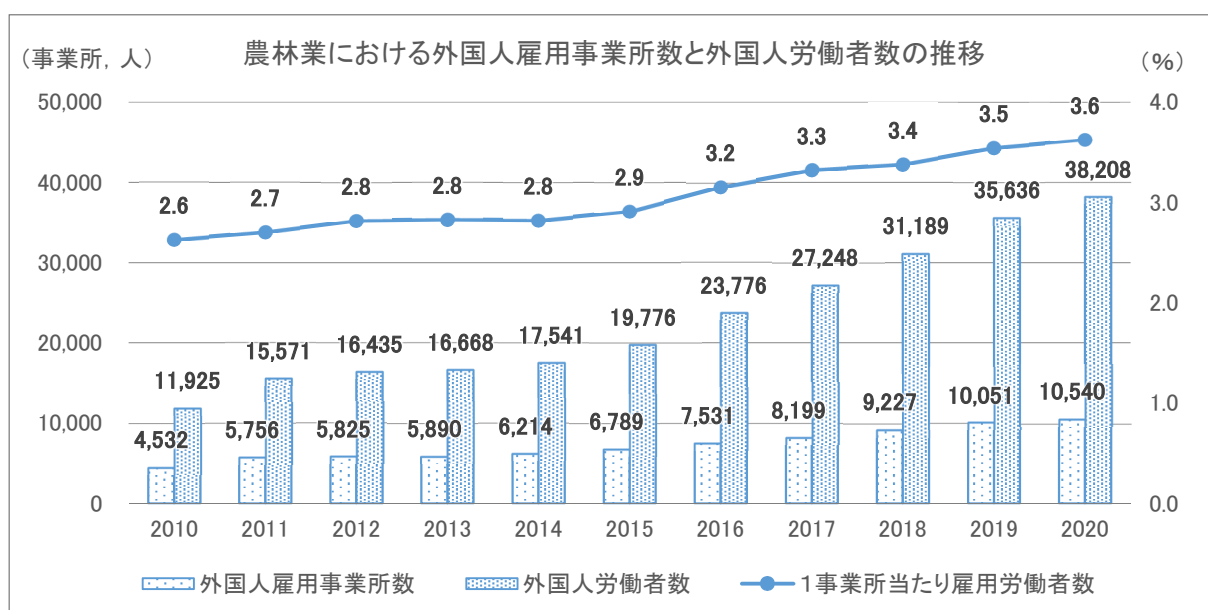
国内外において SDGs の推進に向けた取組みが広がりを見せており、本県農業においても、自然資本の持続的な利活用や環境調和型の生産に向けた取組みを進めることで、将来にわたる食料の安定供給や消費者による県産農産物の評価向上はもとより、地域資源の活用・地域社会の活性化を通じた、経済・社会・環境のバランス

がとれたSDGsモデルの達成につなげていくことが求められています。

6 デジタル技術・先端技術の進展

人口減少社会の進行により、産業の競争力や地域活力の低下が懸念されるなか、ロボット、AI、IoTなどのデジタル技術が急速に発展しており、国はデジタル化が進んだ社会像である「Society5.0」の実現を推進しています。

このようななか、デジタル技術の活用による産業や社会の変革（デジタルトランスフォーメーション）が極めて重要となっており、本県の現状に即した省力・効率化技術を現場に取り入れることで、労働力不足への対応や経営規模に応じた農業生産の安定化を図ることが求められています。



資料：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況まとめ」

7 脱炭素化の推進

近年、食料の安定供給や農業の持続的発展、地球環境の両立が指摘されているなか、農産物の収量減少や品質低下など、温暖化による生産現場への影響が深刻化しており、生産活動において環境負荷の軽減を図ることが求められています。

こうした状況を踏まえ、国においては2050年までの温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「2050年カーボンニュートラル」を目指し、農林水産業の持続的発展と生産力の向上を技術革新で実現させるための中長期的な方針として「みどりの食料システム戦略」を策定しました。

このため、従来から取り組んできたICTを活用した環境制御システムの導入や省エネルギー機器の導入に加え、ため池等での太陽光発電による再生可能エネルギーの利用や、麦わら・稲わら・もみ殻など有機物のすき込みや堆肥化による土壌への炭素貯留といった新たな取組みについても調査・検討を進め、温室効果ガスの排出削減と吸収による緩和策を推進する必要があります。

8 頻発化・激甚化する自然災害等のリスクへの備え

地球温暖化による気候変動により、記録的な豪雨や台風の頻発化・激甚化、高温障害の常態化といった自然災害のリスクが高まっており、本県では、引き続き、ため池の防災・減災対策などを推進する必要があります。

また、令和2年に本県で多発した高病原性鳥インフルエンザは、全国的にかつてない規模となり、養鶏業界のみならず、県内経済全体に大きな影響を及ぼしました。

このため、豚熱などの家畜伝染病や新型コロナウイルス感染症などを含め、農業の持続性を脅かすリスクに備えたセーフティネット対策が求められています。

第3章 農政の基本方向

1 基本目標

「農業の持続的な発展と活力あふれる農村づくり」

本県の農業・農村の持続的な発展に向けて、魅力ある産業や地域として次世代に継承していくため、「農業の持続的な発展と活力あふれる農村づくり」を基本目標とします。

農業・農村を取り巻く環境は、人口減少に伴う労働力不足や地域活力の低下、グローバル化の進展による地域間競争の激化、田園回帰志向の高まり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う消費行動の変化、激甚化する自然災害・気候変動など多様化しており、これらに適切に対応していくことが求められています。

また、自動走行農業機械やドローンなどによる作業省力化をはじめ、熟練した農業者・経営者の匠の技を継承できるICT技術の開発やデジタル化など、先端技術の導入による労働力不足への対応や農業生産の安定化を図ることが期待されています。さらに、国連が掲げた持続可能な開発目標（SDGs）の理念を踏まえて、環境と調和した持続性の高い生産の推進や農村の活性化などといった課題への対応も求められています。

このようななか、本県では、農業者の減少や高齢化、耕作放棄地の増加などが課題となっており、次世代を担う新規就農者や認定農業者など担い手の確保・育成に努めるとともに、ブランド農産物の品質向上や生産拡大・販路拡大を推進するなど、本県農業の持続的な発展に取り組んでいます。今後は、持続可能な社会の実現に向けたSDGsの取組みによる人々の意識や行動の変化、新型コロナウイルス感染症による県民生活等への影響も踏まえたうえで、「農業の未来を変える技術革新」など新たな取組みも推進していく必要があります。

このため、新たな担い手の確保・育成とともに、安全・安心で多様な消費者ニーズを的確に捉えた農産物の安定供給やターゲットを明確にした戦略的な需要拡大に取り組む、儲かる農業の実践による持続的な発展を目指します。

また、生産性の向上や快適で安心して暮らせるよう必要な基盤整備を進め、都市と農村の交流の促進など、暮らしやすく、訪れた人も喜びを感じることができる活力あふれる農村づくりを進めます。

2 基本方針

これまでの取組みの成果を踏まえ、変革の時代にあっても、基本目標である「農業の持続的な発展と活力あふれる農村づくり」に向けた歩みを確かなものとするため、以下の3つを基本方針とします。

I 儲かる農業の推進

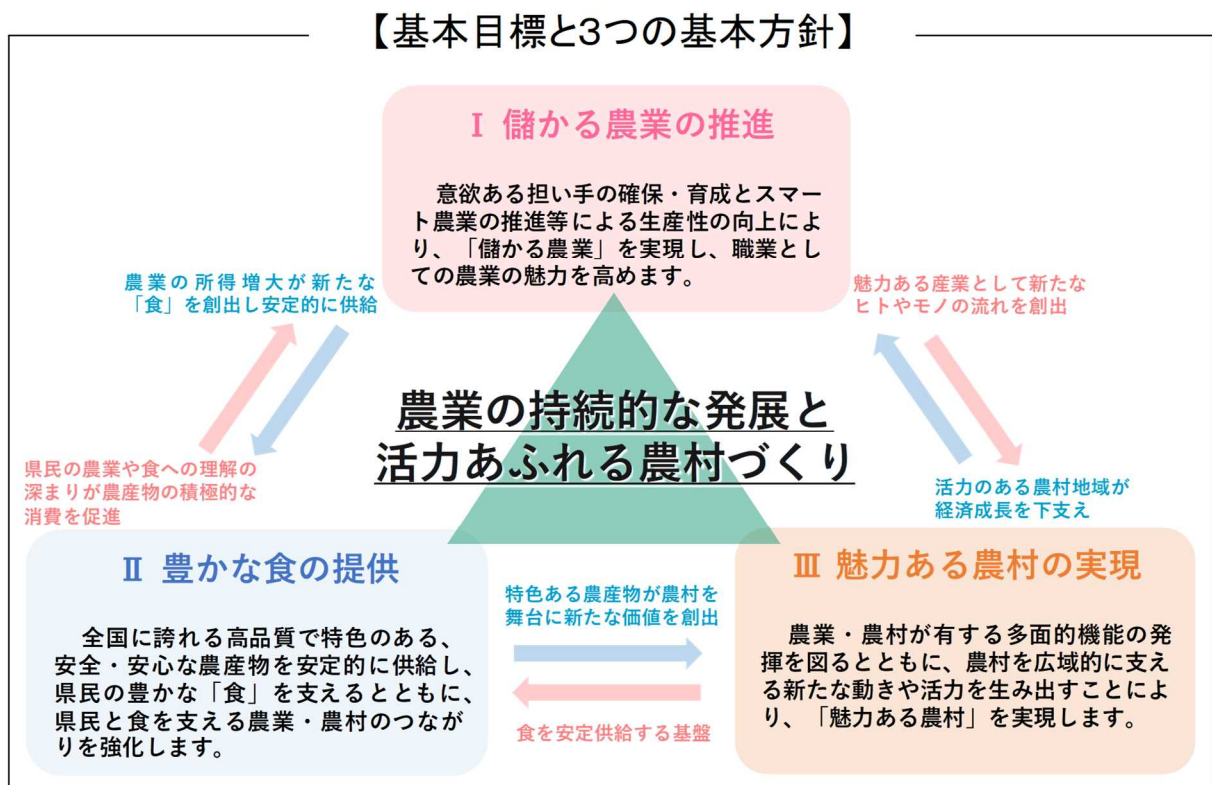
意欲ある担い手の確保・育成と生産性の向上により、「儲かる農業」を実現し、職業としての農業の魅力を高めることを目指す

II 豊かな食の提供

県民の豊かな「食」を支えるとともに、県民と食を支える農業・農村のつながりを強化することを旨す

III 魅力ある農村の実現

農業・農村が有する多面的機能の発揮を図るとともに、農村を広域的に支える新たな動きや活力を生み出すことを目指す



(1) 儲かる農業の推進

農業・農村を将来にわたり持続的に発展させるためには、農業を儲かる産業へ成長させ、農業を担う人材を将来にわたり確保する必要があります。

このため、専門家による経営診断や研修等の機会を設け、時代の変化に柔軟に対

応しつつ、儲ける経営を実践できる力強い担い手を確保・育成します。中小・家族経営など多様な経営体については、農地等の経営資源が次世代に確実に利用されるよう、計画的な経営継承を促進するとともに、産地単位で連携・協働し、統一的な販売戦略や共同販売を通じて営農が継続できる施策を推進します。

また、新品種・新技術の開発等により、高品質で特色のある農産物の生産振興に取り組むとともに、優良農地の確保や担い手への集積、農地や水利施設等の整備をはじめ、スマート農業の導入など農業生産を支える生産基盤を整備します。

さらに、加工・業務用需要への対応や新たな市場の創出など、変化するニーズに即した生産体制・バリューチェーンの構築が重要であることから、農業と食品製造業などの2次産業、観光業などの3次産業との積極的な連携により、生産者の所得向上につなげます。

(2) 豊かな食の提供

本県には、県オリジナル品種などのブランド農産物をはじめ、四季折々の多彩な農産物が生産されており、県民の豊かな「食」と「健康づくり」を支えています。

県民が「食」を通じて、本県農業の魅力や重要性を理解し、健全な食生活を実践してもらえるよう、農産物の認知度向上と需要拡大に向け、量販店での販売促進活動や県内外でのトップセールスのほか、SNSなど多様な媒体を活用した情報発信など積極的なプロモーション活動に取り組みます。

また、消費者や実需者の多様なニーズを的確に捉え、それにこたえていくため、需給情報の把握や発信を進めます。

さらに、安全・安心な農産物の生産が行われるための取組みを強化し、消費者が安全な農産物を購入できるよう、食の安全に関する取組みを推進します。

(3) 魅力ある農村の実現

相互扶助などの集落機能が低下し、農業・農村が有する多面的機能の維持が困難となってきたことから、農業者や自治会などの多様な主体による取組みを促進・強化し、多面的機能の維持・発揮に努めます。

また、南海トラフ地震等の大規模地震や頻発化・激甚化する豪雨などの自然災害から県土や県民の安全・安心な暮らしを守るため、ハード・ソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策を行い、農村の強靱化を推進します。

さらに、グリーン・ツーリズムや捕獲鳥獣の有効活用など地域の特性に応じた取組みへの支援により、農村の活性化を図るとともに、住民とともに地域を支える「関係人口」の創出や移住・定住の促進に向けた取組みを進め、活力あふれる農村の実現に努めます。

3 施策展開

3つの基本方針である「儲かる農業の推進、豊かな食の提供、魅力ある農村の実現」を実効性のあるものとするため、次世代の農業を支える「担い手の確保・育成」、県民の期待にこたえ、安全・安心な食を届ける「農産物の安定供給」、高品質で特色ある県産農産物の認知度向上による「農産物の需要拡大」、儲かる農業の土台となる「生産性を高める基盤整備」、農村を維持し、次世代に継承していくための「活力あふれる農村の振興」について具体的に施策展開を行います。

これらの取組みについて、農業者をはじめとする県民や関係機関と協働で推進し、基本目標である「農業の持続的な発展と活力あふれる農村づくり」を目指します。

施策体系

1. 担い手の確保・育成

- ①新規就農者等の確保
- ②担い手の育成・支援
- ③農業経営力の向上



2. 農産物の安定供給

- ①農産物の生産振興
- ②新品種・新技術の開発
- ③食の安全・安心の確保
- ④環境に配慮した農業の推進
- ⑤セーフティネット対策の推進



3. 農産物の需要拡大

- ①戦略的な販売促進・情報発信の実践
- ②流通の合理化・効率化
- ③地産地消の推進
- ④6次産業化の推進



4. 生産性を高める基盤整備

- ①農地集積・集約化と農地の確保
- ②農地・水利施設の整備
- ③スマート農業の推進
- ④ため池の防災・減災対策
- ⑤防疫体制の整備



5. 活力あふれる農村の振興

- ①多面的機能の維持
- ②農村の活性化
- ③鳥獣被害防止対策の推進



4 SDGs との関係

SDGs (Sustainable Development Goals) は、2015年9月、国連サミットにおいて採択された、2030年までに達成すべき国際社会全体の開発目標で、貧困の解消やジェンダー平等の実現など、17のゴールと169のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」ことを理念に、経済・社会・環境の三側面を不可分のものとして調和させ、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すものとされています。

SDGsの理念や目標の中で、本計画の「農業の持続的な発展と活力あふれる農村づくり」を目指し取り組む各施策体系と方向性を同じくするものは次のとおりです。

展開方向Ⅰ 担い手の確保・育成



展開方向Ⅱ 農産物の安定供給



展開方向Ⅲ 農産物の需要拡大





展開方向Ⅳ 生産性を高める基盤整備



展開方向Ⅴ 活力あふれる農村の振興



特に、17番目のゴールで掲げられた「パートナーシップで目標を達成しよう」は、県民や農業者、関係団体、各市町など、多様な主体とともに取り組むすべての施策と共通しています。また、農業・農村分野においても、経済・社会・環境の諸課題に総合的に取り組み、環境に配慮した生産活動を積極的に推進するとともに、消費者の購買活動がこれを後押しする持続可能な消費を促進する必要があることから、本計画を推進することにより、SDGsの達成につなげていきます。

5 施策体系

基本目標	農業の持続的な発展と活力あふれる農村づくり
基本方針	儲かる農業の推進 豊かな食の提供 魅力ある農村の実現

展開方向Ⅰ 担い手の確保・育成	
1 新規就農者等の確保	①多様な人材の呼び込み ②相談から就農までのサポート体制の強化 ③雇用人材の確保
2 担い手の育成・支援	①新規就農者の定着支援 ②生産・経営力の向上支援 ③次世代リーダーの育成
3 農業経営力の向上	①経営の発展と継承の推進 ②経営マネジメント能力の向上 ③優れた経営体の育成・連携

展開方向Ⅱ 農産物の安定供給		
1 農産物の生産振興	(1) 米麦の安定生産と高品質化	①米麦の安定生産と省力化の推進 ②需要にこたえる高品質化の推進
	(2) 園芸作物の安定生産と高品質化	①野菜 ②果樹 ③花き ④オリーブ ⑤盆栽 ⑥茶
	(3) 畜産物の安定生産と高品質化	①畜産物 ②オリーブ畜産物
2 新品種・新技術の開発	①新品種・新技術の開発 ②知的財産の活用	
3 食の安全・安心の確保	①生産工程管理の取組み ②食品衛生管理の取組み	
4 環境に配慮した農業の推進	①脱炭素化の推進 ②環境保全型農業の推進	
5 セーフティネット対策の推進	①農業保険等の普及推進 ②農作業安全の推進 ③気象災害等のリスク対策	

展開方向Ⅲ 農産物の需要拡大	
1 戦略的な販売促進・情報発信の実践	①効果的なプロモーションの展開 ②農畜産物の販売力強化 ③農畜産物の輸出促進
2 流通の合理化・効率化	①集出荷施設等の再編整備 ②産地から消費地までの物流改善
3 地産地消の推進	①食や農に対する理解促進 ②県産農産物の利用促進
4 6次産業化の推進	①6次産業化に向けた取組みへの支援 ②他産業と連携した取組みの支援

展開方向Ⅳ 生産性を高める基盤整備	
1 農地集積・集約化と農地の確保	①「人・農地プラン」や農地中間管理事業等の取組み ②集落営農や農業支援グループの育成 ③荒廃農地の発生防止
2 農地・水利施設の整備	①担い手のニーズに応じた施設整備 ②農業水利施設の長寿命化対策
3 スマート農業の推進	①スマート農業の普及啓発 ②データ駆動型農業の推進 ③ロボット技術等の導入支援 ④スマート畜産の推進
4 ため池の防災・減災対策	①ため池の防災・減災対策の推進 ②中小規模ため池の耐震化整備の推進
5 防疫体制の整備	①家畜伝染病の発生予防等の強化 ②農作物病害虫・雑草対策の推進

展開方向Ⅴ 活力あふれる農村の振興	
1 多面的機能の維持	①多面的機能の維持・発揮 ②中山間地域の生産活動の活性化
2 農村の活性化	①農泊、グリーン・ツーリズムの推進 ②関係人口の創出・拡大 ③移住・定住の促進
3 鳥獣被害防止対策の推進	①鳥獣被害対策の強化 ②持続的な捕獲体制の確立

第4章 施策の展開方向

展開方向 I	担い手の確保・育成
--------	-----------

- 新規学卒者やUJIターン者など多様なルートから新規就農者を確保し、就農から定着までの一貫したサポート体制により、次代の担い手を育成します。
- 経営感覚に優れた農業経営体となるよう担い手の能力向上や経営継承等を支援します。

<施策>

1 新規就農者等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ①多様な人材の呼び込み ②相談から就農までのサポート体制の強化 ③雇用人材の確保
2 担い手の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ①新規就農者の定着支援 ②生産・経営力の向上支援 ③次世代リーダーの育成
3 農業経営力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ①経営の発展と継承の推進 ②経営マネジメント能力の向上 ③優れた経営体の育成・連携

<指標>

番号	指標	現状	目標	目標値の考え方
1	新規就農者数(累計)	717人 (H28~R2年度)	750人 (R3~R7年度)	直近3年間の平均新規就農者134人/年を基準とし、施策の充実・強化により、150人/年の確保を目指します。
2	新たな認定農業者数(累計)	484経営体 (H27~R元年度)	500経営体 (R3~R7年度)	過去5年平均96.8経営体/年を上回る100経営体/年の確保を目指します。
3	認定農業者である農業法人数	343法人 (R元年度)	400法人 (R7年度)	直近の実績及び今後の見込みを踏まえ、10法人/年の確保を目指します。

- 新規就農者や認定農業者をはじめ、兼業農家や定年帰農者、半農半X、農外企業なども担い手として幅広く捉え、県内外から意欲ある多様な人材を確保するため、本県農業の魅力や県の支援策など必要な情報を提供、PRするとともに、オンライン等を活用した就農相談会や先進的な農業経営体との交流、体験などの機会を充実させ、本県での円滑な就農を促進します。
- 就農希望者を確実に就農に結びつけるため、相談から就農まで継続的なサポートを行うとともに、関係機関との情報共有により、産地や地域が就農希望者の受け皿となってバックアップする体制整備を進めます。
- 農業法人等への短期雇用者や、子育て世代、農福連携による障害者、外国人材等の雇用人材など、地域内外の多様な人材が農業に関わり、担い手を支えることができるよう、関係機関と連携して環境づくりを推進します。

現状と課題

- 農業従事者の高齢化や減少により、農業の労働力不足が進むなか、農業の働き方改革と人手不足解消に取り組み、本県農業を持続的に発展させるためには、核となる担い手として新規就農者を将来にわたり確保するとともに、定年帰農者や外国人材のほか、中小・家族経営など農業現場を支える多様な人材を確保し、これらの活躍を促進する取組みを進めていく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染拡大により、テレワークなど場所を問わない働き方が進展するにつれ、地方への田園回帰志向や農業・食への関心が高まっており、移住就農先として香川県を選んでもらうため、県外者をターゲットに新規就農者を確実に確保する必要があります。
- 経営資産も技術も後ろ盾もない就農希望者が独立就農するためには、本県独自の独立就農モデルとして確立されてきたのれん分け就農の充実・強化や、地域・産地でサポートしていく体制が必要です。
- 確実な就農に結びつけるためには、新規就農者の情報を集積・分析し、効果的な呼び込み策や、就農希望者のニーズにこたえる支援策などに生かすことが必要です。

具体的な施策

① 多様な人材の呼び込み

- ◆ 兼業農家や定年帰農者、半農半X、農外企業などを含め、県内外から意欲ある多様な人材を確保するため、新規就農専用サイトにより本県農業の魅力や県の支援策など必要な情報を提供、PRするとともに、オンライン等を活用した就農相談会や先進農家との交流、体験などの機会を充実させ、新規就農者が品目や農業経営などをイメージしやすい、効果的なリクルート活動を強化します。
- ◆ 都会からの移住・定住者など地域内外からの多様な人材を確保するため、本県における農業の魅力や農村の文化・景観などの情報を積極的に発信するなど、農業・農村の持続的発展に向けた働きかけを行います。

- ◆ 農業大学校や農業高校の学生・生徒と、先進的農業者の意見交換や研修等により、職業としての農業のやりがいや魅力を伝え、就農の促進を図ります。

② 相談から就農までのサポート体制の強化

- ◆ 新規就農者や認定農業者をはじめ、兼業農家や定年帰農者、半農半X、農外企業なども担い手として幅広に捉え、新規就農相談センターでの無料職業紹介により先進農家をあっせんするなど、データベース化した就農情報を効果的な支援に生かしながら、就農希望者一人ひとりの状況に合わせた就農相談から就農までの継続的なサポート体制を強化します。
- ◆ 研修中のサポート、独立就農時の経営計画作成と初期投資負担軽減策の充実、県農地機構等と連携した就農地の選定、農業大学校における長期・短期研修の紹介など、必要に応じた関係機関との連携や、新規就農者の里親登録制度によるのれん分け就農の充実・強化、産地や地域が新規就農者の受け皿となってバックアップする体制整備を推進します。
- ◆ 農業大学校において、卒業後の進路を見据え、農業法人等と連携して就農に向けた教育・研修の充実を図るとともに、働きながら農業の基礎を学べる「就農基礎講座」をはじめ、技術習得段階に応じた階層別、部門（作物）別研修を充実させます。
- ◆ 農業への企業参入について幅広い情報発信を行うとともに、参入意向のある企業に対する農業経営等に関する情報提供や相談等の取組みを推進します。

③ 雇用人材の確保

- ◆ 認定農業者、新規就農者など核となる担い手の経営を支える外国人材、農福連携、短期雇用による子育て中の女性のパートなどの雇用人材の確保を推進します。
- ◆ JAや農福連携等による農作業支援の人材育成や施設整備に対する支援、外国人材の活用や経営継承への取組み等を通じて、多岐にわたるルートからの雇用人材が産地を支える仕組みづくりを推進し、産地の生産力の維持と収益力の向上を図ります。
- ◆ 関係機関・団体等と連携し、農業で働きたいと考えている方と人手不足の産地や担い手とのマッチングを支援します。

- 新規就農者が、核となる担い手へ確実にステップアップできるよう、農業大学校での研修の充実、機械・施設等の初期投資の負担軽減、農業改良普及センターを中心に発展段階に応じた生産技術や経営改善の伴走型支援など、農業士や関係機関・団体と連携して、就農から定着までの一貫したサポート体制を強化します。
- 兼業農家や定年帰農者、半農半X、農外企業などを含め、経営発展に意欲的な担い手に対し、農業試験場等で開発した新技術等を広く普及するほか、農業大学校における研修等を通じて、幅広く担い手として育成・支援します。
- 女性農業者や若手農業者の農業経営への参画を促進するため、セミナーや交流会の開催などにより、地域をリードする女性農業者等の資質の向上を図るとともに、地域の課題解決等に取り組む若手農業者等の組織活動を支援します。

現状と課題

- 基幹的農業従事者の高齢化が急速に進行するなか、1,700 経営体前後で推移している認定農業者のより一層の確保・育成を図るとともに、次代を担う新規就農者等の経営をできるだけ早期に発展・安定化させ、より多くの優れた担い手を育成することが必要です。
- 優れた経営能力を有した担い手を育成し、効率的かつ安定的な農業経営へ発展させるためには最新の生産技術、経営力向上に向けた、知識・技術の習得が必要です。また、農業生産や農村社会の維持に重要な役割を果たしている小規模・家族経営体も含めて、安定的に農業生産を続けられるよう、農業技術の普及等の支援が求められています。
- 女性農業者や次代を担う若手農業者が、農業経営に参画し、地域のリーダーとして活躍することが期待されていますが、農業従事者の約4割を占める女性農業者のうち、認定農業者は約1割にとどまります。このため、女性農業者の確保・定着と経営参画の促進に向けて、地域のリーダー的農業者とのつながり、同世代や女性農業者との仲間づくりと研鑽の場の提供が必要です。

具体的な施策

① 新規就農者の定着支援

- ◆ 就農前後の新規就農者や親元就農者を含め、新規就農者の実効性ある経営計画の作成・見直しを支援し、計画的な投資や規模拡大を促進します。
- ◆ 新規就農者が核となる担い手へ確実にステップアップできるよう、農業大学校での研修の充実、機械・施設等の初期投資の負担軽減、農業改良普及センターを中心に発展段階に応じた生産技術や経営改善の伴走支援など、農業士や関係機関・団体と連携して、就農から定着までの一貫したサポート体制を強化します。

② 生産・経営力の向上支援

- ◆ 兼業農家や定年帰農者、半農半X、農外企業などを含め、経営発展に意欲的な担い手に対し、農業試験場で開発した新品種や新技術導入のための栽培技術指導や国等の研

究機関の研究情報などの提供を行います。

- ◆ 収益性や生産性などの改善を考える講習会や個別指導等により、経営改善計画の達成に向けて、幅広く担い手として育成・支援します。

③ 次世代リーダーの育成

- ◆ 女性農業者や若手農業者の経営参画を促進するため、認定農業者へ誘導するとともに、女性特有の視点と能力を生かした農業経営が展開できるよう、技術や経営などの資質向上に向けた研修会や、女性農業者の確保・定着に向けた交流会等を開催し、活動の促進に努めます。
- ◆ 女性農業者のネットワーク活動の強化や女性農業者の活躍に向けた意識啓発などを通じて、男女ともに能力を発揮できる環境づくりを推進します。
- ◆ 地域農業への女性参画を推進するため、地域をリードする女性農業者を育成し、組織活動に参加することで新規就農者の受け皿となれるよう、地域リーダー、農業士、農業委員やJA役員への女性登用などを、より一層推進します。
- ◆ 若手農業者の団体や地区農村青少年クラブ等の団体への加入を促進し、個々や地域での課題をグループで学び、資質向上や課題解決に取り組むグループ活動を支援します。

- 経営発展の段階に応じて直面する課題に対し、県農地機構や県農業会議、農業改良普及センター等で構成される農業経営に関する相談体制を中心に、個々の経営状況や取り巻く環境に応じた適切な対策を提案し、農業経営の発展や継承を支援します。
- 法人化と経営の効率化を促進するため、必要とされる労務管理や経営管理知識の研修や個別相談等を行い、経営マネジメント能力を高めるとともに、農業経営を安定させるため、関係機関と連携して、農業共済や収入保険制度など、リスク対策の普及等に取り組みます。
- 農業経営の発展に必要な機械・施設の整備など、生産基盤の強化に向けた取組みに対する支援を行うとともに、経営診断等の各種データを活用したPDCAサイクルを実践する経営者の育成等を通じて、農業経営の改善・向上を図ります。

現状と課題

- 基幹的農業従事者のうち、65歳以上の割合が77%を超える一方で、50歳未満の若手従事者はわずか6%となっており、先進的な農業経営者の保有する優れた技術や経営ノウハウを若手農業者に伝え、次世代を育成する必要があります。
- 優れた農業経営を営み、地域の農業振興を先導的に行っている農業士・青年農業士は、県内で158名認定されており、地域において、農業青年の育成や農業・農村の振興のため活動しています。
- 畜産・露地野菜の経営を中心に法人化が進み、認定農業者である農業法人は令和元年度末で343法人に増加していますが、より一層の確保・育成を図るとともに、国内外の情勢変化に柔軟に対応し、生産規模の拡大や生産性の向上に取り組み、経営発展を図ることができる、経営力の高い農業経営者を育成する必要があります。
- 産地全体の発展を図るためには、JAの生産部会や地域・品目を牽引する優れた経営体と連携して常に新しい技術の導入を進め、地域にあった技術に改良していく必要があります。
- 個々の優れた取組みを地域に広げ、継続して改善していくために、グループ活動を促進することが必要です。

具体的な施策

① 経営の発展と継承の推進

- ◆ 経営発展の段階に応じて直面する大規模化・多角化などの課題に対し、県農地機構や県農業会議、農業改良普及センター等で構成される農業経営に関する相談体制を中心に、個々の経営状況や取り巻く環境に応じた適切な対策を提案するとともに、農業経営の発展や家族経営をはじめとする担い手の農地や経営資産を後継者(第三者、親子・親族間)へ引き継ぐ経営継承を支援します。
- ◆ 経営継承に当たり、リタイア農家の所有施設や農地などの情報をもとにした担い手や就農希望者とのマッチング、専門家派遣やセミナー開催などのサポート活動を関係機関と連携して支援します。

② 経営マネジメント能力の向上

- ◆ 法人化と経営の効率化を促進するため、必要とされる労務管理や経営管理知識の研修や個別相談等を行い、経営マネジメント能力を高めるとともに、農業経営を安定させるため、関係機関と連携して、収入保険制度や農業共済など、リスク対策の普及等に取り組みます。
- ◆ 農業経営の発展に必要な機械・施設の整備など、生産基盤の強化に向けた取り組みに対する支援を行うとともに、経営診断等の各種データを活用したPDCAサイクルを実践する経営者の育成等を通じて、農業経営の改善・向上を図ります。

③ 優れた経営体の育成・連携

- ◆ 農業のプロとして優れた農業経営を営んでいる方を農業士・青年農業士へ誘導するとともに、就農希望者を受け入れて指導する新規就農者の里親に対する支援を充実し、里親の人材育成能力向上のための研修会や優良事例の紹介を行い、里親を育成します。
- ◆ 農業士や青年農業士と連携して新規就農者との交流の機会を設け、優れた農業経営と卓越した栽培技術の普及を図ります。
- ◆ 試験研究機関等が開発した新品種や革新的な技術について、地域のリーダーと連携して、現場実証や導入試験を行い、産地への早期普及と産地拡大を図ります。
- ◆ 一層の経営発展を図るため、全国規模の会議、異業種交流、商談会等への参加を促します。

展開方向Ⅱ	農産物の安定供給
-------	----------

- 県オリジナル品種をはじめとする高品質で特色のある県産農産物の生産拡大を推進するため、省力化・低コスト化に向けた支援や農作業支援体制の構築などにより生産体制の強化を図ります。
- 耕畜連携など環境に配慮した資源循環型農業を推進するとともに、土壌測定診断体制の構築などによる土づくりを推進します。

<施策>

1 農産物の生産振興	(1) 米麦の安定生産と高品質化	①米麦の安定生産と省力化の推進 ②需要に応える高品質化の推進
	(2) 園芸作物の安定生産と高品質化	①野菜 ②果樹 ③花き ④オリーブ ⑤盆栽 ⑥茶
	(3) 畜産物の安定生産と高品質化	①畜産物 ②オリーブ畜産物
2 新品種・新技術の開発	①新品種・新技術の開発 ②知的財産の活用	
3 食の安全・安心の確保	①生産工程管理の取組み ②食品衛生管理の取組み	
4 環境に配慮した農業の推進	①脱炭素化の推進 ②環境保全型農業の推進	
5 セーフティネット対策の推進	①農業保険等の普及推進 ②農作業安全の推進 ③気象災害等のリスク対策	

<指標>

番号	指標	現状	目標	目標値の考え方
1	農業産出額	803 億円 (R元年)	818 億円 (R7年)	農産物の生産振興を図り、直近3年間の平均である818億円への回復を目指します。
2	小麦「さぬきの夢」の作付面積	2,100ha (R2年産)	2,300ha (R7年産)	米との二毛作を推進し、40ha/年の作付拡大を目指します。
3	県オリジナル品種の作付面積(野菜、果樹、花き、オリーブ)	246ha (R元年度)	300ha (R7年度)	県オリジナル品種の高品質安定生産技術の確立による生産拡大を目指します。
4	ブランド農産物の生産量	37,960t (H27～R元年度の平均)	41,810t (R7年)	出荷体制の確立により、需要に応じた農産物の生産拡大を目指します。
5	オリーブ生産量	490t (R2年産)	600t (R7年産)	オリーブの生産拡大と安定生産を目指します。
6	盆栽輸出数量	12 千本 (R2年度)	12 千本 (R7年度)	新型コロナの影響により、輸出量の大幅な減少が見込まれることから、当面の間は感染拡大以前の水準までの速やかな回復を目指します。
7	和牛繁殖雌牛頭数	1,720 頭 (R2年度)	1,760 頭 (R7年度)	和牛繁殖雌牛頭数の増頭を目指します。

8	国際水準GAP認証取得数	12件 (R2年)	22件 (R7年)	団体認証を含め、10 経営体の認証取得を目指します。
9	精密な土壌測定診断件数(累計)	5,240 検体 (H28~R2年度)	6,500 検体 (R3~R7年度)	直近5年間の堆肥を含む測定診断ほ場検体総計 5,240 検体を基準とし、検体数 6,500 検体を目指します。
10	収入保険加入者数	583 経営体 (R2年)	1,500 経営体 (R7年)	R2年加入実績から約 2.5 倍にあたる 1,500 経営体の加入を目指します。

展開方向 Ⅱ	1 農産物の生産振興
	(1) 米麦の安定生産と高品質化

- 主食用米の作付拡大に対する支援や、ICT技術等を活用した農作業の効率化・省力化をより一層促進します。
- 安定生産技術の確立等により、県オリジナル品種「おいでまい」、「さぬきの夢」など米麦の収量や品質の向上を図るとともに、水田の有効活用を図るために多様な二毛作を促進します。
- 米麦の安定生産に必要な種子生産のため、生産体制の強化により、優良種子の生産を維持します。

現状と課題

- 全国の主食用米の消費量が年々減少する一方、近年、生産は全般に豊作基調となっており、米価の維持、民間在庫量の適正化を図るため、主食用米の生産の抑制が求められています。
- 一方、本県の主食用米生産は、1ha 未満の小規模農家が9割以上を担い、その作付面積は全体の6割を占めており、生産者の高齢化や後継者の不在、収益の低迷に加え、農業機械更新時の費用負担等により、離農や経営規模の縮小が進んでいます。このため、主食用米の作付面積は、平成27年産から毎年400ha程度減少するなど、県産米の需要量を満たせていない状況にあり、主食用米の作付維持が必要です。
- 米麦の二毛作は、麦作付面積の6割強を占めていますが、水稻又は麦のみの単作割合が増えており、収益性の向上を図るため、米麦を中心に大豆や野菜等との組合せによる二毛作を推進する必要があります。また、担い手農家の規模拡大だけでなく、小規模農家においても、田植え・播種や施肥・防除などの農作業の省力化・効率化がより求められているほか、米麦の種子生産は、採種農家の減少や高齢化などにより、生産体制の強化が必要です。
- 「おいでまい」の1等米比率は70%程度で安定して高いものの、他の品種を含めた県平均では20%台と全国平均の約80%に比べてかなり低くなっており、平年収量も全国平均に比べて少なくなっています。また、小麦「さぬきの夢」やはだか麦などの麦類は、作付拡大により生産量は増加しましたが、さぬきうどん等の製品原料に適した品質向上が求められています。

具体的な施策

① 米麦の安定生産と省力化の推進

- ◆ 主食用米の作付減少に歯止めをかけ、産地としての生産量の確保を図るため、担い手のみならず小規模農家を含めた作付維持に対する支援や生産体制の強化により、主食用米の生産維持を推進します。
- ◆ 主食用米の作付維持を図るため、水田の重要性や水稻栽培のメリットを啓発するとともに、初心者向け講習会等の開催、農作業の受託組織や農業支援サービス等を活用した作業受託の推進などにより、新たな栽培者や小規模農家への栽培技術の継承を支援します。
- ◆ ICTやAI技術を使い、従来よりも農作業の省力・低コスト化や効率化につながる農業機械・器具については、費用対効果に配慮した導入を支援します。

- ◆ 水田フル活用に向けて米麦の二毛作を中心に推進するとともに、米と野菜、麦と大豆・野菜など米麦と大豆や収益性の高い園芸作物と組み合わせた多様な二毛作を促進します。
- ◆ 米麦の安定生産に欠かせない種子生産のため、採種ほの設置・指導・審査を通じた優良種子の生産を維持します。

② 需要に応える高品質化の推進

- ◆ 米の食味ランキングで「特A」評価を獲得するなど、良食味の「おいでまい」を中心に需要に応じた主食用米の生産を推進するとともに、「おいでまい」マイスターの栽培指導の協力を得ながら、収量の増加と1等米比率や食味の向上に向けた安定生産技術を推進します。
- ◆ 小麦「さぬきの夢」やはだか麦などの麦類については、製粉・精麦会社等の需要に対応するため、安定した生産量の確保とともに、小麦のタンパク質含有率の向上など、より一層の品質向上を推進するほか、より品質の高い品種の選定を進めます。
- ◆ 食生活の変化等に伴って、主食用米は、家庭用以外の需要、また、小麦は、うどん以外の小麦粉製品、はだか麦は、味噌以外の用途への対応などが必要なことから、将来に向け新たな需要や変化する需要を見据えた品種の開発・選定や品質改善を図ります。

展開方向 Ⅱ	1 農産物の生産振興
	(2) 園芸作物の安定生産と高品質化

- 野菜、果樹、花きなどの園芸品目については、省力・低コスト栽培体系の確立や普及、品質向上・規模拡大等に必要な施設・機械等の導入支援などにより、本県の強みを生かした高品質で特色のある品目・品種の生産拡大を図ります。
- オリーブについては、生産力強化と高品質化を図るために、苗木代や未収益期間等の支援の継続とともに高品質・安定生産技術の普及に取り組みます。
- 盆栽については、輸出拡大を図るために、検疫条件に対応した基盤整備や防除技術の導入を推進します。
- 茶については、不足している労働力の補完の取組み、茶園の再生技術の検討を進め、産地の維持を図ります。

現状と課題

- 本県では、温暖な気象条件や京阪神に近い立地条件を生かして、多彩な園芸品目が年間を通じて生産されています。産地間競争が激化するなか、特に、独創性のある県オリジナル品種は、市場から高い評価を受けています。
- 露地野菜については、ブロッコリーの栽培面積が全国第2位まで拡大してきたものの、他の品目は減少傾向にあります。また、秋冬期の天候の影響により出荷量や価格が不安定になっていることから、これらの影響を受けにくい栽培、出荷体系を確立する必要があります。
- 施設野菜については、県オリジナル品種のイチゴ「さぬき姫」やアスパラガス「さぬきのめざめ」など、市場評価と収益性が高い品目ですが、近年、生産資材の高騰等により、新規就農や規模拡大が進みにくくなっていることから、初期投資の軽減や収益性のさらなる向上が必要になっています。
- 野菜では、県オリジナル品種やにんにく、金時にんじんなど特産野菜の安定供給と規模拡大のために、優良種苗を安定して確保、供給する体制を引き続き維持していく必要があります。
- 果樹の栽培面積は減少傾向にあるものの、市場評価が高い「さぬき讚フルーツ」の温州みかん「小原紅早生」、キウイフルーツ「さぬきゴールド」、「さぬきキウイっこ®」やブドウ「シャインマスカット」などの栽培面積は増加しており、高品質化とあわせ一層の生産拡大が必要です。
- 果樹産地では、生産者の高齢化に伴い、栽培の継続が困難な園地が増加していますが、栽培を希望する者への園地の流動化は容易ではなく、傾斜地等の立地条件から機械化が進まないことや、栽培技術の習得が困難なこともあり、新規参入者は少なくなっています。
- 本県の果樹生産においては、規模拡大による生産量の増強や低コスト化による他県産地との競争が困難であるため、小規模でも特徴ある県オリジナル品種や生産者の高い技術力を生かした、ブランド志向の産地づくりが必要です。
- 花きでは、気候変動の影響による開花遅延などにより、需要期である「物日」に、的確な出荷を行うことが難しくなっていると同時に、燃料費の高騰や冬季の寡日照による品質の低下を招いており、市場のニーズに的確にこたえられる栽培技術が求められています。
- また、結婚式や葬儀など、業務用需要が低迷するなか、家庭用需要(ホームユース)に適した規格での出荷が求められています。

- ラナンキュラス「てまりシリーズ」やカーネーション「ミニティアラシリーズ」などのオリジナル品種については、市場から品質が高く評価されていることから、生産の拡大が求められており、さらに品種のバリエーションを増やしていくとともに、安定した優良な種苗の確保が必要です。
- オリーブの栽培面積は、令和元年度には過去最高の214haになりましたが、全国各地で植栽が進められており、国内順位は1位であるものの、そのシェアは漸減傾向となっています。このため、生産力の増強と高品質化による、競争力の強化が必要です。
- オリーブの生産量や品質は、病害発生や隔年結果などで不安定になりがちであるため、生産者からは、高品質・安定生産技術の確立・普及が望まれています。
- 盆栽では、苗木養成から商品化・販売までを行う全国でも少ない産地となっていますが、樹を育てる技術と樹形を整える技術それぞれが必要となり、習得に時間がかかるとともに、生産者の高齢化が進展していることから、後継者への技術継承が難しくなっています。
- 盆栽は出荷までに数年から数十年を要することから、流通可能な商品が減少しており、今後の需要にこたえられる素材の安定的な確保が急務となっています。
- さらに、黒松盆栽のEUへの輸出が可能となりましたが、輸出向けの盆栽は減少しつつあり、輸出拡大に向けて生産量の確保・拡大が必要です。また、検疫条件に即した生産環境の整備や病害虫対策の確立・普及が必要です。
- 茶は生産者の高齢化に伴う労働力不足、茶園の老園化が進行しており、生産の継続と産地の維持が難しい状況になっています。

具体的な施策

① 野菜

- ◆ 露地野菜においては、レタスやブロッコリーなどにおける秋期長雨等の天候不順の影響を抑え、計画的安定生産を実施するため、早期畝立栽培や排水性向上対策の普及に取り組めます。
- ◆ イチゴやアスパラガスなど施設野菜栽培に多く採用されているパイプハウスについて、導入マニュアルの作成、ハウス施工研修の実施を通じて、自力施工できる人材を育成し、栽培施設導入にかかる経費の削減を図るほか、果菜類では、収益性向上のためにICT技術を活用した栽培技術を導入し、さらなる高品質化に取り組めます。
- ◆ 本県において野菜生産量の少ない夏季を中心に、「スイートコーン」や県オリジナル品種のモロヘイヤ「さぬきのヘイヤ」など消費者ニーズに即した新たな品目・品種の導入を進めます。
- ◆ JAや県内種苗会社、採種農家と連携し、県オリジナル品種や特産野菜の優良種苗の生産体制を強化するため、優良系統の選抜と種苗生産技術の向上に取り組めます。

② 果樹

- ◆ 需要が拡大している「さぬきゴールド」や「シャインマスカット」など、「さぬき讚フルーツ」の品目について、安定生産や高品質化に必要な果樹棚や雨よけ施設などの導入を支援するとともに、未収益期間の支援や耐病性台木などの種苗供給に取り組み、生産拡大を図ります。

- ◆ 生産者や関係機関・団体の連携を強化し、優良園地の継承に向けた情報共有を進めるとともに、栽培技術の継承など担い手の支援とあわせて、産地の生産力の維持・増強に取り組めます。
- ◆ 果樹生産者が有する緻密で高度な栽培技術を生かして、他県などの大型産地が取り組めない、「うんしゅうみかんの袋掛け栽培」や「シャインマスカットの早期加温栽培」、「カンキツの精密樹体管理栽培」などを推進し、産地の競争力を強化します。

③ 花き

- ◆ キクの需要期に的確に出荷できる品種の導入や、開花調整のための施設の環境制御技術の導入を進めるとともに、二酸化炭素制御や補光による高品質栽培技術を推進します。
- ◆ ホームユース等の新たな需要に適した品種の導入や栽培方法を推進します。
- ◆ 生産者と協力しながら、ランタンキュラスやカーネーションの消費者ニーズに即した魅力あるオリジナル品種の導入を進めるとともに、栽培技術のマニュアル化による品質・収量の高位平準化及び生産拡大に努めます。また、優良種苗を安定供給するための体制づくりと、遺伝子診断による病害検定技術の導入に努めます。

④ オリーブ

- ◆ オリーブの苗木代や未収益期間等の支援とあわせ、耐病性の高い県オリジナル新品種の「香オリ3号」、「香オリ5号」など有望品種の導入を推進するとともに、採油機や品質管理に必要な施設等の整備を支援し、生産力の強化に取り組めます。
- ◆ オリーブ炭そ病などの重要病害の対策や新病害の侵入防止対策のほか、隔年結果の軽減対策や早期成園化技術の導入を推進し、オリーブの高品質化と安定生産に取り組めます。

⑤ 盆栽

- ◆ 盆栽の生産量の確保・拡大を図るため、健全苗木等の安定供給に向けた育苗・養成施設の整備を支援するとともに、生産技術の若い世代への技術継承を進めるため、体系的な研修プログラムの実践を支援します。
- ◆ 松盆栽では商品化するまでに10年以上の年数を要することから、今後の需要にこたえるための素材を計画的に確保するため、より効率的な苗木養成のための育苗技術や挿し木技術等の検討を進めます。
- ◆ 輸出用盆栽の生産管理に必要な施設等の整備を支援するとともに、検疫条件に対応した病虫害防除技術等の確立・普及を図ります。

⑥ 茶

- ◆ 茶産地の労働力不足に対応するため、人材確保による労働力補完の仕組みづくりへの支援を行います。
- ◆ 多大な経費を要する新植・改植に代わる樹勢回復のための管理技術の実証を行い、茶園の若返り(再生)技術の検討・導入を進めます。

展開方向 Ⅱ	1 農産物の生産振興
	(3) 畜産物の安定生産と高品質化

- 畜産物の安定的な生産振興に向けて、畜産クラスター事業を活用した生産基盤強化や、国の価格安定対策の活用、衛生管理の徹底などにより、生産性の向上、経営の安定化を推進し、安全・安心な畜産物の生産を促進します。
- 県内外から高い評価を受けているオリーブ畜産物(オリーブ牛、オリーブ豚・オリーブ鶏、オリーブ地鶏)の増頭・増羽と品質向上を図るため、生産体制の強化や高品質化に向けた技術開発及び調査研究を推進します。

現状と課題

- 飼養戸数はすべての畜種で減少傾向である一方、1戸当たり飼養頭羽数は増加傾向のなかで、経済連携協定等の発効や配合飼料及び資材費、労働費の高騰に加えて、新型コロナウイルス感染症拡大によるインバウンド需要の消失や、家畜伝染病の発生によるサプライチェーンの寸断、畜産環境への対応など、畜産経営を取り巻く環境は厳しさを増しており、安定的な畜産物の供給に向けて、生産性・収益性の向上が課題となっています。
- 酪農家1戸当たりの飼養頭数は増加傾向にあるなか、酪農経営は、家族労働を主体とした毎日の搾乳労働等が必須で、周年拘束性が顕著ですが、高齢化・後継者不足の状況のなか、乳量、乳質などの泌乳形質の向上や効率的な後継牛の確保、経営体の強化を図る必要があります。
- 肉用牛においては、高能力雌牛群の整備のほか、種雄牛との適切な交配指導、さらに分娩間隔の短縮による生産性の向上を図り、高い産肉能力を持つ子牛の生産に取り組む必要があります。また、肥育素牛は、県内産の充足率が低く、県外に依存している状況にあり、地域内や経営内における繁殖・肥育一貫生産体制の構築を進める必要があります。
- 養豚では、1戸当たりの飼養頭数は増加しており、大規模化しているなか、繁殖性や増体性、肉質の改良など生産性の高い養豚経営を進める必要があります。
- 採卵鶏・ブロイラーの経営は、大規模化・集約化が進んでいる状況にあるなか、鳥インフルエンザ等の防疫対策費は増加しており、生産性の高い経営を進める必要があります。
- 国内でも産地間のブランド競争が激化するなか、本県を代表する畜産ブランドであるオリーブ畜産物(オリーブ牛、オリーブ豚・オリーブ鶏、オリーブ地鶏)は、県内外から高く評価されており、市場等のニーズに応じた生産量の確保と品質の向上が求められていることから、オリーブ飼料の安定的な供給体制の構築と高品質化のための技術改善や素畜、素雛の生産体制の強化に取り組む必要があります。

具体的な施策

① 畜産物

<家畜共通>

- ◆ 地域ぐるみで高収益型の畜産を実現する畜産クラスター事業を活用し、出荷頭羽数の増加を図るために必要な施設・機械等の導入や畜舎・堆肥舎の増改築、県産優良子牛の

導入等を支援します。

- ◆ 労働力の低減のため、畜産農家へのICTやAIを活用した機器の導入促進による家畜の飼養管理等の省力化を進めます。
- ◆ 畜産物の価格下落時に補給金等を交付する畜産経営の安定対策事業(肉用子牛、肉用牛、肉豚及び鶏卵)への加入を促進します。
- ◆ 空き畜舎のマッチングによる経営継承を図るなど、新たな担い手の就農支援を推進します。

<酪農>

- ◆ 生産性向上のため、乳量、乳質等を管理する乳用牛群検定や、後継牛の育成、乳業メーカー等と連携した生産技術指導等を推進し、酪農家の経営安定を図ります。
- ◆ 性選別精液や受精卵移植を活用した効率的な後継牛の確保体制を構築するとともに、生乳生産と肉畜生産を組み合わせた持続的な酪農経営の確立を推進します。
- ◆ JA等関係機関と連携し、酪農ヘルパー等の労力支援組織の育成及び確保を進めます。

<肉用牛>

- ◆ 高品質な香川県産まれのオリーブ牛の増頭を促進するため、遺伝子解析により脂肪の質などに優れた繁殖雌牛の選抜や、受精卵移植等を活用した育種の効率化と高品質な子牛生産体制づくりを支援します。
- ◆ 優良な県内産子牛の県内保留を促進し、県外流出の防止を図ります。
- ◆ 肉用牛生産農家の畜舎の増築・改修を支援し、生産基盤の強化を推進します。

<養豚>

- ◆ 県産豚肉の高品質化のため、畜産試験場において種豚の改良を図り、優良種豚の子豚及び精液を広く県内に配付して、さらなる生産性の向上を推進します。

<養鶏>

- ◆ 採卵鶏については産卵率や卵質の改良、肉用鶏については増体性や育成率の向上などを図り、生産性の向上による安定的な収益の確保のほか、安全・安心な鶏卵・鶏肉の生産を進めます。

② オリーブ畜産物

- ◆ オリーブ採油業者とオリーブ飼料製造業者とのマッチングや、オリーブ牛、オリーブ夢豚・オリーブ豚、オリーブ地鶏の各オリーブ飼料利用団体間の調整を図り、オリーブ飼料の安定的な供給体制を構築します。
- ◆ オリーブ畜産物の収益拡大を図るため、飼育管理技術の指導や調査研究を進め、オリーブ畜産物のより一層の高品質化に取り組みます。
 - オリーブ牛については、産肉性に優れた子牛生産や肥育技術の改善指導に努めます。
 - オリーブ夢豚・オリーブ豚については、生産性と品質の向上を図るため、畜産試験場において交配方法の改良試験など遺伝的な側面からの改良を行います。

- オリーブ地鶏については、安定的な生産供給体制を確立するため、畜産試験場において、生産コストの低減や品質向上を図る飼育管理の検討を行います。

- 消費者ニーズに即した競争力のある県オリジナル品種の育成や、気候変動に対応した高品質・安定生産技術、だれもが活用しやすい省力・低コスト化技術等の開発・実証などに取り組むとともに、農業改良普及センターを中心に、開発された新品種・新技術の迅速な産地・地域への普及・定着を図ります。
- 県産畜産物の生産性・品質向上を図るため、遺伝的側面からの解析や交配方法の改良試験等に取り組めます。
- 新品種や新技術等の研究開発における知的財産を適切に活用・評価するため、知的財産マネジメントに取り組めます。

現状と課題

- 消費者・実需者ニーズの多様化や国内外の産地間競争の激化に加え、温暖化による収量・品質の低下、秋の長雨等の顕在化しつつある気候変動等に対応し、農業への影響を回避・軽減するものとなるよう、高温でも品質低下が起こりにくい高温耐性品種などの新品種の開発、新たな栽培技術の開発、生産現場への普及が必要です。
- 消費者・実需者ニーズの多様化に対応し、県オリジナル品種のより効率的な開発、主要品目の高品質・安定生産技術や省力化・低コスト化技術の開発を推進するほか、県オリジナル品種等の優良種苗の安定供給が求められています。
- 農業分野における技術開発が急速に進展するなか、それに対応した研究体制の整備や研究人材の育成、産官学連携等の重要性が高まっています。
- 多様な消費者・実需者ニーズに対応し、さらなる低コスト生産を促進するため、畜産物の高品質化のほか、泌乳量や増体性などの畜産物の生産の効率化や畜産経営の収益確保につながる形質の改良を進めることが求められています。
- 研究開発によって得られた成果の社会実装を見据えて、研究開発の企画・立案段階から知的財産戦略を描き、試験研究に取り組む必要があります。また、得られた知的財産が農業現場で有効に活用されるためには、研究成果のわかりやすい情報発信が重要です。

具体的な施策

① 新品種・新技術の開発

- ◆ 県オリジナル品種や主要品目については、気候変動に対応した栽培技術や品種特性を最大限に発揮できる環境制御技術などの高品質・安定生産技術、だれもが活用しやすい省力・低コスト化技術、環境負荷軽減に向けた技術等の開発・実証などに取り組むとともに、農業改良普及センターを中心に、開発された新品種・新技術の迅速な産地・地域への普及・定着を図ります。
- ◆ 消費者ニーズに即した競争力のある県オリジナル品種(小麦、アスパラガス、キウイフルーツ等)を育成するため、DNAマーカーを活用した遺伝子診断技術により、必要とする優良な形質を早期に評価し、品種育成の効率化を図ります。

- ◆ 新たな品目・品種の探索と品種の適応性を確認する現地実証試験を行うとともに、速やかに普及させるため、原種等種苗の安定供給体制の整備に取り組みます。
- ◆ 研究成果の現場への速やかな普及を図るため、関係機関と連携し、現場が直面する課題等に即応できる体制を整備します。また、試験研究や原種生産に必要な機器・施設等の計画的な整備・更新により試験研究等の効率化を図るとともに、国立研究開発法人や大学、民間企業等への研究員派遣による高度・最新技術の習得、連携体制の構築や共同研究の推進を通じて、試験研究を担う人材の確保・育成に努めます。
- ◆ 県産畜産物の生産性・品質向上と優良畜種の増産による農家の経営力向上を図るため、遺伝的側面からの解析や交配方法の改良試験等に取り組み、家畜改良事業団等の優れた種雄牛の精液と遺伝的能力評価等の活用、優良種豚の子豚及び精液の配付などを進めます。

② 知的財産の活用

- ◆ 開発された新品種や新技術等の成果を本県農業の競争力強化に結びつけるとともに、これらの知的財産を適切に保護・活用・評価するため、知的財産権制度を活用した権利化（育成者権、特許権等）のほか、秘匿化、公知化といった方法をケースバイケースで使い分ける知的財産マネジメントに取り組みます。
- ◆ オリーブ牛については、知的財産である和牛遺伝資源の保護とトレーサビリティの遵守を推進します。
- ◆ 研究論文や学会発表に加えて、研究成果発表会やホームページ、成果報告冊子等の多様な手段・媒体を活用し、研究成果の分かりやすい情報発信に取り組みます。

- 県民の農産物に対する安全・安心への関心が高いことから、農薬や動物用医薬品等の適正使用の徹底をはじめ、生産から消費に至る各段階での安全性とトレーサビリティの確保に努めます。

現状と課題

- 消費者の食の安全・安心への関心が高まっており、農薬や動物用医薬品等の適正使用の徹底をはじめ、持続可能性の確保や農業経営の改善、消費者の信頼性の確保等に寄与する国際水準のGAP(農業生産工程管理)やトレーサビリティの取組みの推進を図るなど、生産から消費に至る各段階における安全性の確保が重要となっています。
- 食品の安全性の確保については、「食品衛生法等の一部を改正する法律」に基づき、令和2年6月から HACCP(危害分析重要管理点)に沿った衛生管理が義務化されたことから、生産者、製造者及び流通業者自らが衛生管理の向上を図り、適切な衛生管理を実施する必要があります。
- 米トレーサビリティについては、その制度自体を知っている事業者が半数に満たず、適切な運用を図るための取組みを進める必要があります。

具体的な施策

① 生産工程管理の取組み

- ◆ 国際水準GAPの実践による農産物の食品安全や労働安全などへの取組みを支援するため、農業改良普及指導員をGAP指導員として育成し、指導力強化を図るとともに、農業改良普及指導員の現場指導力を活用し、生産者、生産組織等への啓発資料の配布や講習会の開催等を通じて、GAPの意義や内容についての理解を深め、GAPの取組みとその高度化を促進します。
- ◆ 農業高校や農業大学校などの教育機関において、GAPに対する理解を深める授業や講義を行うとともに、生徒や学生が主体となったGAP認証取得に向けた取組みを支援します。
- ◆ 生産現場における農薬の安全使用の指導徹底を図るため、「県病虫害雑草防除指針」の作成や防除暦の監修を行うとともに、農薬の販売者や使用者に対して適正な管理を指導し、農薬適正使用を推進します。
- ◆ 生産農家において、農薬や動物用医薬品を正しく使用するとともに、使用記録を保存し、農産物や家畜の出荷前に確認するよう指導します。

② 食品衛生管理の取組み

- ◆ 残留農薬等の検査技術の向上や検査機器の整備に努めます。
- ◆ 自らの営業における食品衛生上の危害要因を正しく認識し、一般的衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理が適切に実施できるよう講習会を開催します。

- ◆ HACCP に沿った衛生管理を指導・助言する食品衛生監視員の育成研修を実施します。
- ◆ 米トレーサビリティ制度の適切な運用を図るため、同法に基づく取引記録の作成・保存、産地情報の伝達が行われるよう、米穀業者等への普及啓発、計画的な巡回調査及び指導監督を実施します。

- SDGsに対する国内外での関心が高まるなか、地球温暖化による農産物への影響に対応するため、温室効果ガスの排出を抑制する脱炭素社会の実現に向けた取組みや環境に配慮した持続可能な農業生産を推進します。

現状と課題

- SDGsが広く浸透し、食の分野において、原料や栽培・製造のプロセスへの消費者の関心が高まるなか、本県農業においても気候変動の影響による農産物の収量減少や品質低下などの影響が顕在化しており、生産面での対応が求められています。
- 脱炭素社会の実現に向けて、革新的技術の活用を通じて、再生可能エネルギーの生産や、施設園芸における化石燃料の使用抑制など、温室効果ガスの排出削減に向けた取組みを推進する必要があります。
- 化学合成農薬や化学肥料の使用の低減、耕種農家と畜産農家が連携した地域内資源の循環などにより、持続性の高い環境に配慮した農業を推進する必要があります。

具体的な施策

① 脱炭素化の推進

- ◆ 温室効果ガスの排出を抑制するため、ため池や耕作放棄地を活用した太陽光発電による再生可能エネルギーの導入や利活用について調査・検討を進めます。
- ◆ エネルギー利用の効率化を図るため、ICTを活用した環境制御など施設栽培における効率的な栽培管理を推進するとともに、保温・遮光設備やLEDなど省エネルギー型の機器・設備の導入を支援します。
- ◆ ごみの減量化を推進するため、農業者の生産活動で発生している食品ロスの削減に取り組むとともに、通常の流通経路での販売が困難な規格外や未利用の農産物を有効活用(加工・販売等)する取組みを支援します。
- ◆ 麦わら、稲わら、もみ殻などの有機物を農地に炭素貯留(有機炭素として長期間残存)するため、土壌へのすき込みや堆肥化などによる土づくりへの活用を推進します。
- ◆ 家畜排せつ物からの一酸化二窒素の発生を抑制するため、飼料設計の改善や家畜排せつ物の堆肥化、浄化处理等の改善に取り組めます。

② 環境保全型農業の推進

- ◆ 環境負荷を低減しつつ病虫害・雑草の発生を抑制する技術(IPM)を用いた効果的な防除体系の確立や、農業者自らが行う環境保全等の持続可能性を確保するための生産工程管理(GAP、畜産GAP)の取組みを支援するなど、環境保全型農業を推進します。
- ◆ 食の安全・安心や環境への負荷を低減した農業への関心が高まるなか、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、有機農業や化学合成農薬・化学肥料を低減した環境保全型農業に取り組む農業者に対する支援・指導を行います。

- ◆ 持続性の高い農業生産の基盤となる土づくりを図るため、地理情報と連動した農地ごとの土壌測定データなど科学的根拠に基づく土壌診断・指導に取り組み、土壌診断に基づくデータ駆動型の土づくりを推進します。
- ◆ 家畜ふん堆肥利用による土づくりを推進するため、「堆肥マップ」を活用した耕種農家等への情報提供などにより、耕種農家と畜産農家が連携する「耕畜連携」を推進し、水稻や飼料作物の収量・品質の向上を図ります。

- 自然災害等のリスクに備え、農業経営の安定化に向けたセーフティネット対策として、収入保険や農業共済といった農業保険などの普及を推進します。
- 農作業安全のリスクに備えた知識や技能の習得を推進します。
- 気象災害(台風、豪雨、豪雪等)等のリスクに備え、迅速な技術指導が行えるよう、普及指導体制を整備します。

現状と課題

- 平成 31 年1月から開始された収入保険制度は、自然災害による農作物被害をはじめ、新型コロナウイルス感染症の影響による農産物販売収入の減少など、農業者自身では避けられないリスクに備える制度ですが、令和2年末における加入状況は583 経営体に留まっています。
- 園芸施設共済の加入状況についても約6割程度であることから、これら農業保険のさらなる加入を促進する必要があります。
- 他の農作物と比べて価格変動が大きい野菜については、市場価格の低下が経営に多大な影響を及ぼすことから、野菜価格安定制度の強化を図る必要があります。
- 農業者の高齢化や農業機械の高度化、大型化に伴い、農作業安全にかかるリスクが高まっており、関係機関と連携して、農作業安全に対する農業者の意識向上のための啓発活動や研修等により、国が掲げる「主な事故要因である農業機械作業にかかる死亡事故を令和4年までに平成 29 年の水準(211 人)から半減する」取組みを推進する必要があります。
- 近年頻発する気象災害等による農作物被害のリスクに備えるため、関係機関と連携した事前・事後対策の技術指導の重要性がますます高まっています。
- インフラや経営資源等について、被害を事前に想定し、被災後の早期復旧・事業再開に向けた計画を定め、農畜産物の供給を継続させたり、可能な限り短時間で事業を復旧させたりするための方法、手法などをあらかじめ取り決めておく必要があります。

具体的な施策

① 農業保険等の普及推進

- ◆ 国の補助事業同様、県が独自に実施する補助事業においても、農業保険等への加入又は将来的な加入の要件化を検討します。
- ◆ 農業保険制度の重要性の理解を深めるため、収入保険については、県農業共済組合や、農業関係団体などで構成する「香川県収入保険推進協議会」と連携して、新規就農者や認定農業者を中心に制度の周知を行うとともに、園芸施設共済については、産地単位での集団加入の推進など、農業者のニーズに応じた加入を促進します。
- ◆ 主要農作物である米の経営所得安定対策の加入促進、畑作物の直接支払制度の活用など米・畑作物の収入減少影響緩和を図るほか、野菜の生産農家が安心して農業経営を継続できるよう、国や県独自の野菜価格安定制度を周知するとともに、制度の充実を図ります。

② 農作業安全の推進

- ◆ 農業者の農作業安全を確保するため、香川県農業協同組合、香川県農機具商工業協同組合などで構成する「香川県農作業安全推進協議会」と連携して、農作業安全対策に関する情報の周知や、春と秋に香川県農作業安全運動期間を設け、集中的な啓発活動を行います。
- ◆ 「香川県農作業安全推進協議会」と連携して、大型トラクター等の運転技能の向上研修や農業経験の少ない新規就農者や女性を対象とした農業機械安全使用セミナーなどを農業大学校の施設等を活用して開催し、主な事故要因である農業機械作業にかかる死亡事故の半減を目指して、農業者の農作業安全の確保に努めます。

③ 気象災害等のリスク対策

- ◆ 近年、頻発している気象災害等による農作物被害のリスクに備えるため、台風、大雨、長雨、少雨、強風、高温、低温、大雪、霜などの気象予報等に基づき、事前・事後を含めた栽培管理の対策技術を品目ごとに整理した「気象災害対策栽培管理技術マニュアル」を作成し、ホームページに掲載するとともに、電子メール、SNS等により迅速に技術情報を提供するなど、普及指導体制を整備します。
- ◆ 農業保険などセーフティネットへの加入の契機となるよう「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」や「農業版BCP(事業継続計画書)」の作成を支援します。

展開方向Ⅲ	農産物の需要拡大
-------	----------

- 高品質で特色のある県産農産物のブランド化を促進するとともに、そのイメージアップを図るため、消費者や市場等への販売促進を強化するほか、様々なコンテンツを活用した効果的なプロモーション活動に取り組みます。
- 学校給食における県産食材の利用促進などにより、消費者や食品関連事業者に積極的に県産農産物を選択してもらえるよう、地産地消を推進します。
- 地域資源として優れた県産農産物を活用し、新たな付加価値を生み出せるよう、生産者が加工や販売にも主体的に取り組む6次産業化を進めます。

<施策>

1 戦略的な販売促進・情報発信の実践	①効果的なプロモーションの展開 ②農畜産物の販売力強化 ③農畜産物の輸出促進
2 流通の合理化・効率化	①集出荷施設等の再編整備 ②産地から消費地までの物流改善
3 地産地消の推進	①食や農に対する理解促進 ②県産農産物の利用促進
4 6次産業化の推進	①6次産業化に向けた取組みへの支援 ②他産業と連携した取組みの支援

<指標>

番号	指標	現状	目標	目標値の考え方
1	小麦「さぬきの夢」取扱店舗数	85 店舗 (R2年度)	210 店舗 (R7年度)	うどん店やうどん製品製造事業者、菓子店舗等に対してさらなる積極的な働きかけを行うとともに、支援事業や消費拡大キャンペーンの実施による施策効果により、計画期間の前半を中心に新規店舗数をさらに拡大(当初2年間で119店舗)することとし、5年間で125店舗の増加を目指します。
2	【再掲】ブランド農産物の生産量	37,960t (H27~R元年度の平均)	41,810t (R7年)	出荷体制の確立により、需要に応じた農産物の生産拡大を目指します。
3	かがわ地産地消協力店登録店舗数	351 店舗 (R2年度)	410 店舗 (R7年度)	年間12店舗の登録を目指します。
4	新たに6次産業化や農商工連携に取り組む農業経営体数	118 経営体 (R2年度)	168 経営体 (R7年度)	現状値118経営体に年間10経営体(直近5年間の実績)の新規取組みを目指します。

- 生産者や「さぬき讃サンはなやか(花野果)大使」など一体となり、県内外主要市場でのトップセールス、県内量販店での「かがわ『旬のイチオシ』農産物フェア」などのプロモーション活動、ソーシャルメディア等を利用したタイムリーな情報発信を行うことにより、県産農畜産物の認知度向上や需要拡大につなげます。
- 市場駐在員や市場担当者等と連携し、消費者・実需者ニーズを明確化するとともに、産地へのフィードバックを行うことにより有利販売につなげます。また、「新しい生活様式」に沿って、ネット販売などに取り組む農業者を支援します。
- 「おいでまい」や「さぬきの夢」をはじめ、「さぬき讃フルーツ」・「さぬき讃ベジタブル」・「さぬき讃フラワー」を束ねた「さぬき讃シリーズ」や「オリーブ畜産物」などのブランド化を進めるとともに、鮮度や機能性などの強みを生かし、県産農畜産物の販売力強化につなげます。
- 「全国高校生花いけバトル」や花き文化の振興を通じて、県産花きの需要拡大を図るとともに、盆栽の魅力を積極的に国内外へ発信し、輸出拡大を図ります。
- 県産オリーブオイルは、品質管理体制の強化により、高度な信頼性を確保し、オリーブ畜産物は、効果的な販売促進や情報発信により、認知度の向上とブランド力の強化を図ります。
- 海外の現地ニーズなどの情報収集や輸出ルートの開拓を進め、生産者の所得向上につながる海外販路拡大に取り組むほか、輸出先国の規制やニーズに対応するためのロット確保、生産体制の構築、産地間連携、施設整備などを支援し、輸出産地を育成します。

現状と課題

- 国内人口の減少や新型コロナウイルス感染拡大の影響により、食市場の縮小や、国内の産地間競争の激化、新しい生活様式に沿った対応などが求められる一方で、国産志向の高まりにより、食品産業の3割が国内産地との取引を増やしたいという意向があるなど、変化する消費者・実需者ニーズに対応していく必要があります。
- 国内外の消費者に安全で安心な県産農産物を選択してもらえよう、デジタルマーケティングを活用した効果的でタイムリーな情報発信や多様化する販売形態に対応できる体制づくりを強化するとともに、農畜産物を一体的に売り込むことにより、新たな需要の創出や消費拡大を図る必要があります。
- 本県の強みを生かした高品質な農畜産物について、県オリジナル品種の特性や機能性などの魅力を前面に打ち出し、他産地と差別化して高付加価値化を図るとともに、戦略的な販売促進や情報発信に取り組み、ブランド力を強化する必要があります。
- アジア圏を中心に拡大する世界の食市場の開拓に取り組んでいますが、世界的な新型コロナウイルス禍において現地への渡航やバイヤーの招へいが困難となるなか、新たな販路開拓手法の確立が急がれます。また、輸出先国によって異なる手続きや規制に的確に対応するとともに、生産量や品質が十分確保できないことによる機会損失を防ぐため、効率的な生産体制を有する輸出産地の育成に取り組む必要があります。

具体的な施策

① 効果的なプロモーションの展開

- ◆ 市場駐在員等と連携し消費者や実需者へのマーケティング調査により把握したニーズを明確化し、働きかけるターゲットや重視するポイントを絞ってアプローチすることで有利販売につながる販路拡大に取り組みます。
- ◆ 生産者に加え、「さぬき讃サンはなやか(花野果)大使」、「香川県食農アドバイザー」などの積極的な活動により、試食に頼らず、オンライン技術やSNS等デジタルマーケティングを活用した消費者ニーズの分析・可視化と、それらを生かした効果的でタイムリーな情報発信、さらには香川県産農畜水産物応援ポータルサイト「讃岐の食」や、うどん県の県産品紹介ポータルサイト「LOVEさぬきさん」を活用したネット販売など多様化する販売形態に対応した取引づくりを推進します。
- ◆ 「おいでまい」や「さぬき讃フルーツ」、「さぬき讃ベジタブル」、「さぬき讃フラワー」を束ねた「さぬき讃シリーズ」について、県内外の主要市場でのトップセールスや県内量販店での「かがわ『旬のイチオシ』農産物フェア」、学校給食講座の実施と合わせて、愛称やイメージキャラクター、ロゴマークなどを活用しながら、SNSなど様々な情報発信ツールを利用することによる効果的なプロモーションを行います。
- ◆ ライフスタイルに合った花飾りの提案や花の効果効用のPR、新たな花き文化である「全国高校生花いけバトル」の開催を通じて、若い世代を中心に日常的な花飾りの定着を積極的に推進し、県産花きの新たな需要創出を図ります。
- ◆ 「おいでまい」や「さぬきの夢」、「さぬき讃シリーズ」、「オリーブオイル」、「オリーブ畜産物」など農畜産物のみならず、「オリーブハマチ」など水産物とも一体となり、効率的かつ効果的なプロモーション活動に取り組みます。

② 農畜産物の販売力強化

- ◆ 「おいでまい」を含む県産米については、「おいでまい」取扱店の登録促進、学校給食への利用促進を図るとともに、米の食味ランキングで「特A」を獲得した強みを生かし、消費拡大イベントを実施することによる、認知度向上、消費拡大を図ります。
- ◆ 小麦「さぬきの夢」については、しなやかで弾力のあるコシとモチモチした食感などのうどんの特長を製麺講習会等を通じて伝え、「さぬきの夢応援店」の拡大を図るとともに、うどん以外の活用方法の検討による新商品の開発を促進し、「さぬきの夢」取扱店舗を確保することにより、販売力を強化し、消費拡大を図ります。
- ◆ 果物については、「さぬき讃フルーツ」推奨制度を活用し、温州みかん「小原紅早生」やキウイフルーツ「香緑」など県オリジナル品種を中心に、糖度など一定の品質基準を満たしたものを「さぬき讃フルーツ」として高い品質をアピールするとともに、キウイフルーツ「さぬきゴールド」や「さぬきキウイっこ[®]」など機能性成分の調査・分析により、生活習慣病防止に効果の高いビタミンCやビタミンEなど消費者の購買意欲を向上させる強みを発信し、さらなる消費拡大を図ります。
- ◆ 野菜については、生産者がイメージアップ、品質向上を進めるために策定する「香川県産野菜イメージアップ計画」において認定されたものを「さぬき讃ベジタブル」としてPRするとともに、レタスのフィルム包装やブロッコリーの朝採り、氷詰め出荷による鮮度保持を

はじめ、アスパラガス「さぬきのめざめ」など県オリジナル品種の特長を生かした販売展開や、ライフスタイルに合わせた個包装により付加価値を高めることで販売力の強化を図ります。

- ◆ 「さぬき讚フラワー」については、ランキキュラス「てまりシリーズ」やカーネーション「ミニティアラシリーズ」などのオリジナル品種を中心に、日持ちがよく、豊富なカラーバリエーションを消費者にPRすることで販売強化を図るとともに、香川県産花きを積極的に取り扱う「香川県産花き取り扱い協力店」を認証し、県産花きの消費拡大を進めます。
- ◆ 県産オリーブオイルについては、IOC（インターナショナル・オリーブ・カウンシル）など国際機関との連携により、官能評価パネルなど品質管理体制の強化に取り組み、「かがわオリーブオイル品質表示制度」の一層の信頼性と優位性を確保し、効果的な販売促進活動もあわせて、消費者に国際基準を満たす確かな品質を伝えていきます。
- ◆ オリーブ畜産物については、第11回全国和牛能力共進会で「脂肪の質・日本一」として高く評価された「オリーブ牛」を「高品質なブランド牛」として、認知度を向上させるとともに、本県独自のオリーブ畜産物「オリーブ牛」、「オリーブ夢豚・オリーブ豚」、「オリーブ地鶏」のすべてを各種イベント等で一体的にPRを行い、一層の販売力の強化に努めます。

③ 農畜産物の輸出促進

- ◆ 輸出に意欲的に取り組もうとする生産者等のサポートと事業者間の連携を図ることを目的としたGFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）コミュニティサイトへの登録を進めるほか、海外のニーズや規制に対応したGFPグローバル産地計画の策定を支援します。
- ◆ ターゲットとなる国・地域ごとの輸入制度や嗜好、生産量等を踏まえ、戦略的に輸出品目を選定し、フェア等の開催を通じた認知度の向上を図ります。
- ◆ 現地バイヤーや輸出入業者との関係強化を図るとともに、現地商社等による代理商談やオンラインを活用した売込みを実施することで、多様な取引ルートの確保と商品の定番化を目指します。また、将来を見据え、今後の需要動向の変化に対応し、輸出用米等の新たな需要開拓にも取り組みます。
- ◆ 輸出先国の規制・市場変化・ニーズに対応できる産地の育成を目指し、国や関係機関と連携しながら、輸出先や品目に応じて病虫害防除等の栽培技術の確立を図るとともに、生産者や食品事業者等が行うロットの確保、生産・加工体制の構築、生産者・産地間の連携、海外との商取引で求められる HACCP 等の国際認証取得に向け、食品事業者が行う製造施設の整備など、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農業者等を支援します。
- ◆ オリーブ牛では、関係団体等と連携した海外におけるフェアや物産展の開催、また現地バイヤー・輸出入業者の開拓、招へい、関係強化に取り組み、知名度の向上と多様な取引先の確保を図ります。
- ◆ 盆栽では、高松市や関係団体等と連携を図りながら、盆栽の交流拠点施設「高松盆栽の郷」を核とした情報発信や交流活動を促進するとともに、バイヤー招へいやオンラインを活用した商談を実施することで、商流の確立・拡大を図ります。

- 生産者をはじめ、大都市圏の主要取引市場や運送業者等の流通ニーズに対応し、拠点となる広域集出荷施設等の整備を促進するとともに、集出荷施設の再編整備や有効活用により流通の合理化・効率化を進め、県オリジナル品種などを核としたブランド農産物の競争力強化を図ります。
- 高騰する資材費や輸送費への対応や、持続可能な物流体系の維持のため、出荷ロットの確保とストックポイントの活用を進めるとともに、通い容器の普及、県内市場への出荷の推進、業務用途でのバラ出荷などを推進します。

現状と課題

- 流通現場におけるドライバー不足や、新型コロナウイルス感染症の影響による国内航空路線の運休、減便や機体の小型化による貨物搭載量の減少等により農産品物流がひっ迫しており、農産物を安定的に供給する流通体制の維持が困難になっています。また、物流コストも上昇していることから、流通の合理化、効率化を図ることが重要であり、集出荷施設の広域化など、産地の将来を見据えた再編整備が必要となっています。
- 特に、カントリーエレベーターや青果物集出荷施設等は、老朽化と広域化によるロット集約の遅れから、需要に応じた出荷量の確保が困難となりつつあります。
- さらに、安定した市場評価を得るためには、県外輸送に伴う鮮度低下を抑え、高品質なものを安定的に供給することが重要となっており、これまで以上に市場ニーズに即した出荷形態や定時・定量出荷、コールドチェーンによる鮮度保持の徹底などを実施することが求められています。
- 高松市中央卸売市場における県産青果物の取扱いは3割程度と低調ですが、新型コロナウイルスによる外食産業への影響により、農産物の販売価格が伸び悩むなかで、輸送費、人件費、資材費など流通コストは上昇しており、農業所得を圧迫しています。

具体的な施策

① 集出荷施設等の再編整備

- ◆ 集出荷の再編整備については、出荷ロットの確保やストックコントロール機能による計画出荷、集出荷作業の効率化に取り組むため、広域的な集出荷施設等の再編整備や機能強化を支援します。
- ◆ 県内全域にわたる流通の拠点である高松市中央卸売市場の移転整備が計画どおり円滑に行われるよう支援します。

② 産地から消費地までの物流改善

- ◆ 青果物の鮮度保持と出荷作業の省力化を兼ね備えた出荷調整技術や、個包装など市場ニーズに即した出荷形態を検討し、さらに強みを増した出荷体制の確立を図ります。
- ◆ 集出荷施設の広域化に伴う産地間集荷については、生産者の負担を軽減するため、スト

ックポイントを活用した共同配送の体制整備を促進します。

- ◆ 個別出荷を行う農業法人等に対しては、品目横断的なグループによる共同配送システムや既存施設を活用したストックポイントの設置など、物流の効率化、コスト低減のための取組みを支援します。
- ◆ 花きの輸送コスト軽減のため、市場や流通業者と連携し、通い容器の普及や民間事業者とも連携した物流拠点の活用、輸送の推進などの効率化を進めるとともに、パック花に適した規格での出荷や、「物日」に集中する需要にこたえるための冷蔵貯蔵などの取組みを支援します。
- ◆ 市場評価の強化や市場価格の影響を受けにくい契約取引の拡大を進めるため、出荷予測システム等のスマート農業技術の導入を推進し、定時・定量出荷や加工・業務用野菜の推進など産地の取組みを支援します。

- 消費者と食と農とのつながりを深め、県産農畜産物の消費拡大につなげるため、農業体験等により農業者との交流を促進するとともに、県内の産直施設や量販店での旬の農産物の情報発信や、飲食店や学校給食での県産農畜産物の利用促進など、地産地消の取組みを進めます。

現状と課題

- 県産農畜産物を販売・調理し、消費者へ提供する「かがわ地産地消協力店」、企業など事業所単位で地産地消に取り組む「かがわ地産地消応援事業所」等の取組みにより、積極的な県産農畜産物の利用が進み、県民の意識に「地産地消」は浸透しつつありますが、さらなる地産地消の実践につなげるためには、食や農に対する理解を一層促進する必要があります。
- 「新しい生活様式」の定着や脱炭素社会の実現が求められているなか、オンライン販売やフードマイレージ低減への需要が増えることを見据え、宅配サービス等を活用する県内農業者・漁業者を応援するため、農畜水産物応援ポータルサイト「讃岐の食」の開設・運営や各種応援フェアの開催など、時代のニーズに沿った生産者の取組みを支援しており、今後も継続する必要があります。
- 学校給食に県産農畜産物を活用し、「生きた教材」とすることは、食育の充実に重要な役割を果たします。しかしながら、ここ数年、県産農畜産物の食材としての活用率は33%台(食材数ベース、水産物を含む)と横ばい傾向にあります。さらに、学校給食センターの合併・大型化等に伴い、大規模化に対応した県産食材の活用が困難になってきています。

具体的な施策

① 食や農に対する理解促進

- ◆ 消費者や実需者と食と農とのつながりを深め、地産地消の実践が広がるよう、旬の県産農産物や地域の食文化などの情報を香川県産農畜水産物応援ポータルサイト「讃岐の食」や広報誌、ソーシャルメディアなどの様々な情報媒体を活用して発信します。
- ◆ 農業の重要性や県産農畜産物の魅力について、幅広い世代の理解を深めるため、農業体験や出前授業、農業者との交流会などを、農業者や関係機関と連携して開催・支援し、農業者と消費者との交流を促進します。
- ◆ 地域で受け継がれてきた郷土料理をはじめとした伝統的な食文化を地域や家庭で継承・発展するため、関係機関と連携し、料理教室等の取組みを支援します。
- ◆ 県民の健康づくりを支援するため、県産農畜産物を活用し、かつ栄養バランスにも配慮したレシピの提案・普及等に努めます。

② 県産農畜産物の利用促進

- ◆ 県産農畜産物の消費拡大につなげるため、県内の産直施設や量販店での旬の農産物の情報発信を行うとともに、飲食店や学校給食での県産農畜産物の利用促進などにより、所得と雇用機会を創出する地域経済循環の構築を目指した、地産地消の取組みを進め

ます。

- ◆ 「地域の食」を発信している産直施設、マルシェ、キッチンカー、道の駅や量販店等と連携したフェアなどを開催し、店舗等における県産農畜産物の取扱いの拡大を図るほか、ECサイトなどでの直販・宅配サービスを活用した、消費者への普及・啓発の取組みを支援します。
- ◆ 学校給食やかがわ地産地消応援事業所における県産農畜産物の利用を促進するため、栄養教諭や福祉施設関係者等と農業者との交流の場の提供や、市場・流通業者と連携し、大規模化に対応した県産農畜産物の納入体制づくりなどを支援します。
- ◆ 産直施設や量販店の常設地場産コーナーの魅力向上を図るため、ガイドブックや県産農産物の利用促進ツールを提供し、「健康日本 21(第二次)」で目標としている野菜摂取量 350gや「毎日くだもの 200 グラム」で推奨している摂取量増加を目指して積極的にPRします。

- | |
|--|
| <p>○ 農業所得の向上と経営の発展を図るため、商品開発・販売力の向上を目的とした研修会の開催や、異業種交流などによるマッチング活動を行うほか、食品産業など他産業と連携して取り組む「地域ぐるみの6次産業化」を促進します。</p> |
|--|

現状と課題

- 県産農畜産物を活用して新たな付加価値を生み出し、農業所得の向上と経営の発展を図るためには、農業者が行う加工・販売等への取組みを促進するなど、新たな商品開発や販路開拓を支援する必要があります。
- 本県には、冷凍食品などの優れた加工技術を有する食品企業が多く立地していることから、多様な事業者等との連携を行い、本県ならではの6次産業化の取組みを進めるための新たな推進体制を構築する必要があります。

具体的な施策

① 6次産業化に向けた取組みへの支援

- ◆ 農畜産物の高付加価値化による農業所得の向上と経営の発展を図るため、「かがわ6次産業化推進センター」を主体に関係機関と連携し、商品開発・販売力の向上を目的とした研修会の開催や専門家の派遣により、売れる商品づくりや経営改善などに関する指導・助言を行い、新たな商品開発や販路開拓を支援します。
- ◆ 経営感覚をもって6次産業化に取り組む人材を育成するため、マーケティング能力や渉外・企画力などの販売力の強化をテーマとした人材育成研修会のほか、先進的な経営体での加工・販売等の実践的な経験が得られるインターンシップ研修会を開催します。

② 他産業と連携した取組みの支援

- ◆ 地域の農畜産物を活用した持続的なローカルフードビジネスを創出するため、国の事業等を活用して、地域の食と農に関する多様な関係者が参画したネットワークを構築し、事業戦略の検討や新たな商品づくりに取り組む「地域ぐるみの6次産業化」を支援します。
- ◆ 新商品の開発や販路拡大を促進するため、異業種交流会などによるビジネスマッチングやコーディネート活動の取組みを充実させるとともに、マーケティング能力や販売力を高めるための研修機会の充実に取り組めます。

展開方向Ⅳ	生産性を高める基盤整備
-------	-------------

- スマート農業の推進や新品種・新技術の導入に向けた開発・実証等に取り組み、地域の実情に合った技術の普及を図ります。
- 農地中間管理事業の活用や人・農地プランの実質化等により、担い手への農地集積に努めるとともに、地域農業を支える集落営農を推進し、効率的な利用を促進します。
- 担い手のニーズや地域の特性を生かした生産基盤の整備や、ため池などの農業水利施設の的確な補修・補強を行います。
- 安心して農業生産を行えるよう、鳥インフルエンザや豚熱などの家畜伝染病や問題となる病害虫に対する防疫体制の整備を推進します。

<施策>

1 農地集積・集約化と農地の確保	①「人・農地プラン」や農地中間管理事業等の取り組み ②集落営農や農業支援グループの育成 ③荒廃農地の発生防止
2 農地・水利施設の整備	①担い手のニーズに応じた施設整備 ②農業水利施設の長寿命化対策
3 スマート農業の推進	①スマート農業の普及啓発 ②データ駆動型農業の推進 ③ロボット技術等の導入支援 ④スマート畜産の推進
4 ため池の防災・減災対策	①ため池の防災・減災対策の推進 ②中小規模ため池の耐震化整備の推進
5 防疫体制の整備	①家畜伝染病の発生予防等の強化 ②農作物病害虫・雑草対策の推進

<指標>

番号	指標	現状	目標	目標値の考え方
1	農地中間管理事業による貸付面積	2,823ha (R2年度)	4,300ha (R7年度)	R2年度の実績から1.5倍の貸付面積の増加を目指します。
2	ほ場整備面積	7,678ha (R2年度)	7,803ha (R7年度)	優良農地の確保と農地の集積促進を図るため、年間25haの整備を目指します。
3	基幹水路保全対策延長	138km (R2年度)	158km (R7年度)	年間4kmの計画的な施設の補修・更新を目指します。
4	スマート農業技術導入経営体数	64 経営体 (R2年度)	150 経営体 (R7年度)	R2年度の実績から2倍以上の導入経営体数の確保を目指します。
5	防災重点農業用ため池の整備箇所数(全面改修)	3,541 箇所 (R2年度)	3,651 箇所 (R7年度)	ため池の防災工事等を集中的かつ計画的に推進し、年間22箇所の全面改修の整備を目指します。
6	中小規模ため池の耐震化整備箇所数	12 箇所 (R2年度)	22 箇所 (R7年度)	耐震補強工事が必要な22箇所の中小規模ため池について、R3年度に全て着手し、R4年度の完了を目指します。
7	飼養衛生管理指導等計画に定める重点的指導事項の遵守率	85.7% (R2年度)	100% (R7年度)	全農場での重点的指導事項遵守を目指します。

- 農地の集積・集約化による担い手の規模拡大・経営効率化や荒廃農地の発生抑制を図るため、地域の担い手や農地のあり方を地域で共有する「人・農地プラン」の取組みや、離農者等から農地を借り受け、新規就農者や規模拡大を希望する農家に貸し付ける県農地機構の農地中間管理事業の活用を、関係機関・団体と連携して進めます。
- 地域農業を支える集落営農の推進・育成や次代への経営継承を図るとともに、ドローンを使った農作業代行など、時代に即した多様な農業支援サービスを推進します。
- 農業振興地域制度や農地転用許可制度を的確に運用することにより、優良農地の確保・維持と有効利用の取組みを推進します。

現状と課題

- 農業者の高齢化や減少が進むなか、本県農業の持続的発展を図るためには、認定農業者や集落営農組織などの担い手に農地を集積する必要がありますが、令和2年の1経営体当たり経営耕地面積は全国平均 3.01ha に対し 1.07ha にとどまります。本県では狭小な農地や特殊な水利慣行など担い手への農地集積に不利な条件が多いことから、地域の実情に応じた施策が必要となっており、特に、担い手への支援と一体となった農地集積が求められています。
- 国においては令和5年度までに担い手への農地集積率8割の目標達成に向け、「人・農地プラン」を推進しているものの、令和元年度時点で全国平均 57%に対し 28.1%にとどまります。こうしたことから、地域の農地や担い手の将来のあり方について、地域の農業者が話し合いを通じて具体的に共有化を図るなど、地域ぐるみで担い手への農地の集積・集約化を促進する必要があります。
- 狭小な農地や特殊な水利慣行など、本県の特性を踏まえると、認定農業者等の核となる担い手だけで地域の農地やため池・水路などを守ることは困難であり、集落営農の組織化や高齢化した既存組織の次代への円滑な経営継承に向けた後継者育成を進めるほか、農作業や農地管理作業の外部委託など、地域農業を支える多様な取組みを促進し、営農の継続・効率化を図る必要があります。
- 農業従事者の減少や高齢化などにより、県内の農振農用地区域内の農地面積が減少を続けるなかで、所有者不明農地や未相続農地も増大しており、担い手への農地集積の妨げとなっています。
- 転用された農地は、簡単に農地に戻すことはできず、周辺農地に与える影響も大きいことから、まとまった一団の農地や耕作条件の良い農地は優良農地として、今後も確保しておく必要があります。

具体的な施策

① 「人・農地プラン」や農地中間管理事業等の取組み

- ◆ 将来の地域の農地や担い手のあり方について、地域の農業者が話し合いを通じて具体的に共有化し決めていく「人・農地プラン」の取組みを促進します。

- ◆ 県農地機構の農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積を促進するとともに、農地集積に伴う、農地の受け手(担い手)や出し手(農地の提供者)に対する支援を行います。
- ◆ 農地集積を促進するため各市町単位に設置している地区推進チーム(農業関係機関・団体等で構成)を中心に、「人・農地プラン」の取組みや、農地中間管理事業の活用を進めるとともに、地域のニーズに即した基盤整備や集落営農、日本型直接支払制度など連携して、農地集積・集約化を図ります。

② 集落営農や農業支援グループの育成

- ◆ 「人・農地プラン」や日本型直接支払制度、基盤整備などの取組みを契機とした話合いの場や研修会等を通じてリーダーを掘り起こし、新たな集落営農の組織化を進めます。
- ◆ 女性や定年退職者など多様な人材を含めた地域の後継者育成、高齢化する既存組織が世代交代・経営継承に向けて行う人材募集活動や意向調査、座談会などの取組みを関係機関と連携して支援します。
- ◆ 地域を支える担い手の高齢化・労働力不足、機械更新の負担軽減を図るため、経営の継続や効率化を図ることができるよう、作業受託や機械の共同利用を行う農業支援グループの育成のほか、ドローンや自動走行農機などによる作業代行をする事業者の参入を促し、様々な農業支援サービスの活用を促進します。

③ 荒廃農地の発生防止

- ◆ 「人・農地プラン」に基づき、農地中間管理事業等を活用して、担い手へ農地の集積・集約化を図るとともに、簡易な基盤整備事業の支援により、荒廃農地の発生防止を図ります。
- ◆ 荒廃農地の増加が特に懸念される中山間地域等における中山間地域等直接支払制度や、協働で行う農地の保全活動を支援する多面的機能支払制度の活用を促進します。
- ◆ 荒廃農地のなかでも、再生が可能な農地については担い手が再生利用するための整地・植栽等を支援し、果樹やオリーブ等の耕作再開を促進します。
- ◆ 市町農業委員会等による荒廃農地の調査や農地所有者に対する荒廃農地化を防止する指導に加え、農地法や農業経営基盤強化促進法に基づく所有者不明農地の利活用制度を活用して、所有者不明農地や未相続農地対策を進めます。
- ◆ 農業振興地域制度や農地転用許可制度を的確に運用することにより、優良農地の確保・維持と有効利用の取組みを推進します。

- 良好な営農条件を備えた優良農地を確保するとともに、農地の集積・集約化を促進するため、多様な担い手のニーズに即したほ場整備や農業用水のパイプライン化などの生産基盤の整備を推進します。
- 条件不利地が多い中山間地域においては、地形条件や地域のニーズに即したきめ細かな生産基盤の整備を推進します。
- 農業用水の安定確保や効率的な利用、維持管理の節減を図るため、農業用水路等の適時・的確な長寿命化対策を進めます。

現状と課題

- 過疎化・高齢化の進行はもとより、狭小な農地や特殊な水利慣行といった本県特有の事情もあいまって、耕作放棄地は増加しており、営農の継続が危ぶまれる地域も少なくありません。
- 特に、生産条件のみならず定住条件も不利な中山間地域においては、生産基盤とともに定住環境の整備もあわせ行う必要があります。
- 一方で、農地集積に有効なほ場整備の進捗は、農家の農業への投資意欲の低下、狭小な農業経営面積、特殊な水利慣行などから、緩やかな伸びにとどまっており、地域の実情に応じた施策、とりわけ担い手への支援と一体となった生産基盤の整備が求められています。
- 農業を振興し持続的に発展させるためには、担い手の確保・育成とあわせ、担い手のニーズや地域の状況に応じたほ場整備や農業用水のパイプライン化などの生産基盤の整備とともに、老朽化が進む農業水利施設の保全対策が必要です。
- 先人たちが耕地開拓とあわせ築造に取り組んだため池や、高度経済成長時代に整備された水路等の農業水利施設は、整備から長期間が経過しており、老朽化した農業水利施設が増加しています。

具体的な施策

① 担い手のニーズに応じた施設整備

- ◆ 核となる担い手が、効率的かつ安定的な経営を目指すため、農地集積・集約による規模拡大や農作業の効率化、生産コストの低減、収益性の高い作物の導入に加え、自動走行農機やICT水管理等を活用するスマート農業の実装が可能となるよう、担い手のニーズに即したほ場整備や農業用水のパイプライン化、暗きょ排水などの生産基盤整備を推進します。
- ◆ 狭小農地や条件不利地が多い中山間地域においては、地域の特性を生かしながら、小規模なほ場整備や農業水利施設など、地形条件や地域のニーズに即したきめ細やかな生産基盤整備とともに、農業集落道や農業集落排水施設などの定住条件を改善する農村生活環境整備を一体的に推進します。
- ◆ 担い手が多大な労力を要している水管理やけい畔法面の草刈りなどの維持管理について、農業用水のパイプライン化やカバープランツなどの防草対策により、水管理や法面の維持管理の省力化を推進します。

② 農業水利施設の長寿命化対策

- ◆ ため池の老朽度診断結果に基づき、下流域の安全性と受益農地の用水を確保するうえで重要なため池に重点を置いた整備を計画的に推進します。
- ◆ 用水の安定確保や効率的な利用、ライフサイクルコストの低減を図るため、農業用水路の点検、機能診断、監視などを通じた適切なリスク管理のもとで、計画的かつ効果的な補修、更新を行うなど、施設の適時・的確な長寿命化対策を推進します。

- 生産現場における高齢化や労働力不足等に対応するため、ロボット技術やAI、IoTなどを活用した農業技術の開発・実証等や農業機械等の導入支援に取り組み、地域の実情に合ったスマート農業技術の普及に努めます。
- 施設園芸などにおいて、品質向上や収量増加を図るため、生産工程や栽培環境を客観的なデータにより「見える化」し、分析・共有する「データ駆動型農業」への理解促進や指導員の指導力向上に努めます。

現状と課題

- 農業や食品関連産業分野でも、デジタル技術の活用による変革に向けた取組みが進展しているものの、全国的に見ると、データを活用した農業を行っている農業経営体は全体の2割に満たない状況であることから、国は令和3年3月に「農業DX構想」を取りまとめ、デジタル技術を活用して効率の高い営農を実行しつつ、消費者ニーズをデータでつかまえ、消費者が価値を実感できる形で農産物・食品を提供していく農業への変革の実現を図ることとしました。
- 本県の農業は、農業従事者の減少や高齢化による労働力不足に加え、産地や個人間で農産物の収量・品質に格差があることから、省力化や高品質・安定生産に向けたスマート農業の現場実装が重要です。
- 農業をより魅力的な産業へ成長させるため、熟達者の「勘」や「経験」だけに頼るのではなく、ICTやAI等を活用して、環境や作業データ等を「見える化」し、技術改善につなげる効率的な農業経営を進める必要があります。
- 労働力不足に対応するため、米麦を中心に近年普及が進むドローン防除の活用促進をはじめ、水田での自動給水装置やラジコン草刈機などの地域の実情に即したロボット技術等の活用について、現場での実証や導入支援が必要です。
- 畜産経営は担い手不足から高齢化が進んでいるなか、畜産経営を強化するため、規模拡大傾向にあります。このことから、家畜の生体や飼育環境の管理などの労働力不足を補うため、省力化・軽労化・効率化を進めるとともに、高品質生産が必要となっています。

具体的な施策

① スマート農業の普及啓発

- ◆ スマート農業に対する理解促進を図るため、県域での推進大会を毎年開催するとともに、農業改良普及センターにスマート農業の相談窓口を設置し、スマート農業に関する情報の収集と農業者への的確な情報の提供等に努めます。
- ◆ 地域の実情に即したスマート農業技術の導入・普及を促進するため、関係機関と連携を図りながら、スマート農業に関する情報の共有や人材の育成に取り組むほか、地域での実演会やロボット農機の操作体験を通じて、スマート農業技術の導入に向けた機運の醸成を図りつつ、採算性を考慮し、本県の生産現場に合った技術を導入できるよう、水管理システムやロボット農機などの着実な導入を支援します。
- ◆ 新規就農者などの次世代の担い手の育成に向け、優れた農業者の高度な生産技術の

伝承や経営の効率化を図るため、データ解析等高度な専門知識を有する農研機構や機械メーカー等と連携したスマート農業技術の開発や実証等に取り組みます。

② データ駆動型農業の推進

- ◆ 産地や農業者間の生産・管理技術の高位平準化と経営の効率化を図るため、ICTなどの情報通信システムを活用して、生産工程や栽培環境データを「見える化」し、これらのデータをスマートフォン等で生産者や指導機関がリアルタイムで分析・共有化することにより、品質や生産性の向上につなげる「データ駆動型農業」を推進し、理解促進と指導員の指導力向上に努めます。
- ◆ イチゴにおいては、本県が開発した「さぬきファーマーズステーション」(環境・作業データ等をWebで閲覧・共有できるシステム)の導入を推進し、品質や収量の向上を図るとともに、ミニトマトでは、優れた生産者の施設内にモニタリング装置を設置して環境データを収集・蓄積し、生産者、農業改良普及センター、JA等が一体となってデータを検証・活用する体制づくりに取り組み、生産性の向上を図ります。

③ ロボット技術等の導入支援

- ◆ 直進アシスト機能付きトラクターや農業用ドローン、ラジコン草刈機のほか、自動給水装置など、ロボット技術等の現場実証や導入支援により、作業の身体的負担の軽減や安全性の確保、生産管理の効率化・省力化などを図ります。
- ◆ 担い手の経営改善だけでなく、高齢者や農業経験の少ない新規就農者でも安心して農業経営に取り組むことができる環境づくりと経営発展を促進します。

④ スマート畜産の推進

<酪農>

- ◆ 省力化や生産性向上につながる搾乳ロボット等の導入など、ロボット技術等の現場実証や導入支援により、作業の身体的負担の軽減や安全性の確保、生産管理の効率化・省力化などを図ります。

<酪農・肉用牛>

- ◆ 生体監視装置などのICT機器や各種センサーを活用した発情発見、分娩事故防止、長期不受胎牛の計画的更新を行い、母牛の分娩間隔の短縮、事故率の低減を推進します。
- ◆ 哺乳ロボットや自動給餌ロボット、餌寄せロボット等のスマート機器を活用した省力的な飼養管理を推進します。担い手の経営改善だけでなく、高齢者や農業経験の少ない新規就農者でも安心して農業経営に取り組むことができる環境づくりと経営発展を促進します。

<養豚、養鶏>

- ◆ ICT機器や各種センサーにより温度や飼料、飲水量、ガス濃度などの環境情報や、クーリング・パッドを完備した畜舎環境制御技術、Webカメラによる家畜行動データをAI等で分析するスマート畜産技術を活用した家畜の飼育管理の最適化・省力化を推進します。

- 災害の発生を未然に防止するため、「香川県老朽ため池整備促進計画」とあわせ、「ため池工事特措法」の防災工事等推進計画と整合を図りながら、防災上危険であり放置することのできない中小規模ため池の保全整備や必要な耐震補強工事など、防災対策を計画的に進めます。
- 「香川県ため池保全管理協議会」において、ため池の適正な管理や危険ため池の整備等を進めるとともに、「香川ため池保全管理サポートセンター」により定期的な現地パトロールや管理者等への指導・助言等を行い、ため池の適正な保全管理を促進します。
- ハザードマップの作成や普及啓発を促進して、ハード整備とソフト対策を一体的に実施することにより、総合的な防災・減災対策を計画的・積極的に推進します。

現状と課題

- 県内には、農業用水の主要水源として、数多くのため池が存在しますが、その多くは藩政時代に築造されており、老朽化が進行しています。近年、集中豪雨が局地化・激甚化するなど、自然災害発生のリスクも高まっており、ため池の防災・減災対策は急務となっています。
- 平成 30 年7月の西日本豪雨など、近年、豪雨等により多くのため池が被災し、下流に甚大な被害が発生している状況を受けて、「ため池管理保全法」や「ため池工事特措法」が施行され、適正な保全管理や計画的な防災工事の実施が求められています。
- 受益地が減少あるいはなくなったり、管理者不在などにより、管理が行き届かず災害の発生が懸念される防災上危険な中小規模ため池については、地域で将来的なため池の保全管理や活用方法等について話し合いを行い、防災工事等が必要な場合は計画的な工事実施が必要です。
- 一方で、中小規模のため池には、受益地がなくなり管理者が不在となったものも多く、こうした防災上放置できない中小規模ため池の保全管理体制の強化が必要です。
- 南海トラフ地震が、今後 30 年以内に 70%～80%の確率で発生することが予測されているなか、大規模ため池と同様に、下流域に住宅や公共施設が多いなど、地震等により決壊した場合、甚大な被害の発生が想定される防災上重要な中小規模ため池についても震災対策が重要であり、早急な耐震化整備が必要です。

具体的な施策

① ため池の防災・減災対策の推進

- ◆ 「ため池工事特措法」に基づき指定した「防災重点農業用ため池」において、劣化状況評価を行い、防災工事の要不要を判断するとともに、決壊した際の浸水区域の状況等も踏まえ、総合的な観点から防災工事の緊急度を検討します。また、防災重点農業用ため池の管理者等に対して、施設の保全管理の重要性や緊急連絡時の対応等について周知・啓発に努めます。
- ◆ 劣化状況評価を完了させただけで、「香川県老朽ため池整備促進計画」や、「ため池工事特措法」における防災工事等推進計画を策定し、早期に改修が必要な老朽ため池の計

画的な整備を推進します。

- ◆ 受益地が減少あるいはなくなったり、管理者不在などにより、管理が行き届かず災害の発生が懸念される防災上危険な中小規模ため池において、地域の将来的なため池のあり方について貯水機能の廃止も含めて、地域で協議・合意形成を図り、迅速な防災措置が講じられるよう努めます。
- ◆ 「ため池保全管理法」に基づく民有ため池については、市町と連携し、定期的に現場状況の確認や施設管理状況の把握を行い、適正な管理を促進します。
- ◆ 県・市町等で構成する「香川県ため池保全管理協議会」において、ため池の適正な管理や危険ため池の整備を推進するとともに、「香川ため池保全管理サポートセンター」において、ため池の劣化状況の診断や管理状況の確認を行い、その結果を基に、劣化が進んだため池の定期的な現地パトロールや、管理が不十分なため池の管理者等への指導・助言・電話相談等を行い、ため池の適正な保全管理を促進します。
- ◆ 地震や豪雨による住民被害の回避や迅速な避難行動につなげるため、ソフト対策としてハザードマップの作成や普及啓発を行うとともに、この有効な活用方法や先進的な取組みを情報共有して、防災体制整備の推進と防災意識の向上を図り、ハード整備と一体的に実施することにより、総合的な防災・減災対策を推進します。
- ◆ ため池管理者の理解と協力のもと、ため池の低水管理などによる洪水調節容量の確保やため池の整備などを「流域治水」の取組みの一環として推進します。

② 中小規模ため池の耐震化整備の推進

- ◆ 南海トラフ地震に備え、決壊により甚大な被害が想定される防災上重要な中小規模ため池について、必要な耐震補強工事の早期完了に向けて取り組みます。

- 高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病対策としては、農場管理者等に対し、異常家畜の早期発見・早期通報を徹底させるとともに、各農場が飼養衛生管理基準を遵守し、家畜伝染病の発生を防止するよう指導を行います。
- 家畜伝染病の発生時に、迅速かつ的確な防疫対応が実施できるよう、関係機関等との連携を強化するとともに、初動に必要な資材の備蓄や、実効性のある防疫演習などを通して、防疫体制の強化を図ります。
- 農作物の病害虫対策としては、「県病害虫雑草防除指針」の作成等により、生産現場での効率的かつ適正な防除を図るとともに、新たに病害虫が発生した場合は、「香川県未侵入病害虫発生時における対応マニュアル」に基づき対応します。また、病害虫・雑草の侵入警戒調査により迅速に発生を確認し、発生予測に基づいた的確な防除を実施するとともに、農業試験場において新たな防除技術の開発試験を行います。

現状と課題

- 令和2年11月から12月にかけて、県内で高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生しました。その後、令和3年3月末までに全国18県の農場において52例の発生が確認され、約987万羽の殺処分が実施される事態に至りました。
- 高病原性鳥インフルエンザに加え、国内各地で発生している豚熱や、近年、国内侵入のリスクが高まっているアフリカ豚熱など、家畜伝染病対策が急務となっていることから、飼養衛生管理基準は厳格化されており、農場管理者が適正に飼養衛生管理基準を遵守するよう、県において基準の指導強化がこれまで以上に求められています。
- 家畜伝染病が万一発生した際には、早期通報により迅速かつ適切なまん延防止措置を講じて、早期の封じ込めを図ることはもとより、県民の不安解消や風評被害の防止に向けて、正しい知識・情報の発信に努める必要があります。
- 農産物の生産に甚大な被害を与える重要病害虫に対して、本県への侵入防止対策と、万一発生した場合の迅速な対応が求められています。

具体的な施策

① 家畜伝染病の発生予防等の強化

- ◆ 家畜保健衛生所の現地指導や研修会等により、農場管理者等に対する飼養衛生管理基準の指導を強化し、日頃からの施設の点検・修繕や異常家畜の早期発見・早期通報を徹底させるとともに、飼養衛生管理基準の遵守率を向上させ、家畜伝染病の発生を防止するよう指導を行います。
- ◆ 防鳥ネットや柵の設置などによる農場や畜舎等への野生動物の侵入防止対策や、農場出入り時の消毒に対する支援を行い、衛生管理区域の管理を強化し、家畜疾病の発生予防を推進します。
- ◆ 発生時の迅速かつ的確な初動対応を実現するため、関係機関との連携を強化し、県防疫マニュアルに基づく防疫演習の実施、関係者への防疫作業説明会の開催、防疫資材

の整備・備蓄・更新を定期的に行います。

- ◆ 家畜伝染病の発生予察を含む発生予防とまん延防止のための調査、検査、病性鑑定を行います。
- ◆ 国と連携して、乗客の靴底消毒を行うなど高松空港における水際防疫を強化します。
- ◆ 国、市町、関係団体、関連事業者等と連携し、国内外での家畜伝染病の発生情報を共有するとともに、県のホームページ等により正確な情報を発信し、風評被害の防止に努めます。

② 農作物病害虫・雑草対策の推進

- ◆ 農作物の病害虫対策としては、「県病害虫雑草防除指針」の作成等により、生産現場での効率的かつ適正な防除を図るとともに、ミカンコミバエなど国指定の重要病害虫や本県未侵入の病害虫が新たに発生した場合は、「香川県未侵入病害虫発生時における対応マニュアル」に基づき、県ホームページに掲載するなど、関係機関・団体への速やかな情報提供に努めるとともに、的確な防疫対応を行います。
- ◆ 病害虫・雑草の侵入警戒調査により、迅速に発生を確認し、発生予察に基づいた的確な防除を実施するとともに、必要に応じて、農業試験場において、新たな防除技術の開発試験を行います。

展開方向 V	活力あふれる農村の振興
--------	-------------

- 農山漁村の多面的機能の維持や都市部住民との交流を促進するとともに、地域を支える人材の育成・確保や地域課題の解決に向けた取組みを促進するほか、地域の協働による水路等の維持・管理体制の整備を推進し、地域活力の向上を図ります。
- 農山村地域の豊かな自然環境や伝統文化、農林水産物などの魅力あふれる地域資源を発掘・活用し、都市住民との交流や農山漁村地域への移住・定住の取組みを促進します。
- 県鳥獣被害防止対策協議会を通して、地域に寄せ付けない環境づくり、侵入防止柵の設置などの侵入防止、鳥獣の捕獲による地域ぐるみの対策を推進します。

<施策>

1 多面的機能の維持	①多面的機能の維持・発揮 ②中山間地域の生産活動の活性化
2 農村の活性化	①農泊、グリーン・ツーリズムの推進 ②関係人口の創出・拡大 ③移住・定住の促進
3 鳥獣被害防止対策の推進	①鳥獣被害対策の強化 ②持続的な捕獲体制の確立

<指標>

番号	指標	現状	目標	目標値の考え方
1	多面的機能の維持・発揮活動を行う農用地面積	14,280ha (R2年度)	15,000ha (R7年度)	R2年度実績を基準とし、R3年度から毎年度約 150ha の取組面積の増加を目指します。
2	グリーン・ツーリズム交流施設の体験・宿泊者数	84,300 人 (R2年度)	コロナ影響前の実績値(R元年度)まで速やかな回復を図る	新型コロナの影響により、R2年度の実績値が大幅に減少(R元年度: 171,400 人)したことから、当面の間は感染拡大以前の水準までの速やかな回復を目指します。
3	野生鳥獣による農作物被害金額(累計)	724 百万円 (H27~R元年度)	500 百万円 (R3~R7年度)	過去5年間の被害総額 724 百万円の3割減を目指します。

- 農村地域の多様な主体が日本型直接支払制度等を活用して行う水路や農道、ため池などの保安全管理や植栽などの周辺景観を保全する協働活動を促進し、多面的機能の維持・発揮に努めます。
- 農山村地域における多面的機能の維持・発揮や都市との交流などの取組みを促進するため、研修会や交流会を開催するなど、地域のリーダーとなる人材育成に取り組みます。
- また、中山間地域等の気象条件などに合った、高収益が期待される作物を探索し、栽培技術の確立を支援するとともに、生産体制の整備を推進します。

現状と課題

- 農業・農村は、食料を供給する機能のほか、洪水の防止や水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観形成、文化の伝承など、多面的機能を有しています。農業者の減少や高齢化の進行に伴う集落機能の低下により、営農活動や地域活動によって支えられてきた多面的機能の維持が困難な状況となっていることから、農地や農業用施設、農村環境などの保全・管理等について、農業者や地域住民などが協働で行う活動を支援する必要があります。
- 現在、多くの組織が各地域で活動を行っていますが、農業者の高齢化や減少が進行するなか、組織のリーダーや事務処理を担う人材が不足し、活動自体を継続できない組織も増えています。このため、広域組織に事務を担ってもらうことにより、事務負担の軽減を図る組織の広域化により協働活動を継続する必要があります。
- 農業・農村が有する多面的機能は、広く都市住民にも恵沢をもたらしており、都市住民をはじめとする県民の多面的機能への理解促進に取り組む必要があります。
- 近年の水害の激甚化等を踏まえ、河川流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で治水対策を行う「流域治水」の取組みが重要となっており、ため池や水田の持つ洪水防止機能を発揮する必要があります。
- 特に中山間地域等は、高齢化等が進行するなかで、平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利なことから、令和元年の1農業経営体当たりの農業所得は134万円と、全国平均の8割程度にとどまります。このため、今後も適切な農業生産活動が継続的に行われるように支援し、多面的機能を維持する必要があります。
- 東讃地域の「サトウキビ」や「自然薯」、中讃地域の「マコモ」、東讃、中讃及び西讃地域の唐辛子「香川本鷹」、西讃地域の薬用作物「ミシマサイコ」など、県内では生産規模は小さいものの、特色ある作物が生産されています。条件不利地域での集約的農業の展開や、高齢農家の所得確保が期待できる新たな地域特産作物の検討が必要です。

具体的な施策

① 多面的機能の維持・発揮

- ◆ 多面的機能支払制度を活用して、農業者をはじめ、自治会など多様な主体が参画し協働で行う、農地や農道、水路、ため池の草刈や「いでざらい」、景観作物の植栽による周辺環境を保全する活動、水路等の軽微な補修、施設の長寿命化を図るための取組みな

どを促進します。

- ◆ 既に協働活動を行っている組織について、土地改良区や旧市町単位での合併・併合を推進し、広域化などによる組織の維持・強化を図ります。
- ◆ 都市部の小学生を対象として、ため池等の農業用施設を見学する体験学習や、美しい農村風景の作品を募集する写真コンテストの実施、棚田の魅力をもPRする棚田カードの作成などを通して、農業・農村の多面的機能の理解促進を図ります。
- ◆ 一時的に雨水を貯留することにより、下流域での洪水の防止・軽減に寄与するため池や水田の持つ洪水防止機能の効果的な発揮を図るため、「田んぼダム」の取組みを促進します。

② 中山間地域の生産活動の活性化

- ◆ 平地に比べ農業生産条件が不利な中山間地域等において、中山間地域等直接支払制度を活用して、集落で活動内容等を定めた「集落協定」に基づく、耕作放棄地の発生防止や鳥獣被害の防止などの継続的な農業生産活動を支援します。
- ◆ 既に活動している集落については、参加者による課題・対策等の話し合いを通じて、集落全体の将来像を明らかにする取組みや、新たな人材を確保する取組みなどを促進し、活動内容の強化を図ります。
- ◆ 地域に根差し、地域経済や伝統文化の維持・発展につながるよう、地域特産作物の産地の維持・活性化を図るため、生産者や生産者団体等が自主的に行う試作や情報収集などの取組み、高品質安定生産技術の確立、魅力ある商品づくりを支援します。

- 農山村地域の豊かな自然環境や農林水産物を生かした農泊、グリーン・ツーリズムなどにより都市部との交流を促進するとともに、農産物のオーナー制度やふるさと納税など、農山漁村と多様な形で関わる関係人口を創出・拡大する取組みを推進します。また、美しい農村風景の写真コンテストの実施やソーシャルメディア等を通して、都市住民や移住希望者等に広く本県農業・農村の魅力を情報発信します。
- 棚田地域においては、「県棚田地域振興計画」に基づき、棚田の保全や棚田を核とした地域振興を推進します。捕獲した野生鳥獣をジビエ料理などの地域資源として有効に活用するため、先進地や支援にかかる情報を提供するとともに、地域の実態に即したジビエ利用の普及を促進します。

現状と課題

- 農村には、豊かな自然環境や伝統文化、農産物などの魅力ある地域資源が存在しており、本県では、都市部と農村部が近接しているという特徴を生かし、日帰りの農業体験などを通して都市との交流を促進していますが、今後さらに、農村を舞台として新たな価値を創出し、農村の所得向上と地域の活性化を図っていく必要があります。
- 新型コロナウイルスの感染拡大を契機として「田園回帰」志向が高まるなど、農村の持つ価値や魅力が再評価されており、密集や長距離移動を避けた新しい旅のスタイルとしてマイクロツーリズム(近隣観光)が浸透してきたなか、県内外からの滞在を促すため、地域資源の掘り起こしや受入体制の整備により、グリーン・ツーリズムや農村滞在型旅行である「農泊」を推進する必要があります。
- また、交流人口の増加に加えて、農山村の応援団となる「関係人口」を創出・拡大するため、農泊、体験学習、特産品の購入等の様々なきっかけを通じて幅広い人々に農村地域への関心や関わりを持ってもらうとともに、農村地域への関心や関わりを持った層に段階的に深めてもらい、地域活動への参画につなげていく必要があります。
- さらに、過疎化・高齢化が進む地域の活性化を図るため、二地域居住や半農半Xと呼ばれる農業の副業・兼業化も含めた多様なライフスタイルを提案するなど、移住・定住の促進に向けた受け皿づくりを進めるとともに、援農・就農等につなげていく必要があります。

具体的な施策

① 農泊、グリーン・ツーリズムの推進

- ◆ 実践者や有識者、県観光協会などと農泊、グリーン・ツーリズムの推進体制を整備し、体験モデル企画の実施、フェアの開催、ホームページ等を使った都市住民への情報発信に取り組むとともに、四国4県で広域的に連携し、スケールメリットを生かしたキャンペーンなどを実施します。
- ◆ 農村滞在の拠点となる農林漁家民宿の開業者に対して、開業時における関係法令の許認可に必要な手続きの支援、消防・防火施設やトイレの改修、Wi-Fi 環境の整備などの支援を行うとともに、農泊、グリーン・ツーリズムの実践者に対して、地域資源を活用した交流促進活動や農業体験等の実施を支援します。

- ◆ 地域の食と農を結びつけた旅の提案により、新たな旅行需要の掘り起こしにつなげるため、観光団体等と連携し、「農泊 食文化海外発信地域(ブランド名:SAVOR JAPAN)」認定地域であるメリットをフル活用した誘客対策に取り組みます。

② 関係人口の創出・拡大

- ◆ 農山村と多様な形で関わるファン層を獲得するため、美しい農村風景の写真コンテストの実施やふるさと納税における農産物の活用などにより、本県農業・農村の魅力を情報発信します。
- ◆ リピーターの増加によるにぎわいづくりにつなげるため、果樹など農産物のオーナー制度をPRするとともに、捕獲した野生鳥獣を活用したジビエ料理の優良事例や支援策の情報を提供し、利用促進を図ります。
- ◆ 地域づくり活動の参画を図るため、県棚田地域振興計画に基づいて棚田の保全を推進するとともに、棚田を核としたオーナー制度やイベントの開催などの交流活動を支援します。
- ◆ 県外からの企業や人の移転を促進するため、リモートワーク向けサテライトオフィスの拠点づくりを促し、テレワークや旅先で休暇を取りながら働く「ワーケーション」需要を呼び込みます。

③ 移住・定住の促進

- ◆ 農泊やグリーン・ツーリズムでの農村体験プログラムの充実や、テレワークやワーケーションを通じて、地域との関係性が深まったファンに移住・定住を促すため、就農体験や交流活動の企画・開催に取り組み、地域の人材として呼び込みます。
- ◆ 移住・定住をはじめ、二地域居住や半農半Xへの対応として、新規就農支援施策に加えて、住宅の借上補助や空き家バンク制度などの住環境支援施策といった、暮らしに関わる総合的な情報発信に努め、援農・就農等につなげます。

- 県鳥獣被害防止対策協議会を通して、野生鳥獣への餌付けとなる耕作放棄地や作物残渣の放置などの防止と地域に寄せ付けない環境づくりのための追い払い、侵入防止柵の設置などの侵入防止、有害鳥獣の捕獲など、地域ぐるみの対策を市町と連携して総合的に推進します。

現状と課題

- 令和元年度のイノシシやニホンザルなどの野生鳥獣による農作物被害額は全国で 158 億円にのぼります。営農意欲の減退による耕作放棄の要因にもなっており、農山村における生産活動の維持に深刻な影響を与えています。
- 野生鳥獣による農作物の被害は、耕作放棄地の増加や集落コミュニティの弱体化などに伴い、中山間地域のみならず平野部においても広がるなど県内全域で深刻化しており、一層の対策が求められています。
- これまで、①地域に寄せ付けない環境づくり、②侵入防止対策、③捕獲の3点セットの取組みへの支援を行っており、効果を上げているモデル的な対策の事例もみられます。また、農作物への被害金額は、減少傾向にあるものの、ニホンジカによる新たな地域での被害発生もあり、より一層の被害対策を進める必要があります。
- 有害鳥獣捕獲を担う狩猟者の高齢化が進んでいることから、若手狩猟者の育成や捕獲方法の効率化が求められています。

具体的な施策

① 鳥獣被害対策の強化

- ◆ 県鳥獣被害防止対策協議会を通して、野生鳥獣への餌付けとなる耕作放棄地や作物残渣の放置などの防止と地域に寄せ付けない環境づくりのための追い払い、侵入防止柵の設置などの侵入防止、有害鳥獣の捕獲など、地域ぐるみの対策を引き続き推進します。
- ◆ 侵入防止柵や捕獲資機材を整備する市町の取組みを支援するとともに、侵入防止柵設置後の維持管理についても、市町と連携した啓発や技術的支援を行います。
- ◆ 農業改良普及センター、市町等において鳥獣被害防止に関する専門的知識を有する指導者の育成を図るとともに、「香川県農作物獣害対策指導の手引き」を活用した研修会等の実施により、地域住民の知識や技術の向上を図り、将来にわたって地域での鳥獣被害防止対策を実践する中心的な役割を担うリーダーやモデルとなる集落の育成を推進します。
- ◆ 外来生物法に基づきアライグマやヌートリアなど特定外来生物の防除を計画的に行う市町に対して支援を行うとともに、被害防止対策についての技術普及を図り、生活環境、農作物等への被害を防止するための対策を推進します。
- ◆ 有害鳥獣の被害データや捕獲データ、及び生態調査等を活用し、効果的かつ効率的な被害防止対策に取り組みます。

② 持続的な捕獲体制の確立

- ◆ 有害鳥獣捕獲については、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカを対象に、国の事業も活用し、効果的かつ効率的な捕獲を推進します。
- ◆ 市町と役割分担のうえ、市街地周辺や島しょ部等の捕獲困難な地域において、県主体の捕獲事業等を重点的に実施するほか、捕獲の担い手を確保するため、若手狩猟者の確保・育成に取り組めます。

参考 指標一覧

展開方向Ⅰ 担い手の確保・育成	単位	現 状	目 標
新規就農者数(累計)	人	717 (H28~R2年度)	750 (R3~R7年度)
新たな認定農業者数(累計)	経営体	484 (H27~R元年度)	500 (R3~R7年度)
認定農業者である農業法人数	法人	343 (R元年度)	400 (R7年度)

展開方向Ⅱ 農産物の安定供給	単位	現 状	目 標
農業産出額	億円	803 (R元年)	818 (R7年)
小麦「さぬきの夢」の作付面積	ha	2,100 (R2年産)	2,300 (R7年産)
県オリジナル品種の作付面積 (野菜、果樹、花き、オリーブ)	ha	246 (R元年度)	300 (R7年度)
ブランド農産物の生産量	t	37,960 (H27~R元年度の平均)	41,810 (R7年)
オリーブ生産量	t	490 (R2年産)	600 (R7年産)
盆栽輸出数量	千本	12 (R2年度)	12 (R7年度)
和牛繁殖雌牛頭数	頭	1,720 (R2年度)	1,760 (R7年度)
国際水準 GAP 認証取得数	件	12 (R2年)	22 (R7年)
精密な土壌測定診断件数(累計)	検体	5,240 (H28~R2年度)	6,500 (R3~R7年度)
収入保険加入者数	経営体	583 (R2年)	1,500 (R7年)

展開方向Ⅲ 農産物の需要拡大	単位	現 状	目 標
小麦「さぬきの夢」取扱店舗数	店舗	85 (R2年度)	210 (R7年度)
【再掲】ブランド農産物の生産量	t	37,960 (H27~R元年度の平均)	41,810 (R7年)
かがわ地産地消協力店登録店舗数	店舗	351 (R2年度)	410 (R7年度)
新たに6次産業化や農商工連携に取り組む 農業経営体数	経営体	118 (R2年度)	168 (R7年度)

展開方向Ⅳ 生産性を高める基盤整備	単位	現 状	目 標
農地中間管理事業による貸付面積	ha	2,823 (R2年度)	4,300 (R7年度)
ほ場整備面積	ha	7,678 (R2年度)	7,803 (R7年度)
基幹水路保全対策延長	km	138 (R2年度)	158 (R7年度)
スマート農業技術導入経営体数	経営体	64 (R2年度)	150 (R7年度)
防災重点農業用ため池の整備箇所数 (全面改修)	箇所	3,541 (R2年度)	3,651 (R7年度)
中小規模ため池の耐震化整備箇所数	箇所	12 (R2年度)	22 (R7年度)
飼養衛生管理指導等計画に定める 重点的指導事項の遵守率	%	85.7 (R2年度)	100 (R7年度)

展開方向Ⅴ 活力あふれる農村の振興	単位	現 状	目 標
多面的機能の維持・発揮活動を行う 農用地面積	ha	14,280 (R2年度)	15,000 (R7年度)
グリーン・ツーリズム交流施設の 体験・宿泊者数	人	84,300 (R2年度)	コロナ影響前の 実績値まで回復
野生鳥獣による農作物被害金額(累計)	百万円	724 (H27~R元年度)	500 (R3~R7年度)

資料 用語の解説

あ 行

IOC(インターナショナル・オリーブ・カウンシル)

IOC(International Olive Council)は、スペイン・マドリードに本部を置く、オリーブオイル・テーブルオリーブス(新漬けなど)に関する国際協定(条約・国際商品協定)に基づく世界唯一の政府間国際機関。

アフリカ豚熱

アフリカ豚熱ウイルスが豚やイノシシに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病。ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大する。なお、豚熱とは全く別の疾病。

エコフィード

環境や生態(ecology)、節約(economy)などを意味するエコ(eco)と、飼料を意味するフィード(feed)を併せた造語であり、醤油粕、豆腐粕など食品の製造過程で得られる副産物や余剰食品、調理残さなどを利用して製造された家畜用飼料のこと。

おいでまい

県農業試験場で育成された夏の暑さに強く、品質・食味に優れた水稻品種。平成 23(2011)年から試験栽培を行い、平成 25(2013)年から本格栽培を開始した。

一般財団法人日本穀物検定協会が実施した平成 25(2013)年産「米の食味ランキング」で、四国で初めて「特A」評価を獲得し、以後、通算5回の「特A」評価を獲得している。

オリーブ牛

「オリーブ牛(ぎゅう)」は、オリーブ飼料を出荷前 60 日間以上給与し、生産した「讃岐牛(さぬきうし)」。「讃岐牛」は、牛枝肉取引規格の格付の 15 等級のうちの上位6等級に限定される高品質な県産ブランド和牛肉。

オリーブ飼料

オリーブの採油後の果実を加熱乾燥させたもの

オリーブ地鶏

県産ブランドの「讃岐コーチン」と「瀬戸赤どり」にオリーブ飼料を出荷前 14 日以上給与し、生産した県産ブランド地鶏肉。

オリーブ畜産物

オリーブ飼料を給与し、生産した県産ブランドの「オリーブ牛」、「オリーブ夢豚(ゆめぶた)・オリーブ豚(とん)」、「オリーブ地鶏」の総称。

オリーブ豚・オリーブ夢豚

「オリーブ豚(とん)」は、オリーブ飼料を出荷前 30 日間以上給与し、生産した県産豚肉。「オリーブ夢豚(ゆめぶた)」は、黒豚の血統が 50%以上の「讃岐夢豚」にオリーブ飼料を給与した県産ブランド豚肉。

か 行

カーネーション「ミニティアラシリーズ」

県農業試験場が、カーネーションのバリエーションを増やすため、「なでしこ」と交配して育成した花卉の細い「剣咲きタイプ」の品種。外観がティアラ(王冠)に似ていることから、「ミニティアラ」と命名。これまでに、「ミニティアラピンク」や「ミニティアラクリーム」を含む7品種が育成されている。

価格安定制度

農畜産物の価格が著しく低落した場合に、価格差補給金を交付することによって農家経営の安定を図り、農畜産物の安定供給と国民消費生活の安定を図る制度。

かがわオリーブオイル品質評価・適合表示制度

オリーブオイルの国際的な基準に即し、県が定めた化学検査や官能評価における品質評価基準に適合した製品であることを表示する香川県独自の制度。

香川ため池保全管理サポートセンター

ため池の保全管理体制を強化し、災害の未然防止につなげるため、管理状況の調査や劣化状況の診断、管理者に対する適正な管理の指導・助言を行うなど、ため池管理者を技術的な面から支援。

かがわ地産地消応援事業所

月1回以上、地産地消「弁当の日」を設定、または社員食堂や給食施設において、県産農林水産物を 50%以上取り入れたメニューを提供するなど、県産農林水産物の利用促進に先導的に取り組んでいる県内の企業や大学

などのこと。

かがわ地産地消協力店

地産地消の趣旨に賛同し、県産農林水産物を積極的に販売、利用する小売店や飲食店などのこと。

香川本鷹

かつて塩飽諸島や荘内半島で栽培され、絶滅が危惧されていた唐辛子。タカノツメの一種で、長さが7~8cmと大ぶりで、上品な香りと辛みが強いのが特徴。

家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

危害分析・重要管理点(HACCP)手法に基づく衛生管理

食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染などの危害要因をあらかじめ分析(Hazard Analysis)し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点(Critical Control Point)を定め、これを連続的に監視・記録することにより、製品の安全を確保する衛生管理手法。

基幹水路

農業用排水のための利用に供される水路であって、その受益面積が100ha以上のもの。

基幹的農業従事者

農業就業人口(自営農業に主として従事した世帯員)のうち、普段の仕事として主に農業に従事している者のこと。

機能性表示食品

事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品であり、販売前に安全性及び機能性の科学的根拠に関する情報などが消費者庁長官へ届け出られたもの。

クーリング・パッド

気化熱を利用し、暖かく乾いた空気を冷たく湿った空気に変換して畜舎内部の温度を下げる冷却システムのこと。

と。

グリーン・ツーリズム

農山漁村で、農林漁業の体験やその地域の自然・文化に触れながら、地元の人々との交流を楽しむこと。

耕作放棄地

以前に耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地。

耕地面積

毎年、全国の田耕地及び畑耕地を対象として実施する農林水産省の作物統計調査における、耕地として利用されている農地の面積。

荒廃農地

現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。

高病原性鳥インフルエンザ

鶏、あひる、うずら、きじ、七面鳥などに感染し、その感染力の強さと高致死性などから、国際的に最も警戒すべき家畜の伝染性疾病のひとつ。発生時には、殺処分等の感染拡大防止措置が必要となる。

雇用就農

農業法人などに雇用され、年間を通じて新たに農業に従事すること(外国人技能実習生を除く)。

コールドチェーン

農産物の品質を保持するため、生産・輸送・消費の過程において、生鮮食料品を一貫して低温に保って流通させること。

さ 行

さぬき讚シリーズ

「さぬき讚フルーツ」、「さぬき讚ベジタブル」、「さぬき讚フラワー」を束ねた県産青果物の総称。

さぬき讚フラワー

香川県で生産される高品質な花きの総称。

さぬき讚フルーツ

県オリジナル品種を中心とした果物で、県が認定した生産者が栽培し、糖度など一定の品質基準を満たしたものの。

さぬき讚ベジタブル

香川県産野菜イメージアップ計画を作成し、かがわ農産物流通消費推進協議会の認定を受けた生産者が旬や品質等にこだわって作った県産野菜。

さぬきのヘイヤ

県農業試験場が開発したモロヘイヤ。従来のもの比べ茎が柔らかく、アントシアニンが少なく、緑色が鮮やか。平成 30 年9月に出願公表。

さぬきの夢

県農業試験場がさぬきうどんのために開発した、本県オリジナル小麦品種の総称。平成 12(2000)年には初の品種「さぬきの夢 2000」、平成 21(2009)年には後継品種の「さぬきの夢 2009」が開発され、平成 25(2013)年産には「さぬきの夢 2009」に全面切替され、現在、県内全域で栽培されている。

「さぬきの夢」取扱店

「さぬきの夢」小麦粉(ブレンドを含む)を使用した製品(うどんを含む麺類、菓子類等)を製造又は調理し、提供する県内外の事業者。

実需者

生産者から消費者に農産物が届くまでの過程において、運搬や売買、加工などのさまざまな業態に関わる者の総称。具体的には、卸売市場をはじめ、流通業者や食品産業、外食産業、量販店、小売店などをさす。

重点的指導事項(飼養衛生管理指導等計画)

飼養衛生管理指導等計画で定めた飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項。

集落営農

集落等地縁的にまとまりのある一定の地域内の農業者が農業生産を共同して行う営農活動のこと。

主業農家

農業所得が主(農家所得の 50%以上が農業所得)で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している

65 歳未満の世帯員がいる農家。

飼養衛生管理基準

家畜伝染病予防法に基づき、家畜(牛、豚、鶏など)の所有者が、異常家畜の早期発見通報や消毒の励行など、守らなければならない衛生基準(平成 16(2004)年 12 月に制定)。

飼養衛生管理指導等計画

家畜伝染病予防法に基づく、飼養衛生管理指導等指針に即して、県が定めた飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する計画。

食育

一般的には、食品の安全性への不安や、生活習慣病の増加などを背景に、食習慣や食文化、食材、栄養などに関する理解を深めるなど、食を通じて、身体や心の健康を育むこと。

食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、売れ残りや食べ残しなど、さまざまな理由で捨てられている食品のことで、食品の生産、製造、流通、販売、消費等の各段階において日常的に発生し、日本全体で年間約 600 万トン(平成 30(2018)年度)と推計されている。

新規就農者

新たに農業に従事もしくは農業法人等に雇用された者で、年間農業従事日数が 150 日以上(見込みの者を含む)の者。

ストックポイント

流通において、農産物を一時的に保管したり、流通の中継をする保管場所のこと。少量の農産物をストックポイントで集約することで物流の効率化が図られる。

スマート農業

農作業の自動化や省力化、農作物の高品質化や生産性の向上を目的として、ロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用する農業のこと。

専業農家

世帯員の中に兼業従事者(調査期日前1年間に 30 日以上雇用兼業に従事した者又は調査期日前1年間に販売金額が 15 万円以上ある自営兼業に従事した者)が1人

もない農家のこと。

た 行

ため池ハザードマップ

地震などにより「ため池」が決壊した場合の浸水想定区域図、緊急時の避難場所や避難経路などの情報を掲載した被害予測図。

多面的機能(多面的な機能)

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農山漁村で行われる農林水産業の営みにより生じるさまざまな機能のこと。

地球温暖化

人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表や大気の温度が追加的に上昇する現象。

畜産GAP

農業生産活動の持続性を確保するため、食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、アニマルウェルフェアに関する法令等を遵守するための点検項目を定め、これらの実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行う取り組み。

地産地消

「地域生産、地域消費」を短くした言葉で、「地域でとれた生産物を地域で消費する」という意味。本県では、平成14年度から、県産農林水産物の需要拡大と県民の健康で豊かな食生活の実現をめざし、地産地消を推進している。

知的財産

人間の創造的活動により生み出される、発明、考案、意匠、著作物や事業活動に用いられる商品又は役務を表示する商標、商号等を指し、法令で定められた権利として、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権等がある。

中山間地域

傾斜地や森林が多く、まとまった平坦な農地が少ないなど、農業上の諸条件が平地に比べて不利な地域のこと。

デジタルトランスフォーメーション

電子化されたデータとデジタル技術の活用により、社会起点で新たな価値を創出し、サービスやビジネスモデル、組織等に変革がもたらされること。

デジタルマーケティング

検索エンジンやWebサイト、SNS、メール、モバイルアプリなど、あらゆるデジタルテクノロジーを活用したマーケティングのこと。社会におけるデジタル化の進展によって入手可能になった「ユーザーの行動データ」を分析し、データを基に最適な施策を繰り出していくことが可能である。

テレワーク

在宅勤務、モバイルワークなど、ICT(情報通信技術)を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。

特定技能

深刻化する人手不足に対応するため、人材を確保することが困難な状況にある介護や建設など14の産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れるために創設された在留資格で、平成31(2019)年4月から制度の運用が開始された。

トップセールス

地方自治体の代表などが、みずから県産品等を、他の国や地方へ売り込むこと。

な 行

担い手・核となる担い手

県が定義する担い手とは、農業経営の発展に意欲的な農業者。核となる担い手(認定農業者、新規就農者、集落営農組織)及び農業経営の発展に取り組み、「核となる担い手」を目指す兼業農家・定年帰農者・半農半X・農外企業・者。

なお、国が定義する担い手とは、認定農業者、特定農業法人、特定農業団体、基本構想水準到達者、認定新規就農者、集落営農組織。

日本型直接支払制度

農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援するもの。地域の農家や住民による協働活動を支援する「多面的機能支払」、中山間地等の条件不利地のコスト差を支援する「中山間地域等直接

支払」、環境保全効果の高い営農活動を支援する「環境保全型農業直接支援」で構成される。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、5年後を目標として経営規模の拡大や生産方法・経営管理の合理化などを記載した農業経営改善計画を作成し、これを市町から認定を受けた農業者。経営改善の取組みに関する優遇措置が講じられる。

農業士

自らも農業のプロとして優れた農業経営を営む傍ら、地域の農業振興のリーダーとして農業後継者の育成や農村地域活動を積極的にしている農業者。県が「香川県農業士」として認定している。

農業支援グループ

地域のニーズに応じて農業生産活動や農地の維持管理作業等を共同で受託する組織。

農業就業人口

自営農業に従事した世帯員(農業従事者)のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者または農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者の総数。

農業振興地域制度

今後とも長期にわたって農業を振興する地域を明らかにし、農業と農業以外の土地利用の調整を図るとともに、その地域の整備を計画的、集中的に行うことにより、農業の健全な発展を図ることを目的とする、農業振興地域の整備に関する法律に基づく制度。

農業生産工程管理(GAP)

GAPは Good Agricultural Practice の略で、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組み。

農業の6次産業化

農山漁村の活性化のため、地域の第1次産業とこれに関連する第2次、第3次産業(加工・販売など)に係る事業の融合などにより、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組み。

農業法人

法人の形態によって農業を営む法人の総称。農業法人は、「農地所有適格法人(旧農業生産法人)」と一般の農業法人に大別され、農地所有適格法人は、農業経営を行うために農地を取得できる法人。

農産物の栽培履歴記帳(トレーサビリティ)

栽培期間中に使用した農薬の種類や使用時期、濃度などを記録・保管すること。すべての生産者が記帳・保管を実施することで、流通業者や消費者からの問合せに速やかに対応でき、安全・安心な農産物の供給を確保することができる。

農地集積

離農や規模縮小する農業者の農地を、担い手となる農業者に集めることで、担い手の経営規模の拡大や合理化を進めること。

農地機構(農地バンク)

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理事業を実施する法人。知事の指定により都道府県に一つ設置され、本県では、公益財団法人香川県農地機構が知事の指定を受けている。

農地中間管理事業

農地中間管理機構((公財)香川県農地機構)が、離農や規模を縮小する農家から農地を借り入れて、その農地を担い手の農家に貸付けることで、担い手への農地集積・集約化を促進する事業。

農地転用許可制度

優良農地の確保と非農業的土地利用との調整を図る観点から、農地を立地条件などにより区分し、開発を農業上の利用に支障の少ない農地に誘導するとともに、資産保有目的などでの農地取得を認めないこととする、農地法に基づく制度。対象となる農地には、現に耕作されていなくても、耕作しようとするばいつでも耕作可能な農地(不作付地など)も含まれる。

農泊

農山漁村地域に宿泊し、滞在中にその地域の農産物を活用した食事や農業体験などを楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のこと。

農福連携

農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを出し、社会参画を実現する取組み。

は 行

HACCP(ハサップ)

原材料の受入から最終製品までの工程ごとに、食中毒菌などの有害要因を分析(HA)した上で、有害の発生防止につながる特に重要な工程(CCP)を継続的に監視・記録する衛生管理手法である。

畑作物の直接支払制度(ゲタ対策)

諸外国との生産条件の格差により不利がある麦、大豆などの国産農産物の生産・販売を行う農業者(認定農業者、集落営農、認定新規就農者)に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する制度。

花いけバトル

華道家やフラワーデザイナー等の出場者が制限時間内に花を選び、器に生けて、作品としての美しさのほか、即興で花を生ける仕草や表現力を含めて、一般の観客が審査する競技のこと。

バリューチェーン

農林水産物の生産から製造・加工、流通、消費に至る各段階の付加価値を高めながらつなぎあわせることにより、付加価値の連鎖をつくること。産地の「こだわり」を消費者につなげていくこと。

半農半X(はんのうはんえつくす)

農業と他のさまざまな仕事を組み合わせた新しいライフスタイル。

人・農地プラン(の実質化)

高齢化や後継者不足などの地域が抱える人と農地の問題に解決するため、地域の農業者等の話し合いを通じて、将来の地域の農地や担い手等の地域農業のあり方について市町が定めるプラン。人・農地プランの区域の全部は一部のうち、対象地区内の過半の農地について、近い将来の農地の出し手と受け手が特定されている区域が実質化しているとする。

豚熱

豚熱ウイルスにより起こる豚、イノシシの熱性伝染病で、強い感染力と高い致死率が特徴。感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大する。なお、アフリカ豚熱とは全く別の疾病。

防災重点農業用ため池

「ため池工事特措法」に基づき指定した、決壊による水害その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある農業用のため池。

ほ場整備

農地区画の規模や形状の変更、農道、用排水路、用水のパイプライン化などの農業生産基盤の整備を総合的に行うこと。

ま 行

マーケットイン

商品の企画開発や生産において、消費者のニーズを重視する方法のこと。

マイクロツーリズム

遠方への旅行に対し、近隣地域への小旅行や、地域の歴史や文化を知る少人数での「まち歩き」など、近場で過ごす小規模の旅行形態のこと。

ミシマサイコ

根が柴胡(さいこ)という生薬(天然に存在する薬効を持つ産物から有効成分を精製することなく体質の改善を目的として用いる薬の総称)として用いられる薬用作物。解熱、鎮痛作用があり、多くの漢方方剤に配合されている。

物日

花きの流通において、行事等に関連して需要が集中する特定の日をさす。盆や彼岸、母の日やクリスマスなどがある。

や 行

薬用作物

植物体またはその抽出成分を医薬として用いる、あるいは製薬の原料とする作物。

野菜価格安定制度

野菜指定産地で指定野菜の生産を行う生産者に対して、市場価格の著しい低落があった場合に、農畜産業振興機構が生産者に生産者補給金を交付することにより、生産者の経営安定と消費者への指定野菜の安定供給を図る制度。対象となる野菜は、野菜指定産地の区域内で生産された指定野菜であり、かつ、出荷団体又は大規模生産者が、卸売市場に出荷したもの。

有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法。

有機農産物

周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じている、は種又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しない、組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないなど、「有機農産物の日本農林規格」の基準に従って生産された農産物のこと。

遊休農地

現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、及び農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地。

ら 行

ライフサイクルコスト

施設の建設に要する経費に、供用期間中の運転、補修等の維持管理に要する経費及び廃棄に要する経費を合計した金額。

ラナンキュラス「てまりシリーズ」

県農業試験場がラナンキュラスのバリエーションを増やすために育成した品種。つぼみの形が丸く、てまりに似ていることから「てまり」と命名。これまでに、「紅てまり」や「雪てまり」を含む8品種が育成されている。

流域治水

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、集水域(雨水が河川に流入する地域)から氾濫域

(河川等の氾濫により浸水が想定される地域)にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。

老朽ため池

年月の経過に伴い、堤体や底樋の老朽化による漏水などの問題が発生する可能性のあるため池。

6次産業化

農山漁村の活性化のため、農林水産業など第1次産業とこれに関連する、加工や販売等の第2次、第3次産業に係る融合等による地域ビジネスの展開や新たな業態の創出を行う取組み。

わ 行

ワーケーション

英語の Work(仕事)と Vacation(休暇)の合成語で、観光地やリゾート地など、普段の職場とは異なる場所で働きながら休暇取得を行うこと。